

平成24年3月14日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員(なし)

欠員(1名)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
都市整備部長	福富	保文	調整監	岩田	勝之
環境水道部長	弘岡	敏	会計管理者	馬淵	哲男
教育次長	林	鉄雄	監査委員 事務局長	松井	章治
福祉生活課長	広瀬	充利	健康推進課長	棚瀬	龍

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様方におかれましては、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

14 番 山田隆義君の発言を許します。

14 番（山田隆義君） おはようございます。

14 番、市民クラブの山田でございます。

きょうは一般質問 2 日目でございます。

私は、2 点について質問をさせていただきます。1 点は、シルバー人材センターの現況についてのお尋ねをさせていただきます。2 つ目に財団法人施設管理公社、かつまた公益法人の株式会社の公共サービスの運営についてお尋ねいたします。

まず、執行部にお尋ねいたします。シルバー人材センターの現況についての忌憚のない答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） おはようございます。

ただいまの山田議員のシルバー人材センターについての質問にお答えしたいと思います。

現在、シルバー人材センターの運営状況でございますが、会員につきましては平成 23 年 3 月末で 210 人であったところが、平成 24 年 2 月末現在 163 人と、約 50 人ほど減しております。契約金額につきましては、公共部門で 23 年 3 月末が 330 万 1,039 円のところを、平成 24 年 2 月末現在 182 万 5,893 円でございます。民間の契約金額につきましては、平成 23 年 3 月末で 3,658 万 5,831 円のところを、平成 24 年 2 月末で 2,982 万 1,595 円となっております。昨年度と比較すると、会員数及び受給件数が減ってきておりますので、ことし 2 月にシルバー人材センターの P R をし、また 3 月に会員募集の P R を広報紙の挟み込みチラシとして全戸配付をし、今まで以上に高齢者の就業の機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるよう、また高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与できるよう、事業に対する努力を読み取ることが出来ます。

シルバー人材センターからの公共事業の拡大の要望もあり、市としては平成 24 年度に向け、これらの姿勢にこたえられるよう、シルバー人材センターへ委託できる事業を洗い出しました。

具体的作業内容としましては、清掃、植木の手入れなど、草取りなどの外仕事があります。これにより仕事の確保ができ、シルバー人材センター会員の就業の励みとなると考え、市にとって年々高齢化率の高まっている中、高齢者の就労の場の一つと考えております。

以上がシルバー人材センターの現状でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 現状は、もう少し具体的に御答弁をいただきたいわけではありますが、少し前より西岡一成議員が、シルバー人材センターの運営について、規約、並びに条例違反を犯した運営をしておるといことがひずみになって、民間においても公共においても受注ができないわけがあります。せめてもや、昨日広瀬捨男議員が質問をされたように、老人福祉法によってある一定の受注、並びに会員数があると国庫補助を受けられる。これは、老人に働ける体力のある方は、少しでも適度の働く場を設けて健康増進に努めると。かつまた、体力的に弱っている方には、それ相応の対応ができる福祉措置を図っていくということのために老人福祉法ができて、能力がある方は能力に応じたお仕事なり趣味を設けて、少しでも健康管理をしていただくためにそういう法律があるんだということでございます。

しかし、そのシルバー人材センターが規約、条例違反を犯して運営しておれば、そうした対応が受け入れられるわけがないんです。売り上げも伸ばさず、会員数をふやせと言ったってふえるわけがないんですよ。そんな経営をしておいて、国庫補助を受けるために人員をふやしたり、かつまた受注をしたって、根底から破綻しますよ。市民から信頼が得られません。その点についてどういうお考えか。少しでも会員をふやして、受注ができるように植栽とか草取りとか、そういうことを発注して少しでもふやす。

ふやす前に、根底の規約条例違反の後処理、また人心一新をして出直すなら別ですけども、半分はんちゃんな応急処理をして前へ進めようと思っても、売り上げも人員もふえませんが、不信感があっては、公共的な観点から補助金を出しておられますが、補助金を出す前に運営自体を刷新する必要があると思うんですが、執行部におかれましてはその所見をお聞きします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

きのうの広瀬捨男議員の質問の答弁でもお話をさせていただきましたんですが、過去、議員もおっしゃられましたように、西岡議員から3回にわたってこのシルバーの問題の提起をいただいております。その記録が時系列にずっと書いた一覧表があるわけでございますが、その指摘を受けまして、市としましては昨年の3月17日に文書でもって回答を促しております。

そして、3月29日に告訴状の写しをいただいておりますし、6月21日、平成23年度の総会議案書が事務局より届けられております。そして、7月11日に市からそういったデータですね、

文書の回答、同じく7月14日にも回答をいただいています。そんなような形で、向こうからは随時文書をいただいておりますが、その文書が公印が押してないとか、内容がいま一つ明確でない面等ございました。そういった事務的な面の一方で、きのうもお話しさせていただきましたように、私は補助金を交付している関係上、森理事長、いわゆる登記上、理事長が森さんになっておりますので、森理事長の求めに応じて7月21日に面談をしております、そして8月29日、監査委員よりシルバーの市の対応について福祉部長と出頭を求められて、その対応について協議をしております。その後、9月29日、10月17日と森理事長と接見をし、シルバーのあり方について協議をしております。

それから、10月31日にはシルバーの理事会が開かれまして、その会議の途中でございましたんですが、電話がかかりまして出席を求められまして、その折に一般社団法人としての定款を備えて運営されている以上、当然、公法及び定款に即した運営をしていただく義務があることとか、また、登記という法律行為があることから、登記のいわゆる公信力とか公示力とかあるわけでございますが、公信力については第三者には対抗要件がないというようなことで、いわゆる市が求めた登記簿謄本の記載事項と現状が誤りがある場合は、それはやはり正していただく必要があるようなことをお話をさせていただきました。

そういったことを踏まえて、11月22日にも森さんと協議をしております、そして12月20日、きのうひょっとしたら12月30日と言ったかもわかりませんが、正式には12月20日でしたが、社員総会が開催されまして、私も市長にかわって来賓として呼ばれて、福祉部長として出席をしております。その折にも、シルバーというのが以前は会員というような位置づけでございましたですが、今は一般社団法人ということで、社員としての自覚を持っていただきたいというようなお話をさせていただきました。そして、社員の中で理事が選ばれ、そして理事長が選ばれという、そういう組織で運営がなされているというからには、それなりのいわゆる法律に基づいた組織となっていきたいということをお願いしたところでございます。

そうした経緯を踏まえまして、1月6日に理事会を開催され、そして、ことしの1月23日に臨時総会を開かれまして形が整ってきたということでございます。

その間、一応、書類的にもいただいておりますが、そうした書類も組織としての態様が整ってきたということで、1月18日付で補助金の交付決定もしております。そして1月6日に理事会を開催された後に補助金申請がなされまして、その後、交付したということでございます。

そういったことで、きのうもお話をさせていただきたいんですが、一応市としては、役員と、まだ理事の任期がことしの3月末までであるようでございまして、そして、その次の総会を開くまで今の理事が職務を遂行するというような内容になっておると聞いておりますが、そういったことで役員構成も正常化に向けて努力をされたということを確認しております。

そうした背景を踏まえて、24年度については市からの委託事業についても約5,000万を超える金額について発注できるよう手当てを考えておるところでございます。そういった一連の流れの中で正常化が図られているということを確認しておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） ただいま奥田副市長から御答弁をいただいたわけではありますが、市から5,000万ぐらいを発注したいと、そんなことを聞いておるわけじゃないんですよ。私は、5,000万であろうが7,000万であろうが、いわゆる老人福祉のためにも、それに適合するだけの仕事があれば、どんどん発注してもらいたいわけですが、その前に基本的な運営、民間企業であれば経営なんですよ。根底が、経営が悪いのに、どんだけ仕事をもらったってパンクしますよ、破綻しますよ。だから、根底が健全な運営でなくちゃいかんわけですよ。そのもとになるのが、規約とか条例があるわけでしょう。

何で規約とか条例が、手厳しく申し上げるかといいますと、いわゆる公的な発注をするわけでしょう。公的な運営とは、もとは皆さん市民の方々の税財源なんですよ。だから、公務員は市民に利潤追求じゃなくて、奉仕的精神で勤めなくてはならないのが公務員なんですよ。シルバー人材センターの運営は、公務員ではないけれども、市民から判断した場合は、準公務員が勤めてみえると思っていらっしゃるんですよ。それはどうしてかといいますと、補助金を出しているからですよ、補助金を。

だから、私が申し上げるのは、発注はどんどんしてもらわないかん。人員をふやしてもらわないかん、これは当然のことですけれども、そのもとになる経営基盤がないということを行っているわけですよ。

だから、私の思いを申し上げますと、追求するばかりが能じゃなくて、やはり私であったら、いわゆる監査委員からの監査を受けても健全な運営をしておるんだというお墨つきをもらうまでは、そんな受注をふやすとか、そんな余裕はないんですよ。そうであるならば一日も早く、どこから見てもガラス張りの市民から信頼をされる経営してもらいたい。そのために、責任ある立場の公務員の職員が専従をして経営補助に当たっていただくと。そして、次の総会までには人心を一新して、どこから監査を受けていただいても健全な経営をしておるんだという経営基盤をつくっていただいて、その上に立って公共的なお仕事を発注していただいて、そして人員もどんどんふやしていただく。確かに、シルバー人材センターは優秀な運営をされておるというお墨つきをもらうまでは、前へ進めるのではなくて、内部的な基盤をしっかりやっていただきたい。それも、ただとやるのではなくて、次の総会までにはきちっとした地盤のできる人心一新をしていただくためにも御努力をいただきたいと思います。今後の推移を見守

って、このシルバー人材センターの運営についての質問を終わります。

次に、財団法人の施設管理公社と公益法人の公共サービスの統合一元化について、昨日も広瀬捨男議員が質問をされたようでございますが、私も十分にいたしますけれども、見方、観点が違いますので、重複する部分は答弁をカットしていただければ結構でございますので、御答弁をいただきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） それでは、山田議員の御質問、財団法人瑞穂市施設管理公社とみずほ公共サービス株式会社との統合一元化について答弁をさせていただきます。

この施設管理公社、みずほ公共サービスにつきましては、どちらも行政運営の効率化、経費削減を目的として設立した団体でありまして、両社とも雇用の場の創出、特に高齢者の就労機会の提供という点で効果を上げてきております。そこで、統合一元化ということで今後の方向についてでございますが、先ほど紹介いただきましたように、きのう広瀬捨男議員の御質問に市長も答弁しておりますが、一元化の方向を示されているので、その方向で進んでおりますが、今後の対応であります。平成18年度に成立した公益法人制度改革関連法が平成20年12月に施行されましたことによりまして、施設管理公社は、平成25年11月30日までに清算、または公益財団法人への移行、一般財団法人への移行の3つの選択肢からいや応なく選ばなければならなくなりました。清算・移行にかかる申請期間、施設管理公社の決算時期、瑞穂市の事務委託の時期等を考慮しますと、平成24年度内にすべての手続を済ませて、平成25年4月からスタートするのが適当であるのではないかと判断をしております。

このことについては、施設管理公社は既に平成22年度に公益財団法人を選択したところでありますが、その後の状況から公益化は難しいとなりまして、現在、今後の対応について協議がなされております。

いずれにしても今月、3月23日になりますが、施設管理公社の理事会が開催予定されておりまして、そこで結論が出されるものと考えております。また、みずほ公共サービスにつきましては、今後、施設管理公社とのすみ分けが難しくなることもありまして、以前の御質問でも当時の企画部長が答弁させていただいておりますが、その段階から一元化の方向で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。こちらにつきましても管理公社への引き継ぎ、そうできないもの、またシルバー人材センターに引き継げるもの、またそうでないものを平成24年度4月から整理していくよう進めておりますので、御理解をお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） シルバー人材センターとか施設管理公社、公共サービスということについては、公共性が高いんですよ、これね。職員の報酬といたしますか、給料といたしますか、賃

金といたしますか、そういうのは随分低いんですね。ところが、市民から見た場合は、公務員だと思っておられるんですね。公務員ということは、サービスが悪いと。特に市民センターとか、ほかの施設においても対応が悪いとか、そういうことをよく聞くんですよ。ところが、働いてみえる職員の方はそうじゃないんですね。待遇は、極端な言い方をすると一般公務員の半分が半分以下なんですよ。市民の観点と勤めてみえる人の観点とは違うんですね。しかし、民間企業とは違うんですから。公務員に準ずる対応をしていただかないとサービスが悪いということになるわけですから、そのためにはどうするかといいますと、私は前から持論を上げるんですけども、いわゆる発注の値段ですね。どのくらい査定しておられるんですか、これ。細かい数字は別として、仕事の単価といたしますか、いわゆる経費の積算をどのようにされておられるか、ちょっとお聞きします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私は、副市長という立場でありながら、実際は施設管理公社の理事長、それから公共サービスの取締役も兼ねておりますので、知り得る範囲でお答えさせていただきますが、施設管理公社のほうは御承知のように駐輪場、それから総合センター、市民センター、あと本田コミュニティーセンターといった施設の窓口業務を、いわゆる施設管理公社から言えば受注をしておるわけですが、その業種によって単価がまちまちなところがあります。特に美来の森なんかは、危険性も伴う屋外の仕事ということで単価が高いということでございます、その業種によって異なるということで、それからあと公共サービスですね。現在、本来であればシルバーのほうにやっていただければいいんですが、シルバーが先ほど来申しましたように、契約の当事者が定かではなかったということで、公共サービスが代行して請け負っているような面がありますが、その内容も、屋外の植栽、それから窓口の受け付け等では単価がそれぞれ異なりますので、一概には言えませんが、ただ、その屋外作業についても60歳以上の高齢者を対象にしておりますので、一般的ないわゆる企業の単価と比べると安いのは事実でございます。特に窓口なんかについては、市の補助職員と比べて同じような、783円かそんなような金額でやっていただいております。ただ、公共サービスの場合は、それに保険等を加味しますので、1,200円ということになってはいますが、それぞれが受け取られる金額については低いということでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 細かい数字等は、私は答弁を求めるわけではございませんけれども、私の思いといたしますと、一般の職員の給料の半分以下だと思うんですよ。いわゆる施設管理公社と公共サービスで働いてみえる人は、恐らくボーナスというものはないし、給料も安いし、しかし市民から見たら公務員やと思ってみえるんですね。その辺のハンディがいかに多い

と。だからゆえに、承知の上で働いてみえるにしても、私はそれだけの第一線の勤務から終わって、次の職場を求めて、健康管理を含めてお勤めになっておられることは御本人は承知でございますが、市民から判断した場合は、いわゆる公務員か公務員に準ずるつもりでみえるんですよ。だから、そうした姿勢でもってお勤めをいただかなきゃならんし、お勤めをいただくには、やはり半分以下の予算で発注しているんですから、それで利益もある程度上がっておるんですよ。利益が上がった分については、ある程度一時金とか福利厚生費に向けて、やはり喜びを味わっていただくと。勤務に対しての喜びを味わっていただくために、働いてみえる方にある程度還元をします。お金で還元をするか、それとも慰安のほうで還元するかは別として、やはり喜んで働いていただけると、そういう勤務意欲を少しでも還元するという気持ちでやっていただきたいと思うんですよ。そうすれば、やはりお勤めなさる方も楽しみがあるからという勤務意欲も大なり小なり出されるでしょうし、やはり準公務員だという認識もより深く持って働くことができるだろうから、やはりそういうことが健康増進にもつながるし、市民にも喜んでいただけると。喜んで勤務をしていただける福利厚生、いろんな面があると思うんですが、いわゆる一時金を渡すとか、年に1回か2回、旅行に還元するとか、何らかの方法、喜びを与えるような還元の仕方を持っていただきたいと。

全部残ったもんはもとに戻すということではなくて、そんなことを前から私は思っておりましたので、この際、統合一元化を来年度、25年度からきちっとそういう方向で進めていくという御答弁がありましたので、仕事の配分についても、シルバーでできることはシルバーのほうへ発注すると。そして、公共サービスと施設管理公社が一元化して、25年度発足できるように早急に進めるということでございますから、仕事の配分においても、内容的においても、どこから監査を受けられようが、どこから市民から眺められようが、やはりガラス張りであり、かつまた準公務員としての信頼を得られるような運営をしていただきたいと。私もこの4月、市民の信託が得られるか得られんかわかりませんが、得られる場所があったならば、しっかり推移を見ながら、この問題について注視をしてしていくつもりでございますので、これ以上の質問追及はいたしませんけれども、一応30分をちょっと超えましたので質問を閉じさせていただきますが、執行部におかれましては、公共サービス、施設管理公社、シルバー人材センターの運営を、公務員に準ずるということを忘れずに、しっかりめり張りをつけて信頼のある運営をしていただくことがいわゆる老人福祉法の補助金を受けられるような、ますますの繁栄があるわけです。住んでよかったまちづくりのためにも、根底を見直して、健全な運営をしていただけるように今後、注視をしていくつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。質問を終わります。

議長（星川睦枝君） 14番 山田隆義君の質問を終わります。

続きまして、18番 若園五朗君の発言を許します。

18番（若園五朗君） 議席番号18番、無会派、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。質問の内容は4項目で、通告内容は次のとおりです。

介護保険事業について、2.第2次瑞穂市行政改革大綱に基づく公共施設の使用料の再点検、適正化の実施について、3.地震対策について、4.職員の綱紀規律について、以上の4点について質問を行います。質問内容については質問席から行います。よろしくお願いいたします。

1つ、介護保険事業についてお尋ねします。

高齢者及び高齢化率の現状及び将来の推計について質問します。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） ただいま若園議員の介護保険事業についての質問にお答えいたします。

現在、国の情勢といたしましては、社会保障と税の一体改革として議論されているところですが、介護保険もその重要な条件の1つとなっております。

平成23年度までの第4期事業計画期間が終わり、平成24年度からの第5期介護保険事業計画が3カ年計画として策定することとなりました。策定に当たりましては、国が示す方針に基づいて行うものであり、今回の国が行う制度改革におきましても、策定に当たり、高齢者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという地域包括ケアの考えを念頭に、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性を反映させることにより、その地域に相応したサービス、提供体制の実現につなげることとなっているのが現状でございます。

その状況において、もとす広域連合管内の現状といたしましては、人口等の状況につきましては、平成19年9月末時点で10万4,444人でありましたが、平成23年の同時期では10万6,224人と、4年間で1,780人の増加となっております。同様に、65歳以上の高齢者につきましては、平成19年に1万7,921人でありましたが、平成23年には2万215人と2,294人の増となり、高齢化率も平成19年には17.2%が平成23年度には19.0%と1.8ポイントの上昇となっております。瑞穂市だけを見ますと、平成19年の人口は5万265人が平成23年には5万1,835人と1,570人の増、高齢者につきましては、平成19年には7,516人が平成23年には8,647人と1,131人の増、高齢化率は平成19年の15.0%が平成23年には16.7%と1.7ポイントの増と、高齢化率が進んでおります。

推計といたしましては、3年後の平成26年にはもとす広域連合では人口が10万7,084人、高齢者数は2万3,250人、高齢化率は21.7%と予想されます。瑞穂市では、人口は5万2,534人、高齢者数は1万80人、高齢化率は19.2%と予想されております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 具体的に高齢化率の現状及び今後どんどんふえてくるとの答弁がありました。そうならば介護老人施設の待機者、そして待機者があれば施設整備が必要であると考えております。もとす広域連合ではどのような話し合いが行われているか、2点、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 最初の待機者についてでございます。

介護保険老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへの待機者につきましては、平成23年においては、もとす広域連合管内で1年以内の入所を望んでいる方は平成23年6月時点で408人と多くあります。瑞穂市だけとしましても206人でございます。平成19年の瑞穂市民の待機者は110人でしたので、94人と、倍近くの増加となっております。ただし、その後、サンビレッジ瑞穂の特養が建っておりますので、その待機者のうち何人かは減されているという状況でございます。

もう1点、施設整備の点でございます。

施設整備につきましては、そういった状況を踏まえて、広域連合の第5期施設整備計画としましては、もとす広域連合管内において特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設、これは29人以下の施設でございますが、及び認知症対応型共同生活介護のグループホームの4種類の施設を予定しているところであります。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） そうならば、今後施設整備、そして特養、あるいは地域支援型の認知症等の施設を今後整備していくということですが、施設整備とともに介護保険者との負担割合、給付割合はどのようにふえていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 現在、介護給付費は毎年3億円程度増加している状況でございます。第5期の介護保険事業計画の策定に際し、3年間の見込み額として、いろんな居宅サービスとか地域密着型、あるいは住宅改修、居宅介護支援、施設サービス、すべてを含めて介護サービスと一つにまとめまして、152億5,585万7,000円ほどを見込んでおります。また、介護予防サービス、これも総額7億3,979万2,000円ほど、そして、その他ということで7億9,127万3,000円を見込んでおります。よって、全体としましては、標準の給付費としましては167億8,692万2,000円となりまして、地域支援事業につきましても、介護予防事業費、あるいは包括事業費としましては2億円から3億円ということになります。そういったところで、財源ルールに基づきまして市町村の負担等が計算されるわけですが、総額で21億8,189万4,000円

を市町で賄うというようなことでございます。現在、市町の負担割合を想定しますと、瑞穂市はおおむね4割程度ということでございますので、総額で8億7,275万8,000円程度必要ではないかというふうに考えられております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 非常に年々負担割合、今、瑞穂市は全体の4割、そして年間8億の負担がされておるといふ報告を受けました。そうした中で、瑞穂市の老人福祉計画と広域の5期の整備計画との関連性、そしてもう1つ、特養老人ホームに入所しますと月13万程度の受益者負担といふか、入所負担があると聞いていますが、低所得者が入所することはできるかどうか、その2点をお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 現在、特別養護老人ホームはもとす管内で5つございます。また、グループホームについては9つ、老人保健施設については2つ、療養型医療施設は1つというのが管内の状況でありまして、そのうち瑞穂市内は特別養護老人ホーム2つ、グループホーム4つ、老人保健施設1つ、療養型医療施設はゼロという現状でございます。

5期の将来整備計画につきましては先ほどお答えしたとおりでございますし、もう1点の特養へ入所すると13万円ほどと聞いているが、低所得者は入所できるかという点でございますが、結論から申しますと、入所はできるということでございます。施設的にはいろんな施設がございまして、大部屋、あるいは個室、あるいは今はやりといひますかユニット型の個室というようなことで値段も当然変わってくるということでございますが、ある施設をお伺いしますと、大部屋であっても要介護1の方、5の方、当然それぞれが違ってくるということで、1万円ほどの差がありますので、7万円台から8万円、あるいは個室になると9万円から10万円、あるいはユニット型になると13万円から14万円とか、部屋の形によって、あるいは要介護の度合いによって違ってきますし、それ以外に雑費とか、当然日常生活する上での費用は多少かかってきます。

施設サービスというのは、施設サービスの1割と居住費、食費、そして日常生活費と、この4点を足したものが最終的には自己負担ということになりまして、議員御指摘の低所得者の件でございますが、これにつきましては、居住費、あるいは食費については負担の限度額がございまして、当然軽減されるということで、これは所得が第1段階、第2段階、第3段階という3つに分かれております。第1段階については、本人及び全員が非課税であって老齢福祉年金生活法の受給者、第2段階は、本人及び世帯全員が非課税、合計所得額及び課税年金収入額が80万円以下の方、第3段階は、本人及び世帯全員が非課税、利用者負担段階が第2段階以外の方というようなことで、居住費及び食費の額がそれぞれありまして、軽減がされるということ

ございますので、御心配なく、入所の環境を整えば、待機待ちで入っていただいて、入所していただければと思っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 介護保険料が増額する要因は、在宅サービスや施設利用者の伸びが反映されていると思いますけれども、先ほどの御説明にありました瑞穂市においては206名の待機者が見えて、その解消と、在宅サービスの今後の取り組み、その辺も含めて、先ほど御説明があったんですけれども、待機者が見えるということですので、その施策も広域とよく連携をしながら、要するに考えてもらうということで、その内容についての質問と、もう1つ、介護保険料が平成21年度から平成23年度は4,072円であったんですけれども、新たに24年4月1日から722円上がり、アップ率が7.7%ということで、3年ぶりの4,794円と聞いておりますけれども、その増額する根拠、あと将来どのような負担割合になっていくか、その内容について御質問したいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 議員御指摘の待機者206名の解消と、在宅サービスの今後という点でございますが、待機者につきましては、もとす管内全体では408名ということで23年6月現在でございますが、先ほども申しましたように、その後、サンビレッジ瑞穂が建てられたのが最近の状況でございます。そういった状況は、瑞穂市がどんどん市内に施設がどんどん建っていけばいいということではなくて、もとす広域管内全体を見て、やはりバランスをとっていかなければならない点がございますので、その辺は広域連合が主でございますが、バランスをとった施設整備をしていくという中に瑞穂市に建てなければ瑞穂市民が入れないわけではございませんので、管内であれば同じように入っていけるわけでございますので、管内としてとらえていくということで、第5期の計画が整備されているというふうに考えております。

また、既存の施設においては、それぞれもとす管内の入居率というようなことが当然あるわけでございますが、もとす管外の方も入っていらっしゃるわけですが、これは時間がかかりますが、また施設へのお願いをしなければならないわけですが、なるべく管内の方を優先的に入所していただけるようお願いを、また広域連合のほうからするような手だても考えていかなければならないとは思っております。

また、在宅サービスにつきましては、現在、国のほうでは24時間の巡回サービスというような新たなサービスを展開しようと考えておりますし、施設整備するばかりではなくて、在宅重視という方向が国も示されておりますので、そういった中で制度を見ながら、民間も含めて展開をされていくということかと思っております。

もう1点の保険料の値上げの点でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたよう

に、給付費は毎年3億円ほど上がっております。これが1点でございます。もう1点は、国が財源内訳といたしまして、第1号の保険料を20%であったものを21%、第1号保険料というのは65歳以上の方です。そして、第2号の保険料30%が29%に下がりました。これは現役世代の負担を少し軽くということかと思えます。あと、国からの交付金がなくなったこと、あるいは介護従事者の処遇改善のための介護報酬が上がったこと、そういったいろいろな点で、将来の介護保険制度を安定的にしていくためにはどうしても上げざるを得ないというところがございますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 時間も来ましたんで簡潔にお願いしたいんですけども、介護保険料の値上げですけども、市民にどのように周知徹底していくか。そして、もう1つ、瑞穂市の財政調整基金は現在86億ですが、この介護保険事業の基金ですね、今どのくらい基金を持っているのか、その2点を簡潔に御説明お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 1点目でございますが、周知方法につきましては、もとす広域連合発行の広報紙「わっちら」でPRしたいと思っておりますし、また瑞穂市の広報紙、少しおくれますが5月号とか6月号とかで広報したいと。また、広域連合のホームページを活用してPRしたいと思っております。

もう1点の基金の残金でございますが、広域連合におかれましては平成22年度末に3億894万円ほどの基金がありまして、23年度は現在進行中でございますが、予算的には約1億700万円ほどの予算が計上されております。それを差し引きしますと約2億円ほどが残ろうかと思っております。これが23年度末でございます。その2億円をまた新年度、3カ年計画のこのときに約1億円ほど取り崩しをして、皆さんの保険料の増額の減をしていくというようなことで積算された金額が現在4,794円という計画になっております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） もとす広域連合の介護保険事業については、非常に負担割合、本人の受益者負担も年々ふえてくるという中で、非常に基金も少なくなっている現状ですので、今後、収支の状況を見ながら、また広域連合長である堀市長にも今後十分精査されまして、介護保険者の負担が軽減されるよう公費負担の、その辺も十分検討されながら今後進めていただきたいと思います。

続きまして2番でございますが、第2次瑞穂市行政改革大綱に基づく公共施設の使用料の再点検の適正化でございますけれども、使用料の見直しの経緯、そして検討したならば、庁舎内

のプロジェクトチーム、そして使用料の見直しの統一化について、3点質問します。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 今、3点御質問いただきましたんですが、まず使用料の見直しの経緯について御説明させていただきますが、昨年9月にこの進捗状況について議員のほうから御質問をいただいておりますが、その流れを踏まえた上で答弁させていただきたいと思います。

今までの経緯について振り返りますと、平成22年8月に策定しました第2次瑞穂市行政改革大綱では、経費の削減、収入確保等の項目で、「瑞穂市の公共施設は、文化の殿堂である総合センターを初め公民館、図書館、コミュニティーセンターなど、主な公共施設がほぼでき上がりました。今後、施設の利用状況や施設運営費を把握した上で、他市の使用料や行政サービス負担金等を比較しながら見直しをします」と明記されております。公共施設の使用料金見直しは、行政改革の中でそれぞれ取り組んでいく課題とされておりました。この取り組みをさらに加速させたといえますか、平成22年度の包括外部監査結果、公の施設の管理運営のあり方についてございました。ここでは、各公共施設の個別結果のほか、最終章で、施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情に合った金額に設定しなければ、最終的にはこのツケは全市民に回ってくると、全公共施設の使用料の見直しを促す提言がなされております。

そこで、この提言を踏まえまして、全庁的な統一見解を出すため、プロジェクトチーム、各施設の関係者16名でございますが、15回にわたりまして検討を重ね、その経過につきましても総務委員会協議会とか行政改革推進委員会に報告して、今回の改正案を提出させていただいたものであります。

次に2点目でございますが、プロジェクトチームの取り組みということでございますが、プロジェクトチームの議論で主眼を置いたのは、適正な受益者負担金ということでありまして、これをどこに求めるかということが中心になりました。その結果、経費回収率に道を探り、ランニングコスト、要は維持管理なんですけど、占める割合をもって受益者負担の適正化を図る結論に至りました。ここでは、公的関与、収益性の度合いで各施設の負担割合をそれぞれ決めました。この決め方についてが、プロジェクトチームで一番苦労したところございました。

3番目に、使用料の見直しの最終的な統一化ということでございますが、使用料見直しの統一化につきましては、経緯で御説明申し上げましたが、今回の見直しだけでは受益者負担の適正額まで到達できておりません。これは、急激な負担増を避けるため、激変緩和措置を講じていることもあり、今後はこれを最終目標として3年ごとに見直していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 今回の改定幅ですけれども、1.1から1.3の料金の改定でございますので、多いところでは最大1.3倍、改定幅が広いということでございますので、どのような施設でその内容でその金額が決まったか、お尋ねしたいと思います。

そしてもう一つ、合併して10年になりますが、今回の改定は私も議員になって初めての改定だと思うんですが、なぜ今までこのように遅くなったというか、その見直しの内容がおくれたかも含めてお願いします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 見直しによってどのような状況が出てくるかという点につきましては、増収になるという結論になりますけれども、平成24年度では、10月からでございますのでおおむね120万ほどの増収、25年度では約250万円と見込んでおります。1.1倍から1.3倍というのをどういうふうに設定したかということでございますが、先ほど見直しの統一化というところでお話ししましたが、一挙に負担増が数倍であるということで、激変緩和措置を設けまして、この率で今回はおさめ、3年ごとに見直しを図っていきたいというふうに考えております。

それで、施設につきましては市長の提案説明でも説明がございましたが、市民センターを初めまして36施設を随時見直しますが、これも統一的に見直していきたい。どこの施設だけをなぶるとかそういうことやなしに、全体を含めたところで考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） どの施設でも減免というのが出てくると思うんですけど、従来より変わってきたのが国とか県のそういう団体の使用とか、あるいは後援とか協賛とかについても減免しないという考え方がありますけれども、その件と、具体的に値上げについての周知方法ですね。この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） まず減免、減額の考え方、統一でございますが、これにつきましては今お示しいただいたとおりでございますが、各条例の施行規則でそれぞれ定めております。今回の資料でも提出させていただきましたが、その内容で、今後、条例改正議決後に施行規則も統一して直していきたいと考えております。

それで、今後の周知方法につきましては、これの施行が24年10月1日でございますので、各施設の新年度に入りますと利用者説明会等がございます。その中で、経緯を踏まえて御説明申し上げて御理解をいただくように考えておりますし、広報、ホームページ等のほうでもお知らせをさせていただきたい、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 今回の公共施設の使用料の再点検等適正化については、庁舎内のプロジェクトチームが主体となって、隣接市町等の状況を踏まえながら、15回の検討委員会を行ったんですけども、これは一回には上げることはできないということで、今後、公共使用料については利用団体とか、あるいは使ってみえる方の考え方、利用状況などを踏まえて、庁舎内プロジェクトチームだけでなく実際に使っている方の意見も聞いて、今後その施策含めて、改正する場合、お願いしまして質問を終わりたいと思います。

続きまして、3番の地震対策についてお尋ねします。

瑞穂市の防災体制強化についてですが、その1つ、地震時の液状化の危険度、そして本庁舎の耐震強化についての執行部の考え方についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、液状化について御説明をさせていただきます。

瑞穂市におきましては、地震発生時における被害として、倒壊家屋等による被害のほか、最も重要視されているのが液状化現象による被害であります。液状化とは、地震の際に水分を十分に含んだ緩い砂地盤が振動により泥水ようになり、地上にわき出てくる状態をいいます。特に当市は、関ヶ原、養老断層系の内陸型地震による被害が一番大きいと想定されていますので、液状化による危険度が最も高いのは比較的関ヶ原、養老に近い西側の地域と予想がされます。全体的には、瑞穂市の場合と同じでございますので、たまたま西側ということで御理解をいただきたいと思います。

また、皆さんにお配りするハザードマップの中で記載をさせていただきますので、十分に見ていただいて御理解をいただきたいと思いますが、従来からの地質のボーリング調査等によっても地盤は比較的軟弱で、地下の浅いところに水が存在するという関係から、市内全般的に危険度は高くなっています。具体的に数値であらわしますと、液状化の危険度はPL値という液状化指数を用いて表現をいたします。指数がゼロの場合は危険性がない、または危険性が極めて少ない、ゼロより大きく5以下は危険性が低い、5より大きく15以下は危険性が高い、15より大きい場合は危険性が極めて高いとされております。残念ですけど、瑞穂市のほとんどが5より大きい、または15より大きいという状態ですので、液状化は免れないと想定がされております。

それから、本庁舎の耐震の強化でございますけれども、阪神・淡路大震災を機に耐震の基準等が見直しをされております。昭和56年6月1日の建築基準法施行令改正によって示された構造計算に基づいて、私どもの穂積庁舎のほうも耐震の調査をし、補強壁をこの第1庁舎、それからもとの穂積分署のほう、第3庁舎のほうも実施をしております。新年度につきましては、

一応庁舎の改修の調査費用を予算計上しておりますので、それらも踏まえて一度調査をさせていただいて、その結果に基づいて、また改修方法なりをまた皆様に御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 今、部長からありましたように液状化現象の中で、危険度5から15以上という非常に高いという状況でございますので、防災対策の中で液状化対策は、今の瑞穂市が出しているハザードマップを見ますと、旧穂積地区、それと旧巢南の南地区が濃い水色で色分けというか、危険度が高いというふうに私は見えています。

そうした中で、事務方だけの資料とか調査するだけでなく、やはり地域防災液状化対策といいますが、そういう検討委員会を瑞穂市としても考えてほしいというふうに私は提案したいんですけれども、例えば岐阜大学の副学長である杉戸先生という非常に詳しい方も見えますので、業者依頼で調査するだけでなく、そういう学識経験者を含めて瑞穂市の液状化危険度区域の総合的な対策会議を開催していただきたいと思っておりますので、市長はどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言われたように、今現在、県のほうで地震の想定そのものも見直し作業がされております。そして、専門委員さんとして、今言われたような副学長さんを初め、工学部の先生なども入っておられまして、今想定を見直しして、その結果がこの12月に出されるということで、一生懸命やっておられる最中だと思っております。また、その状況を踏まえて、専門的な識見から私たちもいろんな勉強をさせていただきたいと思っておりますので、そうした機会についてもまた一度検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 昭和51年に9月洪水というのが起きていまして、非常に河川整備とか排水機整備が今進んでいる状況ですけれども、地震災害、水害の災害ですけれども、今言っている地域防災計画によりますと、公園とか公共施設、あるいは学校施設が避難場所になっております。これも東日本大震災においても高台に逃げるとか、災害の種類によって、公園に逃げたらみんなつかっちゃうよとかいうこともございますので、再度、地震の場合と水害の場合、もし排水機がとまった場合のことも踏まえて、避難場所の防災計画の中で区分されていないと思うんです。すべて避難場所は公園、学校、公共施設だけやなくて、やっぱり高台に逃げるといったような避難場所も含めて、排水機がとまった場合、そんな水につかるところに逃げるとは困りますので、やっぱり校区ごとに、そういう区分分けの避難場所計画も検討をお願いしたい

と思うんですが、いかがでございますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この4月にお配りするハザードマップに避難場所、避難所について記載をしておりますし、やはり水害の場合と地震の際は違いますので、特に水害の場合、どこが切れるかとか、どこが深くなるかわかりません部分がありますけれども、少し広域的な視野で、校区ごとの色分けもしてございます。ただ、それが正しいとは限りません。どんな災害が起こるかわかりませんので、それはあくまでも目安としていただいて、家庭で、また地域で十分話し合いをしていただくということが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 各種災害が起これば、災害対策本部は本庁舎、総合センター、あるいは巢南庁舎ということになると思うんですけれども、地域防災計画によると、そのような拠点施設の位置づけがされていますけれども、実際に本庁舎が今後耐震調査、あるいは改修計画含めて、再度その役割、例えば物資の調達施設とか、あるいはいろんな関係機関と連絡するために、やっぱり役割分担を決めて、施設の利用度、あるいはボランティアの方についてはどこを拠点とするかということも含めて、再度その防災計画の中の施設名じゃなくて、もしこういう災害が起きた場合は自衛隊の方は総合センター、通信施設はここというような形で、もっと実践に合わせた中身の詳細な詰めをお願いしたいと思いますが、それについてどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 対策本部につきましては、こちらの庁舎、または巢南庁舎、それからボランティアセンターとか、いろいろな資材等につきましては総合センターということが大きな方針になっておりますけれども、最終的には、災害によってまたどうなるかわからん部分もありますので、できる限り実践的な訓練ができるように対応したいと思いますので、よろしく願いします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 東南海地震、あるいは東海地震の複合型の地震が大規模に起こった場合を想定した場合、瑞穂市だけではございません。広域連合の10万7,000人がいるこの区域です。本巢市、北方町、瑞穂市の、大きい区域ですね。大規模な防災訓練の実施について、お伺いしたいと思います。

きのうの若井議員の自主防災訓練という、各自治会単位での訓練は今後ますます充実すると思いますが、災害が起きたときに、広域的な防災訓練を、例えば県の職員を派遣、あるいは自

衛隊の方を派遣、消防署、あるいはそういう核となる役割分担を、実践を想定した大規模な10万7,000人の本巢管内の広域の防災訓練を実施してほしいと思いますが、市長の考えについて、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 新聞紙上で、中部地区の広域的な防災訓練がなされたということは皆さん御存じだと思いますけれども、やはり国・県との調整ということで、この防災計画を見直す際も、国・県、消防、そして警察等各種団体の方の出席をいただいております。そして今言われるように本巢管内ということもまた必要かと思いますが、基本的には災害時には県から私どもへ職員が派遣されるという協定ができておりますし、国のほうもそれができております。また、ことしの防災訓練につきましても自衛隊員の方が瑞穂市の状況を確認してきておられますけれども、いろんな各種団体との連携というのはとりつつあると思います。また機会を見て、そうした広域的な防災訓練に発展するだろうと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 地震の災害であれば、要するに原子力防災対策、瑞穂市の重点施策になっておりますけれども、県が光通信による動画配信ということで、現在4基あって、来年度も10基ほどふやすというような計画もありますけれども、その災害時の、県がそういう施策をとっておる中で、県と市の災害時の関係プレーはどのような状態で、現状を含めて今後進めていくか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 多分、今10基と言われたのは放射線の測定だろうと思いますが、これにつきましても、私ども来年度の予算の中に測定器は購入予定ということで考えておりますが、そのデータをどのように使わせていただくかということは、まだこれから検討させていただきたいと思っております。ということでお願いしたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） もう1つ質問した県の防災通信、光ですね。それは県においては各病院等の光通信を整備するということですが、災害が起きた場合、県と市との関係プレーの中で、光ファイバー、要するに災害情報を県・国へ吸い上げないといけないと思うんですね。市と県との現段階はどのように行われているか、現状を御説明お願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼をいたしました。情報伝達についてという御質問だろうと思

ますけれども、今現在、県と市町村との情報の伝達については、無線の地上系と衛星系で運用がされております。先般、県のほうで発表されたのは2015年度をめぐり、岐阜情報スーパーハイウェイを活用した防災情報通信システムを計画しておられるようでございますので、こうした整備ができれば、いろんな映像データがまた共有できるかと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 地域防災計画の中に市内の建設業者、あるいは医療関係と地域防災計画の中で防災協定が結ばれていますが、北方警察ですけれども、非常に庁舎が密集して職員が大変だと思っておりますけれども、災害が起きた場合、そういう警察の方の派遣なり、穂積交番もございまして、その基地局としての位置づけですね、防災協定の考え方についてお尋ねしたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 災害時について、警察の方は法律に基づいて既に業務をやることになっておる部分もありますし、お互いに協力し合わなくちゃならんことありますけれども、当然警察との連携というものは十分にできていると思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 連携はいいんですけれども、協定といいますか、瑞穂市だけで警察との関係プレーはできないと思ひますが、防災計画の中身を見ますと、警察との協定がないので、災害が起きた場合、穂積交番を中心にやるのか、北方警察の方を派遣してやるのかを含めて、再度中身の検討をお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、敦賀から瑞穂市は75キロで、この間、ある団体が風船を飛ばしたら揖斐川町とか池田町、大垣市に落下したということですが、直線距離も瑞穂市は非常に影響してくると思ひますね。そういうことを踏まえて、先ほど放射線の測定器を購入するということですので、今後、そういうモニタリングポストの整備も、県も整備する計画がございまして、瑞穂市においても、県はすべて24年度末に整備すると14基になりますので、市長にお願ひするんですが、そういう直線距離で瑞穂市もちょっとかかってきますので、そういう常時状況把握できるようなモニタリングポストの設置も市から県のほうへ要望し、そういう災害時の一個一個、やっぱり安心して暮らせる内容を市民にお知らせし、今後とも防災対策は重点施策でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、職員の綱紀規律についてお尋ねしたいと思ひます。

消防職員の逮捕、兼職規定についてお尋ねしたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） それでは、消防職員の逮捕、兼職規定という御質問でございますが、瑞穂市の消防職員は、当市に消防本部が存在しておりませんので、岐阜市の消防本部に委託を行っております。採用とともに岐阜市に派遣となって、身分的には併任となっている状況でございます。これにつきましては、職員の派遣協定第2条に身分ということで定めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、当該職員は、御存じのように2月6日、岐阜県青少年健全育成条例違反で逮捕されました。13日には両市協議において派遣を解きまして、21日に瑞穂市の懲戒審査委員会において停職3カ月の処分を行いました。本人からは退職願が出ておりましたので、22日付で受理しまして、依願退職ということで市長のほうから辞令交付がなされております。

今回の件につきましては、公務員の信頼を失墜させる行為で、まことに申しわけなく、今後は再発の防止に努めたいと考えております。

なお、職員に対しましては、当日、副市長からこの事実や服務規定等の遵守を周知徹底しております。さらに部長会議等で、加えて皆さんに指示するようというところで周知がなされております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 今回の私の質問の趣旨は、任命権者、採用したのは市長、そして監督権責任の追及じゃなくて、今後再発防止のために質問させていただいたところでございます。市民が幸せに安心・安全なまちづくりを求めて、議員も襟を正して業務を行っているところでございますので、副市長が新聞で公表された、そして身分は派遣ということでわかりますが、採用したのは瑞穂市の堀市長、すべて採用したのなら締まりがあるはずですので、やっぱり監督責任も今後も含めて部長会議で週1回、いろんな諸連絡あると思いますね。今回の場合は監督責任の立場、職員にただ口頭だけやなくて、どうしたか。

もう一つは地方公務員法の33条によりますと、先ほど説明がありました公務員の信用失墜行為の禁止というのがございます。この2点を具体的に、ただ口頭で関係機関に連絡しただけで終わったのか。今言っている岐阜市消防長、そして関係する瑞穂署長に対して、本庁に呼んで行政指導なり文書でやったのか。そして、今後の再発防止については研修会を開催するとかいうことを考えておるかどうか。再発防止についての今後の対策について、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） 消防職員に対しての再発防止ということでございまして、地方公務員法の規定を述べていただきましたが、実は33条ということでしたね。信用失墜行為の禁止と

ということで、それは一つでございまして、実は第6節に服務という規定がありまして、30条から38条まで、これは職員に対する義務とか制限とか禁止規定がすべてあります。これに違反するようなことがあれば、懲戒審査委員会で処分が出されることとなりますが、消防職員につきましては2月6日、記者会見の際に、消防長、さらにうちの副市長、私と3名が記者会見に対応しまして、今後の再発防止に努めますということで消防長も発表しております。その後、消防署におきましても署を通じて職員に再発防止に伴う研修会等が実施されているということで確認はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、瑞穂市職員につきましても先ほど述べましたとおりでございますので、御理解をお願ひしたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 議員も市民も行政職員の方もすべて、自分には、公僕、要するにどこでも公の信頼される方ということで、みんなが業務を行っているところでお互いに気をつけながら、再発防止に努めていきたいと考えております。

続きまして、職員の住宅手当、勤務手当、あるいは職員の適材適所の配置。毎年毎年6,000万か7,000万の時間外があると思うんですが、この2つの質問について、伊藤企画部長にお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、まず1点目に職員の住宅手当ということでございますが、本市では、市の全体としまして、比較的小規模であるために、職員の手当の申請関係は人事給与担当部署といたしますか、秘書広報課が一括してまとめて行っております。そのため、職員の異動に伴う必要な手続等につきましては、1つ異動があれば、すべてのものを把握できるという体制をとっておりますので、今回、他市の問題があった事例を受けて、異動の際には必ず届け出を行うように職員に周知徹底を、これについてもさせていただきましたが、その中も精査しておりますし、一括処理を行うということで、今の段階では問題ないかというふうに考えております。

それと、職員の適材適所ということで、時間外の点も触れていただきましたが、自治体の事務につきましては、市町村への権限移譲や、手続の煩雑化とか事務の細分化、複雑化などによりまして業務量がかさんでくる一方、行財政改革による職員の定数の適正化、法律化による枠を設けざるを得ない状況であり、このような中で時間外勤務をせざるを得ない局面もふえていることは事実でございます。

このように、限られた枠の中でいかに職員の資質向上をさせるか、人的配置を効率的に行うかが一つの重要なことになってきます。また、このような厳しい就労状況の中で、職員が意欲を持って仕事ができるようにしていかななくてはなりません。本市では、昨年度から勤務評定に

当たり、目標管理の視点を導入して、仕事を行えるように制度を進めてまいりました。今後も制度の充実を図っていくとともに、職員の人材育成に役立てていきたいと考えております。また、これらの手段を職員の適材適所の配置に、さらには時間外勤務の軽減につなげていくことができるよう考慮していくことが重要であると考えておりますので、お願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 職員の物損事故が多いという管理体制ですけれども、手短に簡潔にどのように進めているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今年度2月末現在の交通事故件数の届け出でございますが、25件ございます。人身事故が8件、物損事故が13件、自損事故が2件でございます。私は安全運転管理者でございますので、毎月、また時期に合わせた事故防止を呼びかけておきますけれども、ゆとりを持って通勤をしていただくようにまた周知をしたいと思います。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。10時55分から再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

2番 熊谷祐子君の発言を許します。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、通告に従いまして大きく2つ、1つは、瑞穂市の教育の政治的中立性が保たれているかどうか、もう1つ大きいのは、市の共催行事について、以上2点でございます。

一般質問に先立ちまして、このテーマを通告した通告書に、議長のお名前の一部が印刷されておりませんでした。後から気がつきましたが、指摘されるまでおわびしなかったことをおわび申し上げます。済みませんでした。

まず1つ目でございます。瑞穂市内の小・中学生の学力の向上についてです。

平成15年度から平成23年度まで、ことしですね。もう年度末で終わりですのでことしまでとしますが、市内の小・中学生の学力は向上しているのかどうか。各小・中学校単位でも違うでしょうが、どのように教育委員会はつかんでいるか、何年度から何年度までという経年の学力は何を基準にはかっているのか。何のデータをもとにどう判断しているか、お示しいただきたいと思います。

いま1点、瑞穂市の教育委員会としては、今後、学力観と申しますが、どうとらえ、どのように学力向上を図っていくお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

と申しますのは、学力というのをインターネットで調べますと、学力観というのは戦後だけでも随分変わってきているというふうに出てきます。はかれる学力の時代もあって、この時代は偏差値万能でした。しかしその後、学力は生きる力がなければだめだということで、ゆとり教育にもなっただけではありません。最近、OECDの学力テストで日本の子供たちの学力低下が明らかにされ、文部省は従来の知識偏重の基礎学力観を見直し、いわば状況判断ができること、リテラシーと言うそうですが、読解力、これは国語の読解力に限られません。状況を判断することですが、応用問題を重視した、いわゆるB問題も急遽テストに取り入れて学力テストを実施し始めています。しかし、国の学力テストは、今、抽出制となっております、今後、経年ではデータとして使えないものになっております。

岐阜県では、学習状況調査というのを平成15年度から20年まで実施し、平成21年度は県議会で予算が認められなかったため平成22年4月に21年度分を実施し、各学校に個々の子供たちについてのカルテを持たせ、弱い学力への対応をきめ細かく指示していると。これは、県の教育委員会にお聞きしました。

また、近隣市町でも、羽島市などでは市独自の問題を作成して、今後、市独自で経年の学力をはかる方針を既に実施しております。瑞穂市としては、これらの状況を踏まえ、今後どのように瑞穂市内の小・中学生の学力をつけていく方針であるか、まず学力についてお聞きしたいと思います。

以下、質問席でお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 平成15年度から平成23年度まで、学力が向上しているか否かということで、議員も今紹介していただきましたように、学力についてのとらえが過去から変化をしてくております。単純にペーパーではかれるものばかりでなくて、判断力や思考力、表現力等の学ぶ力を総称しています。

義務教育諸学校については、生きる力を育てる学力というものを現在重視していると。狭義の学力、知識を中心としたペーパーではかりやすい学力はもちろん、ペーパーでははかりにくい学力等も総合的にバランスよく身につけることが求められています。そういった意味で、議員が今指摘されたような活用するA問題からB問題という新しい学習状況調査も今行っているところでございます。質問は、狭義の学力の動向についてと思われまますので、その点についてお答えさせていただきます。

岐阜県では、児童・生徒一人一人の学習状況及び学習や生活に対する意識等を把握し、一人一人の学力が確実に向上するよう指導の改善を図ることを目的とし、そのための各学校、市教育委員会の指導の改善及び施策等の改善に資するために、平成15年度から20年度まで、岐阜県における児童・生徒の学習状況調査、小学校5年生で、国語、算数、社会、理科の4教科、中

学校2年において、国語、数学、社会、理科、英語を実施してまいりました。

また、文部科学省につきましては、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のために、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図ることと、各学校、市教育委員会が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るために、平成19年度より全国学力・学習状況調査、これは小学校6年生で国語と算数、中学校3年生で国語と数学を実施してまいりました。

全国の学力・学習状況調査においては、平成22年度は抽出校のみの実施となりました。さらに、平成23年度は東日本大震災の影響で実施が見送られました。

岐阜県の調査と全国の調査では、対象学年、教科等も違って、単純な比較は難しいところです。しかし、ペーパーではかれる学力ということに限定すれば、多くの人材と多大な時間をかけて作成され、実施された学力状況調査の結果は、狭義ではあれ、学力を測定するに大変重要な素材であると考えています。

データといたしまして一番最近のものは平成21年度のものになります。その全国学力状況調査の結果を見ますと、瑞穂市の小学校は国の平均と比較して、国語は3ポイント近く上回っております。算数はほぼ同じ平均値となっております。中学校においては、国語は0.1ポイントほど上回り、数学は1.5ポイントほど上回っています。年度によって若干の上下はありますが、国や県の平均値を上回る数値が見られ、ここ数年、指導の成果がよい形であらわれていると考えているところです。もちろん問題ごとに細かい分析をしますと、こういった内容が苦手であるとか、そういったものは全国の傾向もわかりますし、市内の傾向もわかるところです。その問題点を各校ごとに分析し、克服のために指導の改善に取り組んでおります。

それから、今の質問の中で羽島市、大垣市等が独自で学力テスト……。

〔発言する者あり〕

教育長（横山博信君） 言われませんでしたか。じゃあ議事録でまた確認します。終わります。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 教育長人事のときにも同じ質問をいたしました。きちんとデータで経年です。学力が上がっているのか下がっているのか、この年は何で下がったかというふうにデータで経年で、平成15年度から出せるデータを出してほしいと申し上げているんです。だから、国と比べて何点この年は上がった、この年は何点下ったでもいいですが、概要ではなく、それを後でいただきたいと思えます。

教育の政治的中立を取り上げたわけですが、なぜ学力の話から始めたかと申しますと、義務教育の学校の第一の目的は、やはり学習、勉強、学ぶ。狭義、広義、広い意味、狭い意味でも学ぶことだと思えます。非常に困難な時代です。人生を歩き始める子供たち、それから思いど

おりにならない世の中を生き抜いていくためにも、今では広義、広い意味で学力が必要だということでは世界的に指摘されている。

瑞穂市の学校が、きちんとそのごく基本的なことに毎年落ちついて取り組んでいらっしゃるか、取り組める状況であるかということから、最初に学力の話を押さえるところから始めさせていただきます。

次に2番目、PTA及び校区活動の政治的利用について話を進めたいと思います。

教育長人事のときにも申し上げましたが、この4年間、瑞穂市の教育力は落ちたという声は、私の耳にはたくさん届いております。昨夜も、ある中学生のお母さんから、私はちょっと忙しかったんですが、忙しいということをお伝えしても1時間にわたって電話を切らずに、最後に切っていただきましたが、大変困っている状況の電話がございました。教育を何とかしてほしいと、自分たちではどうしようもないという声でした。私といたしましては、瑞穂市の教育が政治的に利用されていないかどうかという懸念を持っておりますので、それをPTAを具体的に取り上げて質疑させていただきます。

まずPTAの規約上の話ですが、PTA規約及び校区活動規約の中に、政治的中立性の条項があるかないか、小・中で10校ありますね。それから、単位PTA、市PTA連合会、また校区活動委員会の代表者が特定の候補者の政治活動、選挙にかかわった場合、これをどう考えられるか、政治的中立であると言えるかどうか。現役の議員自身が、PTAや校区活動の代表者、役員、役員はいいと思うんですけど、代表者に限定いたします。代表者になることをどう考えるか、政治的中立を保てるか。会長になれば来賓、例えば卒業式などでもPTA会長としてあいさつできるわけですね。何度もそういう機会はあると思います。子供たちは、小学6年生、中学3年生、5年、10年でも有権者になるわけですね。非常に親の一部からはすり込み状態になると、そういう声もございます。実際に、親は何となく入れちゃうと言っていました。親しいから、地元の人を何となく入れちゃうもんと言っていました。そういう地元を歩くと、ここはみんな 議員だよと言われてたりもします。

それからもう一つ、市長、教育長は政治的に中立を保っていらっしゃるか。プライベートな場で、お酒を伴う席をふだん持っていらっしゃるかどうか。しばしば、時たま、全くやっぱりそういうことは注意して、持っておりませんと言えるかどうか、ここ4年間ぐらいを、市長と教育長。

以上、4つまとめてお聞きしたいと思います。通告に従っております。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどの羽島市の学力テストの実施についての答弁はよろしいですか。

2番（熊谷祐子君） 羽島市はお聞きしましたが、大垣市は言っていない。

教育長（横山博信君） それについて、瑞穂市はどうなのかということについては、触れる必

要はあるんでしょうか。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 瑞穂市のことをお聞きしたかったので、瑞穂市のことはお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市の独自で学力調査を行うということの質問については、先ほど述べましたように、膨大な時間と労力がかかりますので、毎年の問題の更新とか抱える課題が大き過ぎると考えております。そこで、現在実施する予定はございません。そこにかかる時間、教師は児童・生徒に寄り添って指導に当たりたいと思っております。

それからもう1つ、学力・学習状況調査の公表ということについて触れさせていただきますが、これについては、この学力・学習状況調査に関する実施要綱、これが平成22年12月8日の文部科学副大臣決定で記されておるわけですけれども、これについては、一般に公開されるとなると序列化とか過度な競争が生じるおそれや、学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における非公開情報として取り扱うこととするという、そういったことがございます。それについて、県の教育委員会も同じ考えでございます。市の教育委員会も、それに準じて公表しないという立場でございますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、PTAの政治的中立性の条項ということでございますが、これについては、市PTA連合会の規約にもございますが、小学校のPTAということで両方をお話ししてよろしいですか。小学校のPTA規約ということでよろしいですか。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 市連PTAの規約というのはあるんですかね。私が教育委員会に依頼しましたら、小学校と中学校の10校の規約はいただきましたけど、ほかに市連の規約というのはあるんですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これについては、生涯学習課に情報提供ということで依頼があって、市のPTA連合の規約もお渡しをしたというふうに私は聞いておりますが、市のPTA連合規約の中にも、方針第4条に「本会は、社会教育法第10条に基づく社会教育関係団体であり、教育を本旨とする民主団体として活動し、特定の政党、宗教及び営利的な活動には一切関係しな

い」と明記されております。

それから、各PTAの規約のほうについても、ほとんどの学校において、例えば穂積小学校のPTA規約の第3章方針、第3条の3項に「特定の政党、宗教（派）を支持することなく、また営利的行為を一切行わない」といった規定が明記されていると、そういう状況でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） まず政治的中立性の条項ですが、ちょっと市連の規約があるというのは知りませんでしたので、ちょっとこちらも当たってありませんが、10校の小・中学校の規約に当たりましたら、教育長さんのおっしゃるとおりほとんどのところはありますが、抜けているところをちょっと申し上げますと、牛牧小学校は、PTAが民主的団体であること、政治的中立でなければならないことというのは、2つとも抜けております。ほかは全部ありますね、校区活動もありました。

それから、個人情報の扱いも調べましたが、これは穂積小だけあって、ほかは全部ありませんね。PTA会員名簿というのが、例えばPTA会長さんなんかは、使いたければ使えることになりますね。あと、選考委員会というのの規約がないところが穂積小と生津小、穂中と穂北中はありませんでした。PTA会長さん以下役員は選考委員会で選ばれますので、これに議員さんとか県議も含めて、市議さんとかがかかかわると、裏ででしょうけど、そういうことができる状態をつくるのはよくないですから、こういうのも条項の中に入れなければならないということで、ばらつきがあるということがわかりました。

じゃあ、今の2番目の会長さんや校区活動の代表者ですね。これが、チラシを配ったりしている方も見えますけど、これはどう思われますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） PTAの、そういった社会教育団体の代表者の決定ということについては、それぞれの団体において規約にのっとって会長が定められるということでございます。

その会長さんが、仮に、今おっしゃったように、ビラを配るとか、そういった行為があったような場合どうかという御質問でございますが、PTAの活動の中で組織的に特定の政治活動が行われるといった場合は、政治的中立が侵害されたとして、規約違反に対する対応が団体として必要になってくると考えます。

それは、社会教育関係団体のことについて、社会教育法第11条に、文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対して専門的、技術的指導、または助言を与えるという条文がございます。こういったことを踏まえますと、PTAの活動の中で組織的に行われたかどうかということについては、その社会教育団体の中でそういった指摘が行われ、

その団体からの求めに応じて教育委員会が指導をするということになります。したがって、今、PTA、あるいはいろいろな団体の組織に所属する個人が、その役職が何であるかにかかわらず、一個人として政治活動を行うことは個人の判断によるところで、そこに関知しないことが私どもの中立という立場でございます。組織や活動の内部において政治活動が行われぬ限り、また、それが団体から求められない限り、それを制約しないということでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） そのような御答弁であろうと思っておりましたが、この P T A は民主的団体であること、政治的中立性を保つことの P T A 及び校区活動の規約はいろいろな書き方がしてあります。

中でも、個人的にやればいいんじゃないかといってやっている方も、依頼した方も、教育委員会も、そうやって意図的にやったとしても逃げることもできるということだろうと思いますが、できるだけそういうすり抜けもできないという書き方をしているところを、できるだけですが、ちょっと読み上げてみます。巢南地区は随分きちんと整備してあると思います。

巢南中学校 P T A 規約、巢南中学校校区活動規約、中小規約は非常に細かく書いてありまして、民主的団体であることはもちろんありますが、「特定の政党に偏ることなく、会員の名や役員の名で公私の選挙候補者を推薦しないとか、本委員会は政治的、経済的、社会的に中立であり、何びとも個人の利益のために利用することはできない」とか、「本来の事業以外の活動をしてはならない」とか、非常に一步踏み込んだ表現をやっぴりされていますね。それで、規約の整備を、少なくともないところはするように、今、その団体から依頼がなければしないと云われましたが、補助団体ですし、教育団体ですので、そこは一步踏み込んで、少なくとも規約の整備ぐらいは指導、助言、監督をなさったらどうかと思います。

それから、もう 1 つお答えですね。市長さん、教育長さんがプライベートなお酒を伴う場で、ここ 4 年間、政治家、 P T A 会長も含めますが、席をともにしたことがおありか。しばしばはあった、時たまあった、全くないと、どれかちょっと三択でお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 年に 4 回ほど、議員の皆様と一緒に飲食をともにするという場が、この議会の中でも行われているということで、そこを中心として、それ以外については私としてはありません。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 熊谷議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

私は、そういった団体と酒食をともにしたことがあるか。これは、総会とかいろんな後の懇親会等々でございますが、いずれにしましても、私の場合は、選挙におきます選挙活動におい

て、各種団体の推薦は一切お願いしません。あくまでも、私は政策で一般市民、政党を対象にしております。去年の選挙におきまして、一切推薦はなし。ですから、ある首長の選挙事務所へ行きますと、何々推薦と掲げております。私はそういうことを一切しません。特定の団体等の推薦とか、お願いもしません。あくまでも、選挙は私は政策でお願いをしております。そういうところでございますし、酒食をしておりますけれども、そういったことで選挙は頼んだこともございませぬし、私は本当に一般的な、こういうところでございます。そのことをはっきり申し上げておきます。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 私の質問というのは非常に限定して、お酒を伴う場で席を同じくしたことがあるかという1点に関して御質問申し上げましたので、今後も、そういうことはやっぱり誤解を招かないよう、お慎みいただくとよろしいかと思います。

もう1点お聞きしますが、会員名簿というのは、作成・保管はどうなっていますでしょうか、PTA会員名簿ですね。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） そういった名簿等の内容については、学校ではかなり個人情報として敏感になっておるところでございます、PTAの会員名簿といったものは、現在、教育委員会には持っておりませぬ。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 作成と保管はというふうにお聞きしたんですが、作成は各学校でしているかいはいかは存じですかね。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） PTAの会員名簿ということではなくて、学校におきましては生徒名簿、児童名簿ですね。こういったものがよく電話等で個人情報として漏れてしまうというようなことが起きておるんですが、そういった学級名簿に当たるものはそれぞれの学校で、教育上必要なものですから、それをつくっているということは把握しております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 私の質問の仕方が悪いのか、そちらの受け取り方があいまいなのかちょっとわかりませんが、PTAの名簿はつくられているのかどうかという質問なんですが、もう一度お願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会としては、把握しておりません。ただ、PTAの役員を選出する折に学級名簿を使われて、そこで投票等を行うと、そういったことは行われているというふうに把握しております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そうしますと、議員である会長が、例えばそれを政治活動に使うということはあり得ないですかね。ちょっとそれを確認してみたいんですが。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） PTAという社会教育団体で、学校の諸活動に協力をいただいているPTAの中で、そういった利用がされるとは思っておりません。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 実態をお聞きしたかったんですが、「思っておりません」ではちょっと確認ができないということがわかりました。

次に、規約上や会員名簿の扱いなどの話は済ませまして、実際に、どういうふうに市連の役員とか、単位PTAの会長さんがどうなっているか、ちょっと調べてみました。

ここに、合併してから、平成15年度からの10校のPTA会長の名簿と、校区活動委員会の会長名がございます。あと、市連ですね。単位PTAではなくて、校区活動委員会ではなくて、市連の歴代会長の名簿もございます。これを見ますと、非常に一般に言われているものがあぶり出しになるような気がいたしました。

例えば、その中の一つだけ指摘したいと思いますが、合併した平成15年度にある方が市連のPTA連合会長でした。この方は翌年度、県議になられました。それで、その後援会の中の方が、その後4年間、市P連の会長になり、この4年後はその方が議員になられ、また後援会の新しい方が市P連の会長になられ、今までの最後の3年、21、22、23もまた後援会の方がなられ、選挙のチラシも配ってみると。所属の学校を調べてみますと、これが全部「穂積」がつくんですね。穂積中、北中、北中、北中、北中、穂小、北中、北中、北中と。ほかの小・中学校はないかのようにございまして、巢南も一切出てきません。だから、非常に実態として偏りがあると、そういう実態が出てまいります。

選考委員会などでどのように決まっているかわからないということ、私は今から30年も前になるんじゃないかと思いますが、自分が若い母親であったときに非常に疑問に思いまして、PTAで発言しましたら大問題になりまして、大バッシングを受けまして、評判はがた落ちになったことがございますが、あれから25年、30年たって、結局ますます加速しているという感じがございます。

それで、提案でございますが、PTAを主とした政治的利用を招かないために、つまり私は非常に疑いを持っております。疑いと申し上げますが、この町ではPTAを制す者は選挙を制し、選挙を制す者は議会を制し、そしてその仲間がふえれば、市役所にも影響を及ぼしかねないと申し上げますが、実態があるかどうかは疑いにすぎませんので、こういうことを防ぐための提案を申し上げます。

まず1つ目、規約の整備です。民主的団体、政治的中立性、それから選考委員会、個人情報、これに関して抜け落ちているところはきちんと整備をすること、1つ目です。

2つ目、いずれも役員任期は1年になっておりまして、再選を妨げないとなっておりますが、これを2年生、せいぜい3年までという規約をつくること。長い方は10年以上、校区活動、会長さん。最高は18年でした。これは議員さんではございませんけど。再任は二、三年で再選という規約をつくったらいかがでしょうか。

それから、今申し上げましたように、市P連の会長は持ち回り制にすること。10校というのも小学生の親はちょっと引いちゃうかもしれませんので、せめて3中学校で持ち回り制にしたらいかがでしょうか。巢南の中学校もぜひ、いい規約も持ってみえるわけですから参加していただきたいと思います。

それからもう1つですが、市P連の研修大会へ、下調べによりますと平成17年度からと教育委員会からお返事いただきますが、議員全部に案内が来なくなりました。これはどういう理由で出さなくなったのですかとお聞きしましたら、来賓扱いにするとあいさつが長くなるとか座席数が足りないとか、とてもびっくりしましたが、その返事は。案内を出してくださいと言っているです。全員の議員が壇上に登るわけじゃないですね。座席が足りないなんていうのはどういう返事かしらと思いますが、これを再び案内を出していただきたいと思います。

これがなくなったのは、ちょっと裏情報では、その前の年に私がこの市P連の研修大会に行ったときに、PTAを政治的に利用しているといつて私が怒った発言をしたんです。確かにしました。県議さんの後援会長さんが県P連の会長さんになったりして、あいさつも長々とあったもんですからそういうことを申し上げたら、翌年から案内が来なくなったと。熊谷さんのせいで来なくなったと、こういうことも聞いておりますが、それはどこで決まって、どういう議事録が公開してもらいたいと言ったら、市P連の役員会で決まったけれど、一切議事録が残っていないのでわかりませんと、そういうことでしたが、これを復活していただきたいと思いません。

あとは、女性の会にも出していないから、PTAの御案内も出しません。バランスをとっておりますというのも、どういう返事でしょうか。

4つ申し上げました。これをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。改革、規約の整備、再任は2年ないし3年までにすること、市P連会長は持ち回り制にするこ

と、市P連の研修大会の案内をもとどおり議員全部に出すこと、以上です。いかがですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 幾つかの御質問に対する教育委員会の立場をお示しするものとして、社会教育法の第10条、第12条関係があるかと思えます。

10条では、この法律で社会教育関係団体とは、法人であると否と問わず公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうと。

第12条に、国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対して、いかなる方法によっても不当に強制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならないと、そういう団体だということでございます。

そのPTAの連合会の規約というのがお手元がないということでございますが、そこに、政治的なことについては第4条で書かれているというように、先ほどお答えをしました。

それから、第9条に、本会の会長は、単位PTA会長の互選として副会長、会長、書記、監事、常任委員会担当は、各単位PTA会長の中から、会長の指名をするというようなことで、会長については、全部の10PTA会長の互選ということでございますので、そのことについては、そのPTAの中で行われるものだと思っております。そこに、3中学校で回しなさいとか、そういったことは私どもが不当に介入するということになりますので、そういった御意見があったということはお伝えをします。

また、この瑞穂市のPTA連合会そのものが15年5月1日から生まれておるわけですがけれども、巢南町と瑞穂町が合併をして、それぞれのPTAの親睦を図って、連絡調整をしていくといった趣旨の団体でございますので、非常に有意義な団体な部分はあるかと思っております。

また、市PTA連合会の研修大会の議員さん方への案内ということですが、来ていただいて、本当に議員さん方の紹介もお一人お一人お名前を出して紹介できないということが、成人式なんかでもその形になっているんですが、大変申しわけないという気持ちもあったわけですが、議員さんのほうから案内を出してほしいということであれば、そのような対応はできるかと思えます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） どうも質問の意図が伝わらないんですが、私は、出していたのを出さなくなっただけはなぜかというふうに事前調査でもお聞きしているわけですね。もともと1人ずつ名前など呼ばれておりませんので、別にそれはどうということは、後ろにいる議員の皆さんもだったら行かないぞなんて思う議員さんは一人もいないと思います。

教育委員会関係ですけど、広義で申し上げますと、広く。中でもPTAとか、これは議事録をぜひとってもらいたいと思います、会議の互選とか記録ですね。そして、会員や私どもが見

たいといった場合は見られるように。一番大きくいえば、教育委員会の定例会も、前、再三申し上げていますが、いつあるのか、何の議題かの事前の案内も出し、市長部局はみんな今ほとんど出ていますね。教育委員会は、依然として要望しているにもかかわらず何委員会があるということは一つも出てきませんね。それから、議事録も残すと、会議録も残すと、そういうことを実施していただきたいと思います、教育委員会定例会からPTAに至るまで。御答弁は結構でございます。

最後の共催についてでございます。

今回、初めてだそうです、市民団体とチャリティーソプラノコンサートというのを共催でなさいました。これが全く初めてだということも驚きますが、そういうことを共催で行えるような、行いたいと申し込むような市民団体というのもほとんどなかったと、今まで、ということだろうと思いますが、これから、そういう市民協働を高らかに総合計画でも打ち出しているわけですから、協働したくても市民団体がいないという状態ですので、共催は非常に市民団体の育成支援の意味からもふやしていただきたいと思うんですが、つきまして御質問を申し上げます。

市民団体と共催する場合、共催等じゃないです。共催する場合に、次の項目の規定があるかどうかということです。事務局スタッフ、市の職員としてですね。相手方はいいんですけども、事務局スタッフの出し方、経費、収益、会場費、個人情報の扱い、それから対象団体の選定基準、以上。スタッフ、経費、収益、会場費、個人情報の扱い、対象団体の選定基準はあるかということです。

個人情報というのは、今度共催したチケットに、氏名と住所を書く欄があるんですね。ですから、これは共催をするときに、こんなことは市の側としてはちょっとどうかと思うという意見はなかったのか。または、これが出てきた段階で、市としてこの扱いをどう考えているかということです。お願いします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問いただきました3月4日のコンサートの共催についてということでございますが、今お示しいたきましたように、瑞穂市では共催というのはやはり初めてということでございます。ただ1件でございますけれども、あと後援、協賛というようなものがございますけど、市長部局では21年度で41件という、教育委員会の関係では59件となっております。

こんな実態でございますが、先ほどお示しいたいたように、4月1日からまちづくり基本条例が施行され、市民が主役であり、市民協働のまちづくりをするということで、今後、こういう共催、後援等を順次広くやっていくべきであると私も考えております。

この中、とりわけ共催ということだけをとらえますと、これは法制執務上の用語というのは

定まった意味を持ったことではございませんね、事実。ただ、言えますのは、後援とか協賛というのは外部的な支援ということで、名義を使用するとか、そういうことにおさまると思いますが、主催とか共催となりますと内部的な支援ということになるかと思えます。それで、私どもの瑞穂市の共催等に関する要綱ということで、共催の区分で、共催というのは市が主催者の一員として参加するということになっておりますので、今回のコンサートにつきましても、共催というまちづくり基本条例の紹介、さらにはその周知をするというところで共催という形をとらせていただいております。

その中で、要綱の中に審査という項目が第6条にございますけど、6条の2項1号から8号までに、その実際該当する確認するべき事項が書いてございます。この中に、共催する場合にスタッフはどうなのかとか、経費はどういうふうにつづるか、負担するのか。さらに、収益はどういうふうな、入場料が幾らとか定めてあるのかということ、さらに会場費はどうするか、また選定基準はどうなのかという御質問でございますが、選定基準につきましては、今申しました6条の第2項で確認はとれると思いますが、今現在のところ、前の5件につきましては、ずばり規定、要綱の中で、まだ現在は定めておりません。今後、先ほど申しましたように、まちづくり基本条例のさらなる推進ということになりましたら、これも改めて検討すべき事項かなと今認識しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

さらに、あと1点申されておりました、チケットの中に、私もちょっと所持しておりますけど、こちらの赤い部分、半券、入場する際に破って中で取られるんですが、こちらにお名前、御住所ということでございますけど、これにつきましては、今後、チャリティーコンサート、コンサートと言ってもいいんですが、この方の御案内をするときに、よろしかったら御記入くださいということであって、強制でも何でもないと。当日入場された方は御存じだと思いますが、そのアンケートにもその趣旨が書かれておりますので、この点は御理解をいただきたいと思えます。

個人情報ということですけど、これも当然主催者側、実行委員会は責任を持って保管しているものと判断をしておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） このチケットには、次の御案内が欲しい場合はというふうには書いていないので、もしそういう趣旨であれば、やっぱりチケットに書くべきだと思います。

それからもう1つ、この第6条の2ですね。選定基準、営利を目的としないものであることとございますが、実はこの前のチャリティーコンサートは経緯がちょっと複雑で、あれをやりたいともともとって企画した方は途中からほとんどタッチしなくて、ほかの方がなされたわけですね。最終的に中心になった方たちが二転三転して、初めの動きは、その二転した辺で、

立候補者がまじっている団体が多数を占めるのが主催団体だったんです。ですから、その方は、これを私はまちづくり基本条例をつくった一員ですと言って、今度、これやりますので行ってくださいと配っていたわけですね。それについては、議員たちからも異議がありまして、その方のところにそれはしないでほしいという忠告が行ったというのも耳にしておりますが、選定基準に、きょうの私のテーマの大きい柱である政治的中立ですね、市は。これをやっぱり入れるべきじゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 政治的な色がついているということの御意見でございますが、この共催等に関する要綱第6条の第2項の4号、選定基準の中にございますが、特定の政党、もしくは団体云々で、または支援する者でないということと書かれておりますので、この内容が事実であれば、当然共催等はしていないというふうに思っております。

実行委員会の方に、そんなお話を聞いた段階で来ていただいて、御意見、反論があればということでお聞きしましたところ、それは全くないという御返事をいただきましたので、今回、共催の決定をさせていただいた。今後は、それが明らかに反するようなことがあれば、こちらの規定にもございますが、取り消しという措置がなされるということまで言及しておりますので、その点は確認をしておりますので、今回は決定をしたという判断で進ませていただきました。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ありますと言ったら共催を取り消されてしまいますので、その時点であってもないと言って、それ以後やめればいいという判断もあり得たと思います。二転三転していますから、実際を中心になる人が。だから、市はそこまでは多分つかめなかったんだろうと思います。

つけ加えますが、あのコンサートでまちづくり基本条例の話をしましたね、あれが非常に不評だったんです。途中で怒って帰っちゃった人もいるし、アンケートにも、もう本当にめちゃくちゃ書かれていると聞いています。ですから、きょうの市の教育と共催についての政治的中立の話に戻しますけど、まとめますが、非常に甘いと思うんです、市の姿勢は。

これは、5月1日にこのまとめが出るんですけど、そのままの答えを、特にPTA関係なんかは出すわけですけど、怒る人がまた出てくるだろうと思うんです。市の答えは何ですか。やっぱり市民は、事実として見ちゃうというか、周知の事実だ。市は違う違うと言っても、もうそんなことみんな知っているよみたいな周知の事実だと思っているところがある。思い込んでいるんなら、それは違うということをあくまでも言えなきゃなりませんし、市は。不信を招くという意味です、私が申し上げるのは。やっぱり不信を招くような、それから物足らなさ

を招くようなことは、公務員としてのお仕事をなさっているわけですから、今後、非常に襟を正して、不信を招かない、信頼を得るような公務員であっていただきたいと要望しまして、2期8年、1回だけ除いて一般質問をさせていただきました。力不足でしたが、本当にそちら様も市役所も力いっぱい対応していただきまして、いつもはありがとうございましたと申し上げないんですが、きょうは本当にありがとうございましたとお礼申し上げます。ありがとうございました。終わります。

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君の質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。午後は1時から再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時02分

議長（星川睦枝君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下2点において一般質問をさせていただきます。

1点目は行政組織のあり方について、2点目は市内小・中学校のグラウンド施設についてでございます。詳細は質問席においてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、平成23年第4回瑞穂市議会定例会の市長の所信表明においての一文を朗読させていただきます。途中からでございますので、よろしくお願いいたします。

「平成22年度国勢調査人口の確定値が公表されました。それによると、瑞穂市は人口5万1,950人であり、前回から1,941人増加しました。人口減少が続く自治体が多い中、瑞穂市はこの実情を踏まえた施策を展開しなければならないと、改めて責任の重さを感じる次第であります。

以上、概略ではありますが、振り返って改めて感じることは、瑞穂市の行く末はどこへ向かうのか、いや向かうべきかであります。政府は、今後の復興財源として所得税を25年間、住民税を10年間上げること検討し、一方で、3年間の法人税の実効税率引き下げ凍結を示しており、さらには、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き下げると言及しています。一方、岐阜県においても森林・環境税の導入が12月議会に上程されるとのことで、まさに先行きの見通せない中、増税だけ先行する感が否めません。こうした厳しい現実の中、これからのまちづくりは10年、20年先を見据えて、市民、議会の皆様と一体となって臨んでいかなければならないと痛感しているところであります。

既に新年度に向けて予算編成がスタートしておりますが、今まで以上に市民ニーズを的確に

つかみ、限られた財源の中で取捨選択する方針ですので、議員の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます」。

この今朗読させていただいた文言は、市長が先ほど申し上げました23年度の第4回の瑞穂市定例議会の市長の所信表明でございます。この文言を読ませていただいた中で、そこで1点目の行政組織のあり方についてのお尋ねをいたします。

合併して10年を迎えようとする現在、人口も年々増加し、今まで以上に多様化する市民ニーズを的確につかみ、限られた財源の中で取捨選択するためには、市民サービスの向上及び市民の声を聞かれる中での行政運営の効率性、機動性を今以上に高めることが重要であり、キーワードであります市民の皆様にとって使い勝手のよい行政組織の確立には、現在の行政組織、事務分掌の見直しを含めた再編成等が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、森議員の行政組織のあり方ということで御答弁させていただきます。

瑞穂市の人口は、合併前から大きく伸びてきております。お示しのとおりでございます。今後も顕著に推移していくものと見ております。

現在、県内の多くの団体が人口減少に転ずる中、増加することは瑞穂市にとって市民によるまちづくりの強みであり、魅力であると思います。ただし、少子・高齢化の波は我がまちにも確実に押し寄せてきており、手離して喜んでばかりはおられません。今後の行政運営は、議員御指摘のとおり、限られた財源の中、多様化する市民ニーズをいかに反映させるかが課題であります。そこで、突破口としてまちづくり基本条例を制定し、これからのまちづくりは参画、協働、共有で進めていこうとしていることは御承知のとおりでございます。これらは、本定例会において御審議をお願いしている瑞穂市第1次総合計画後期基本計画にも明記されており、議員御質問の行政組織につきましては、財政計画や事業計画に合った人員管理を徹底し、スリムな行政組織体制を構築していきます。各課の横断的な課題の検討、解決に対しては、問題意識の共有化や連携して対応するために、引き続き各課の職員から成るプロジェクトチームにより対応します。また、複数の課にまたがる行政サービスを一元化し、ワンストップサービスの提供充実等、市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構づくりを継続していきますと明記しております。

当市では、過去3回、組織改正、事務分掌の見直しを行ってきておりますが、今後におきましても、各課にまたがる課題に対してプロジェクトチーム等での対応ができないと判断する場合には、見直しを検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

瑞穂市は、他市町に比べ、転入・転出者の移住頻度も著しく、その割合も高いという特性がございます。このような特性から生じる住民自治における問題点、課題点等があられると思いますが、御認識であるかをお尋ねさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、森議員の課題ということでございますが、後期計画のほうにももうたわせていただきましたように、瑞穂市の特性としまして、若年層の増加と、一方では、地域によっては高齢化も進んでいるという二律背反的な兆候が見られるということですね。ですから、行政の課題も、一方では保育所の整備とか小・中学校の整備というのがありますし、もう一方では高齢者の見守り体制とか、そういうのをやっていかなきゃならないという面が課題としてあるというふうに認識しております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 私が今伺いしたかったのは、先ほども、このような合併後10年を迎える中で、瑞穂市は人口がますますふえて、また転入・転出される方、移住をされる方、これは来られる方も多いですけど、出られる方も多い中で、人口が少しずつですけどふえておるわけでございます。

そのような中で、一番やはり危惧されるのが、当然、コミュニティーというものが危惧されるのではないかというようなことで、問題ではございませんが、危惧する点として、行政の皆様方にも、そのような御認識があられるという思いでお尋ねをさせていただきましたが、こちらは先ほども私、組織の編成、または再編成、または事務分掌の見直し等もというような御質問をさせていただきましたが、こちらに今現在、コミュニティーですね。今まで震災があった中で、やはり今後一番大切であろうというのが地区、地域、校区のコミュニティー活動、これは当然両隣の本場に身近な中での助け合い等も大切であるのは言うまでもございませんが、こちらのコミュニティーに関する所管が、まず総務課ですね。また生涯学習課、こちらの所管において今担当をされておるとというのが現状でございます。コミュニティーの自治会活動にかかわるようなことは総務課、また教育にかかわる校区活動等、そのようなコミュニティーにかかわる分野は教育委員会の生涯学習課というようなことで、また施設を管理されるのも教育課というようなことでございます。

そのような中で、やはり1つの課でしっかりと対応されるのが、これからのコミュニティーの大切さを重要な課題とする中で大切ではないかというようなことでお尋ねをさせていただきました。

東日本大震災からはや1年、私たちはさまざまな教訓を学ぶことになりました。ソフト面で

は助け合い、支え合い、分かち合うというような結いの精神なる住民自治の必要性と重要性など、皆様も感じられたことだと思います。

そこで、再度お尋ねさせていただきますが、10年、20年先、さらには将来においての健全かつ理想的な住民自治を考える上で、コミュニティー活動の推進は重要かつ大切であると考えます。地区、地域、校区コミュニティー活動を、今以上に自主性ある中で活性化と自立化するためには、コミュニティーに関する部局を一本化し、市長部局で所管することが望ましいと考えますが、お考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員のほうから、校区のコミュニティーということで御質問でございますけれども、各校区の自治会活動というのは、各自治会長さんを初め各種団体の責任者を中心に、市民お一人お一人がお互いに助け合い、まちづくりを進める方向で、今おっしゃったような方向に転換をする必要があるかと思っております。

実情はといいますと、自治会は自治会、老人クラブは老人クラブ、福祉や民生児童委員さん、校区活動は社会教育推進員や体育委員というような、地域の中でも横の連携がもう一つうまくいっていないような気がします。

また、市のほうとしましても、自治会や各種団体と市のかかわり方としまして、自治会、交通安全、消防、防災は総務課、老人、障害者等福祉関係については福祉生活課、健康関係は健康推進課、土地や土地関係は都市整備部、運動会やスポーツ大会、祭りは生涯福祉課などと、各課がそれぞれ指導させていただいて、また補助金も各課で支払っているという状況になっておるかと思えます。

平成23年度の包括外部監査でもございましたけれども、やっぱり自治会の補助金一つとっても、ある程度まとめて、私どもの補助金と皆様の自治会費をもって、それぞれが自立していただいて活動していただく必要があるかという結果が出ておると思えます。

どちらにしても、地域の中で横の連携を図っていただいて、自分たちのまちは自分たちでという体制にする必要があるかと思えます。補助金についてもできる限り一本化をし、市のかかわりについては今言われたような、生涯学習の一部を市長部局ということもやぶさかではないかと思えます。

どちらにしても、自立した校区活動をできる限り進めていただくという格好で考えておりますので、そうしためどがある程度立ってれば、そうした組織の見直しということもあり得るんじゃないかと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ただいま検討も必要ではないかというような御答弁でございましたが、

先ほどはコミュニティーに関してのことだけで申し上げさせていただきましたが、ほかに、例えば一つ、信号機、また横断歩道を設置したいという場合は、この今の瑞穂市においては公安のほうの窓口として総務課のほうで窓口を担当され、ただし施行であったり、またその実情をしっかりと把握されるのは都市管理課のほうでございます。これは、大阪でよく言われる二重行政ではございませんが、やはり市民の方が、また地域の住民等が、ここに横断歩道があると今以上に安全・安心なまちづくりにつながるのではないかと、またそれは当然、先般の瑞穂市内で2つの大きな痛ましい事故がございましたが、そのようなことも含めて、いろんな意味で早い対応と機動性のある対応というものが必要であるというならば、やはり所管をしっかりと市民が声として届けやすい、願いとして届けやすい組織になるのが望ましいのではないかと考えます。

また、公園においても同じでございます。これも、当然公園を整備、また建設するのは都市開発課、その維持運営をされるのは都市管理課、またそれを活用されるのが、先ほど総務部長も申し上げられたように、子供であったり、老人であったり、高齢者であったり、自治会であったり、校区であったりということで、ここはたゞいまは瑞穂市においては教育委員会というようなことで、やはり他市町は1つ公園をつくって、それをしっかりと市民の皆さんに有効な活用をしていただくというコンセプトのもと、1つの所管で予算をとり、その中で有効な活用方法を模索して、住民の皆さん、市民の皆さんと企画・立案をする、話し合いをする場を持たれておるといのが、大きなまちでは行われております。ただし、瑞穂市は5万人のまちで、そのようなまちと比べると3分の1、4分の1の人口しかおられんかもわかりませんが、やはり行政があるべき姿はこの5万2,000人有余の皆様方のニーズに合う公共施設の活用というものが大切ではないかと思えます。ぜひともその点を再度お考えいただいた上で、副市長の御答弁をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、森議員から組織ということで御質問をいただいておりますが、瑞穂市の行政組織は、瑞穂市行政組織条例というのをつくって、そこで定めております。

その第1条に、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置くということで定めておるわけですが、その自治法の第158条第1項、ということが書いてあるかと申しますと、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」ということですね。それで条例ができています。その第2項に、「普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない」と、こう書いて

であるわけです。さらに、同じ地方自治法の第2条で、これは14項ですが、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しておりまして、そして15項で、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に」云々と書いてあるわけですが、こういった法律の規定のもとに組織はあるということでございますので、今、森議員がおっしゃられますように、この組織というのは、時代のニーズ、あるいは住民ニーズに伴って、やっぱり変えなければならないときは英断をもって変えていく必要があるのではないかと思います。

ただ、それをどのように変えていくかというのは、先ほど来おっしゃられていますように、地域コミュニティーのあり方云々をまず見定めながら、そしてその仕組みをつくる中で、やはり組織も見直しをします。現に一昨年、11月1日から子供さんたちの、いわゆる「ゆりかごから育ちまで」という形で教育委員会に保育所の関係を事務委任しましたんですが、その翌年の去年4月1日からは幼児支援課という課をつくって、さらに手厚い事務を行うように体制を整えておりますが、こういったように、その時代のニーズ、あるいは行政事務の編成に伴って組織は見直しをしていくべきだというふうには考えておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

今、副市長のほうからも、市民ニーズをしっかりと、多様化するニーズを的確につかみ、私も冒頭で申し上げたように、市長も所信表明でそのニーズを取捨選択する中で限られた財源をというようなことでございます。やはり組織というものは、見直しも大切な部分はしっかりと英断をしていただく中で、先ほど1つ申し上げたまずはコミュニティーが、今近々にこの瑞穂市の中でしっかりとコミュニティー活動がなされる中で、また10年、20年先にそれをつないで継続することが必要であるとするならば、しっかりとそのコミュニティー活動が行われやすい、また地域の住民の皆さん、自治会、また校区の皆さんにしっかりと活用していただきたいような施設にするためにも、そのような市長部局に一本化される中で市民に開かれた公共施設、また開かれる中で地域、校区が自立できるような仕組みづくりというようなものを、まずは行政の組織の編成をされる中で取り組んでいただくことを御提案させていただきます。

これは県が、今、私、コミュニティーというものの大切さをお話しさせていただいておるところでございますが、これはさきの岐阜新聞の切り抜きでございますが、「県が支え合いセンター開設へ」という見出しで、高齢者の生活を地域で見守り、通院や買い物をサポート。ちょっと読ませていただきます。「県は新年度、ひとり暮らしの高齢者らが社会的に孤立しない地域づくりを目指して、地域の支援の担い手育成や確保に乗り出す。県内にモデル地域を選定し

て、地域支え合いセンターを開設。ニーズだけでなく、支援を求める人やボランティアしたい人を積極的に調査して橋渡しする新たな仕組みをつくる。今後、加速する少子・高齢化で、支える側と支えられる側のバランス崩壊が懸念され、より多くの住民が支え手となる仕組みづくりが地域で求められるという。県地域安全室は、小学校区は災害時の避難所単位、万一のときに助け合う区域として、支援を求める人と支援したい人とを負担感なく迅速につなぐ仕組みをつくりたい」というような記事が出ておりました。これは、まさしく4月、新年度より県がこのような仕組みづくりをする中で、この各市町、自治体の模範、手本になるような制度を取り入れられておることと存じます。

これは私、1年ほど前に、福祉見守り施策の一環として、高齢化が著しく進んでおる地区、また先ほど申し上げた転入者が多く来られる地区で、支える側として、担い手としてしっかりと、そのような若年層の方等がお住まいになられておる地区があるわけです。そのようなことを考える中で、結いの精神、また共助の精神というようなものをしっかりと住民の皆さんに御理解をいただく中で、このような仕組みづくりというのは大切なことかなと考えております。この県の仕組みづくりを瑞穂市としてどう今後考えていくべきか、また瑞穂市独自の仕組みづくりとして、何か今後考えられるところがあるのかをお尋ねさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃったとおり、自治会長さんとか民生委員さんとかいろいろ役員をやってみえる方は、もう既にそういう問題点を持っておられますし、課題としてとらえておられます。ですので、やっぱり市民の皆さん一人一人が御協力をされて、自治会長さんを盛り上げる、民生委員さんを盛り上げる。みんなの力でそれぞれの自治会、それから校区、そういう問題点をお互いに話し合い、お互いに助け合って地域をつくり上げていくんだという、そういう組織を、私もそのように思っておりますし、ぜひまたそうした会議を自治会のほうでも話をさせていただきますし、また各種団体の責任者の方も集まっていたいで、そのような横の連携がとれるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 県の制度が4月から、新年度から取り組みをされると思います。

こちらには、先ほど申し上げたように、モデル地域は小学校区を単位に1カ所程度を公募で選定する予定とございます。これの選定等は、今後まだこれからのことであろうと思っておりますし、まだまだ始まりの段階でございます。

しかし、瑞穂市はコミュニティーをしっかりと大切にす、また重要に考える施策、対策をとられるまちであるというようなことをしっかりと今後も進めていっていただきたいと思っております。

それでは、次に2点目の市内小・中学校のグラウンド施設についてをお尋ねいたします。

瑞穂市内のすべての子供たちが安全で健全にスポーツに親しむ上で、市内小・中学校のグラウンド施設の問題点と課題及び今後の整備計画がございましたら、お考えをお聞かせください。  
議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） グラウンドについての御質問ですが、まずいろいろ御心配をおかけしております穂積中学校のグラウンドの拡張ですが、現在あります市民テニスコートを、平成24年度に生津ふれあい広場に移設して、翌25年には穂積中学校のテニスコートとして、現在の南側の駐車場のほうへ移設をして、グラウンドの拡張を計画したいと考えております。

次に巢南中学校ですが、グラウンドの中にテニスコートがあるのは3中学校のうち巢南中学校だけでございます。狭いグラウンドの中で、野球、サッカー、テニス、陸上と4つの部活動に使用しているのが現状です。生津ふれあい広場に市民テニスコートが完成したならば、巢南中学校の南に市民テニスコート2面ございますが、これを巢南中学校のテニスコートとして、さらにそれに隣接するように、現在グラウンドの中にありますテニスコートを南側へ移設をしたいと考えております。

次に牛牧小学校ですが、校舎の増築とあわせてグラウンドの拡張も計画したいと考えております。一つの案としましては、西側にあります道路のつけかえをしてグラウンドの拡張をしたい。それにつきましては、保育所とか南部コミュニティーセンター、一体的な整備を図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいまは、各学校の今現在抱えておる問題点と課題を一つずつ御説明、また御答弁をいただきましたが、まさしく穂積中学校のグラウンドの拡張整備においては、私も常々この一般質問で申しまして、今の増築をされたときの1年生が卒業されるまで、このまま狭いグラウンドの中で、安全性や使い勝手等がしっかりと望めない中で卒業するようなことのないようお願い申し上げますというような御質問をさせていただいたときが数回あると思います。今のままですと、これがまさしく現実になるというようなことで、これは整備計画が一つの点としての整備計画であって、線としてそれが絵になるような整備計画を持たれていない。また、短期・中期・長期的な、多角的な整備計画を持たれていないということが、一つ原因にあるのかなあと思います。

例えば今のお話ですと、私が今単純に計算しますと、生津ふれあい広場のほうに市民テニスコートを整備された後ということになりますと、穂積中のグラウンドの拡張は平成25年になるのかなというような懸念をすることでございます。そうすると、本当に1年生の子供たちは

卒業してからグラウンドが広くなるというようなことで、今の2年生も使えないというような現実がございます。そのことをもう少し柔軟に考えていただいて、例えばこの生津のふれあい広場に市民テニスコートだけを早く整備した後に、ぎふ清流国体は生津ふれあい広場のほうで活用されるということも聞いております。それは、その大会が無事終了した後に整備されるということは十分理解できる場所ではございますが、高く積み上げた山の広場になったところにテニスコートをつくる予定であるということは、市長の先般のお話にもございました。そうであれば、その部分だけを早くテニスコートをつくれれば、逆にテニスコートができた後に、穂積中学校のグラウンドの拡張、また中学生のテニスコートということで南の整備、これも10月、11月、12月には終われるのかなというようなことを考えるわけでございます。その点において、次長、いかにお考えか、お聞かせいただけましたら、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員おっしゃられるとおり、24年に国体のデモスポ大会ということで、生津ふれあい広場で10月にゲートボール大会が開かれます。グラウンド整備につきましては、それが終わってからという考えを持っております。

穂積中学校につきましては、市民テニスコートをまずどこかでつくって、それからという考えでございますので、翌年度の25年度という計画で申し上げましたが、生津ふれあい広場につきましては、まず設計がこれからでございます。この設計をして、さらに開発許可、河川占用、建築確認が要ります。こういったのをクリアするのにまず半年かかってしまいます。となると、どうしても工期的に10月ごろにかかってしまうということで、スケジュールとしてこうなってしまう。年次計画、一体的な計画がされていなかったと言われればそのとおりですけれども、いろいろ計画したんですけれどもなかなかうまくいかなかったということで、こういう事態になったということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま次長から、半年ほど開発等々、河川のほうの許可も含めていろんな許可申請に時間を要するというところでございました。もちろんその許可申請に日数は当然かかるものと思えます。ただし、もう一度初めからあきらめるのではなく、御再考していただいて、検討していただいて、また県等々にも所管の許認可機関にもしっかりと御相談をいただく中で、スピーディーな整備の対応をしていただくことが市民のニーズ、また市民の皆さんによりよい方向で公共施設、またそのような公共のグラウンド等々の施設が活用していただけることにつながりますので、御再考のほうよろしく願いいたします。

先ほど、巢南中のグラウンド、こちらは次長がまさしくお話しされたとおりでございまして、

今現在は巢南中においてだけ、グラウンド内に仮設的なテニスコートを設けて、それも雨が降れば、下はサバ土のグラウンドでございますので、当然、野球、サッカー等とは違って、なかなかテニスという競技等のことを考えますと、使えない日が多く出ているというのが現状でございます。また、ほかの野球等の部活と競合することになりますので、安全性も担保されないというようなことでございます。穂積中には新しく中学生専用のテニスコート、また北中は現在においてもグラウンド外に常設のテニスコートが、それもオムニコートでつくられております。一刻も早く巢南中の子供たちが健全に安全に、どの瑞穂市内の子供たちも公正な教育施設の中で勉学に、また体力、スポーツ等の向上が図れるような取り組みをしていただきたいと思います。その点につきまして、市長、いかにお考えか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 森議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきますが、まず先ほどの1点目の問題のコミュニティーの関係を通じまして、組織の見直しをする考えはないかというところでございます。そのことにおきましても、私のほうから総括的にお答えをさせていただきます。

それぞれ所管の部長、また副市長からお答えをさせていただきましたが、地域コミュニティーがいかに重要かということは、もうすべて認識しておるところでございます。

そういう中におきまして、瑞穂市の場合、行政機構の改革はこれで3回ほどさせていただきました。特に税の関係におきまして、連携をとる面からも、市民税を初めとした関係と国保の関係、これがそれぞれ総務部と市民部に分かれておりました。こういう関係から、市民部のほうに統一をしまして、連携を図ることによって収納率も上げる、こういったこともよそにないことで進めさせていただいておりますし、御案内のように、昨年10月1日から子育てと教育の一元化、去年4月から本格的になったわけでございます。まだ、その成果は出ておりませんが、この23年度1年間にわたりまして、そういった担当も充てておりまして、計画もきちっとさせていただきました。この24年度から、その成果がきちっと出るようにできるように、子育てを教育に転換、これはもう画期的なあれでございます。県内でも一番初めに取り組んでおる事業でございます。こういったことも組織の幼児支援課を教育委員会、こういう組織の見直しもさせていただきます。おとところでございます。

そういう中におきまして、コミュニティーの関係のことで御質問もございました。

コミュニティーは本当に大事でございますし、特に私の2期目の基本的なコンセプト、理念は、ああいった昨年の3月11日の東日本大震災もございまして、何といたっても災害に強いまちづくり、これが先決だと。こればかりはいつ起きるかわかりませんので、これに重点を置こうということで、2期目の人と自然に優しい災害に強いまちづくりと、そういうところで取り上げて、今、いろいろ新しい24年度の予算には大きく、資機材の整備を初め、いろんなことを予

算に盛り込ませていただいております。その点、御理解をいただきますように。

このコミュニティーにおきましては、実は、今97の自治会がございますが、この自治会のコミュニティーが何といいましてもいろんなこと、やはり災害があった場合でも一番大事なんですが、このやっぱり自治会、一番小さい組織のここが一番大事ですね。自助、共助、こちら辺の関係は自治会でございます、公助が一番最後になりまして、はっきり申しまして、自助、共助のところは災害のところは一番大事でございます、この地域でも自治会。特に自治会におきましても、自治会長さんが1年ごとに交代される。これでは絶対にいい地域のコミュニティーはできません。これを、私は新年度の自治会におきまして、ぜひとも2年ぐらいは続けてやっていただきまして、その自治会の組織をきちっとして、だれがやられてもやっぱり2年ぐらいはやっていただかないと、1年では覚えたらすぐと、覚えるのが精いっぱいだと思うわけでありましてね。そこら辺からやっていかななくてはいけないと思っております。そういうところから改革をしていかなあかん。これは、自治会のほうに要望もしてまいりたい。そういうことをしながら、こういうふうになっていこうかと思っております。

そういう中におきまして、まちづくり基本条例、皆さんに昨年お認めをいただきまして、4月1日から施行させていただくわけございまして、このまちづくりにはいろんな課題がございます。課題の情報を、何といいましても市民が主権でございまして、市民にすべて情報を出しながら、そして市民に参画していただいて、そして協働で一緒にやっていく、これが基本条例の一番のあれでございます。そこら辺をまず御理解をしていただかなければいけない。そういうところで、しっかりPRも、私は今各地で自治会の総会が開かれておりまして、案内のあるところはすべて出させていただきます、資料もすべて、また経営者協会とかいろんなほかの団体もございます。そういうところにも私は資料を持って行って、そのことを説明いたしておるところでございます。

そういうことで、組織の見直しは、本当に大きな一つの一番大事な部分をさせていただいておりますので、今のところは考えておらんということをお話し申し上げる。

そして、この高齢者のございましたね、新聞。高齢者の安全・安心計画、これは県も、御案内のように介護保険の関係がございまして、これは私どもの瑞穂市もですが、広域連合、県も高齢者の安全・安心計画、その中のこれは一つでございまして、これ実際やっていくのは私ども住民とかかかわっておるこの役所、市のほうでございまして、このことには連携をとりまして、もう既に民生委員さんとか、いろんなんでこの地域の見守り、いろんなことをやっていただいておりますが、そこを連携をとりながらしっかり考えて取り組みたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そういう中におきまして、施設の運動場ですね。各学校の運動場の関係でございます。本来でございましたら、計画的にしていくといいわけでありまして、瑞穂市の場合は、本当に老朽

化した学校施設、そこへ人口がふえておる、児童・生徒がふえておるところが、今、施設の整備を余儀なくされてやっておることは御案内のとおりでございます、そういうことを支障のないような形で今進めさせていただいておる。

そういう中におきまして、今年度、テニスコートもでき得るなら、はっきり申し上げてテニス人口も多いわけでございます。ですから、県の大会と言わなくても、やはり瑞穂市では大会もできんというのが実態でございます。5万2,000ありまして、何の大きな大会もできません。そんなめっちゃくちゃ大きな大会をやるつもりもございませんが、せめて地区の大会、岐阜地区の大会ぐらいができるような、そういう整備をさせてもらいたい。そういうところから8面をとれるような整備をさせていただく。これは穂積中学校のグラウンドでございますので、狭いというところの整備することによって、そちらの整備も翌年にはできると。ある程度そういった整備をしながら、次の段階を計画的に考えておるところでございます。

それぞれの学校のことにおきましても、議員さんの御意見等々も聞きながら、ある程度計画的に整備をしてまいりたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、またいろんなことがあろうかと思いますが、そういうときは、いろんな前向きな御意見をいただければと思っております。そういう形で順次整備をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

市長のほうからの答弁では、先ほど所管の部長、また副市長のほうからは、コミュニティーの行政組織というものも再編成の必要性があれば、また考えるというような御答弁いただいたと思いましたが、今、市長からは今のところは考えておりませんということではございますが、市長においてはコミュニティーの重要性、大切さ等は十分に御認識であります。また、現場主義の市長におかれましては、現場というのはこの市役所ではございません。庁舎内ではございません。やはり一歩外に出た自治会単位、先ほども市長申しされたとおり、自治会の活動なくして瑞穂市のまちづくりの発展はございません。そのようなことをしっかりとお考えいただいた中で、しっかりと組織の効率性、また経済性、また機動性等々、市民にとってどうあるべきかということ考えた上での見直し等を今後も御提案させていただいていく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

これもちまして、すべての一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 5番 森治久君の質問を終わります。

続きまして、6番 棚橋敏明君の発言を許します。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま星川議長より質問の許可をいただきましたので、本日は、1として企業誘致について、2番として災害について、3番として下水道について、この3点について質問いたします。

なお、傍聴席の皆様方にはお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。大きな励みになります。また次回もぜひお越しくださいませ。よろしくお願いいたします。

まず、企業誘致についてという1番の質問をさせていただきます。

瑞穂市は、一般会計で151億5,000万円、特別会計を入れますと、約200億ですね。この大きな予算規模を堀市長さんがかじ取りをしておられます。その中にありまして、合併以来、このたび24年度の予算を見ますと、固定資産税が初めて30億以下になってしまいます。今回の場合は土地の評価の見直しということだったと思うんですが、この大きなかじ取りをしておられる市長として、今後、これが30億以上に回復するようなことがあるのかどうなのか、このままずっと日本の経済も落ちていく、瑞穂の経済も落ちていく、固定資産税の評価も落ちていく、それで新たな企業も来なくなるのか。そういった30億以上にもう一回戻すのか戻さないのか、ここら辺のことを、もし市長として経済的に考えて、こうこうこうだというお考えがあればお教えくださいませ。よろしくお願いいたします。

先に市長にお願いしたいんですけど、経済予想ですから。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

市民税、また固定資産税の関係で、特に固定資産のほうが減額、これは評価の見直し。これは全国すべての市町村が、この関係におきましては全部のところ減額を24年度予算では見ておるところでございます。そういう中におきまして、この税、30億が回復できるかといいますと、土地では私は回復できんと思います。ですから、やはり何といたしても企業誘致なり、そういった関係におきまして設備投資をされます。そちらの関係が出てこんことには、30億の回復は難しいと思うところでございます。

そんな中におきまして、やはり市としましても企業誘致はしっかりと取り組まなくてはいけない。ところが、既存の中ではなかなか、いつも私申し上げるわけでありましたが、本当の企業誘致をしようとしたら、やはりその土地の確保をしながら、そして企業に来てくださいということをやらなくては、話があってから農振の除外をすとか、もう都市計画区域内ではとても無理でございまして、農業振興のそちらのほうでやらなくてはいけない。それは岐阜・巣南・大野線とか、こういう道路が整備されて、そのそばにということで、それにはやはり公社のほうで土地の取得をして、そして企業誘致をしなくてはいけない。これも本巣市のほうではもう既にやられておりますが、なかなか今の経済状況を見ますと、それぞれの企業もなかなか設備投資、建て直すとか、また入れることはなかなか厳しいところがございますが、東海環

状道路が完成しますとまた考え方が出てくるわけでごさいます、いずれにしても、ことに西インターチェンジまで、大垣西まで出てまいりますし、いずれ平成30年までには完成の予定をいたしておりますので、2020年までに東海環状西回りルートも完成すると。それに合わせて、やはりそういった企業誘致の関係のあれは取り組まなくてははいけない。今は、すぐそういう状況で、しましても、なかなかそういう企業誘致の段階には至らんとおもいます。そんなところから、将来もそういうことをすれば、また30億を超えることも考えられるかと、こういうところでごさいます。その先の見通しを、御指摘がございましたので、お答えをさせていただきます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 納税の義務ということで、これは法律にもうたわれております。やはり税というものがすべての公共団体の財源にもなるわけでありまして、その中であって、市民税ですね。これには個人の市民税、そして法人の市民税とあります。それぞれこちらは前の年までの実績に基づいております。固定資産税は3年置きの見直し、そういったことでそれと同時に、3年間に住宅とか工場とかができれば当然ふえていくわけなんです、この3つの税の中で、一番手がたく、なおかつ徴収もしやすいのはやはり固定資産税だと思います。

固定資産税というのは、この税の中で一番、例えば相手さんが払えないといたら、その土地を、申しわけないですけど、ちょっといただけませんかということだったら不可能ではないです。それぐらいしっかりいただけるのが固定資産税ですね。

この固定資産税が崩れていく、これは物すごく大事なことだと思うんです。ですからこそ、今、市長に御答弁お願いしたんですが、その中で、これからちょっと細かいことにはなりますが、名古屋紡績さんの跡地、それから旭化成さんのストック場が徐々になくなりつつあります。それと同時に、旭化成さんの下請的な、例えば加工場がもう既になくなって、田畑に戻したりとかということも行われております。そういった事例の中で、当然、これで税の減収も起こってきている部分もあると思うんですが、今、新しいプランとして何かありませんか、こういったところに対して。部長のほうで、ある程度発表できる部分があったら、明確に発表してください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず名古屋紡績の跡地の関係ですが、以前からお話をしておりますように、交通体制、現場を見てもらえればわかるんですが、中原の交差点、下穂積の交差点の交通容量の問題もございまして、いろいろ関係機関と協議をしておりますが、なかなか難しい点もございまして、何とか早い時期にということで、この3月中に1度、ちょっと関係者を呼びまして、そういうことも考えておりますが、なかなか問題点が多くございまして。それ

で、基本的にはなるべく早い時期に、瑞穂市の一番目立つところにございますので、早い時期に皆様方に発表できるような形で進めたいと思っております。今、1企業が来ております。そうすることで進めておりますし、旭化成のストックヤードにつきましては、牛牧地区のほうには、もう既にクレーンの訓練場が今年の8月に事業がもう開始されております。

それから、野白新田のほうにつきましては、今、少し開発の話がございますが、現状、一部工事の資材置き場になっておりますが、こういうところについても、進めていきたいというふうに思っております。

それから、企業誘致につきましては、キッコーマンソイフーズ、宝江のほうですが、こちらのほうは、今、用地交渉に入らせていただいております。地区計画も策定しましたので、用地交渉に入っておりますし、花塚地区のほうでも、既存の企業ですが、こちらが拡張ということでもう既に確認申請等も既に出ております。

それと、ちょうどヤナゲンFALがあったところですが、こちらにつきましては、地元説明会も既に終わって、大店舗の届け出が終わって、地元説明会が行われております。株式会社ドン・キホーテが出店するというので、今、動いています。

大きな関係については、そんなようなところですよ。名古屋紡績については、なるべく早い時期に皆さんに公表できるような形になればいいなというふうに思っておりますので、鋭意努力をしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） せんだつての12月議会のときに、ちょうど森議員さんの樽見鉄道の質問に対する、そのときの市長の答弁の中でこのような部分があるんです。

今のバイパスまでの間のところにおきまして、実はある企業の進出が出ております。本当にこれは有数の企業でございますと、このようなことをおっしゃっておられるんですが、ただ、これは県のほうにも来ているというようなことで、しっかりこちらではできない部分があるというようなこともそこに申し添えてはおられるんですが、これはその後どうなんですか。この話は、これが12月のときにこの状況ですので、これは進展しているのかどうなのか、またどのようなどころまで話をされていいのかわかるか、ちょっと私もわかりませんが、ただ、議場で、これは会議録に残っている限りは、この話があることは事実だと思いますので、もう少し具体的なところを答弁していただけないかなと思いますが、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 横屋の東部地区のことだと思いますが、約28ヘクタール、市街化調整区域がございます。いずれにしても、場所が市街化調整区域ですので、いろんな手続が必要となってきます。端的に言えば、区画整理事業という形とか地区計画とかいろんな方法が

ありますが、農地法の関係もございます。そういう方法をクリアするにはなかなか大変なことです。企業は一、二、話は進んでおります。ただ、地元のほうも割合、割合と、こんな言い方は悪いんですが、乗り気ですけれども、いろいろ法をクリアするのに障害がたくさんあるよという状況ですので、これについても下協議を今行っているところでございます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） これはもし来てくれたら、言い方は悪いですけど、調整区域ですと今現在の税収はどうしても少ないと思うんですが、本当にこれが来ていただけたら、すごく税収が上がると思うんですが、どうですか、見込みはありそうですか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 当然、土地所有者、地権者の方たちの御協力も必要ですが、不可能ではないと思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） どうもありがとうございます。何かいい部分の話も出てきたような感じがします。これはありがたいなあと思っております。

そうすると、本当に先ほど市長が言われましたように、また固定資産税の税収で、世間の景気が多少なりとも落ち込み続けていても、また30億以上に税収を戻すことも不可能ではないんじゃないかなと、期待ができるようなお話をいただきまして、ありがとうございます。

今後、ここら辺、名前とかそういったところ、どんな企業なのか、この有力な企業、有数な企業ということの御答弁を前回しておられますが、本当に全国的にも、屈指な企業じゃないかなと思っておりますが、まだまだそこら辺は守秘的な部分も当然あるかなとは思いますが、また公表できるようになったら、ぜひともお名前を公表していただき、税収の一環として、みんなの気持ちが楽になるようにお教えくださることを願います。

その次、ヤナゲンのF A Lさん、今もちょうど話が出たんですが、ヤナゲンF A Lさんがなくなりまして、ドン・キホーテさんが来られるということで、そういったことの御説明を受けたんですが、ヤナゲンF A Lさん、あるときはあるときなりに、一種の瑞穂市の看板だったと思うんですね。

極端なことを申しまして、瑞穂市というのは28平方キロ、穂積大橋を渡ってから、それから今度揖斐川の橋を渡る手前のところで大体瑞穂市かなと思っておりますが、恐らく距離にしたら知れたものだと思います。その間のところで、例えば岐阜から大垣に行かれる方で、ここが瑞穂市だよと印象づけられたのは、恐らくヤナゲンF A Lさんの辺、瑞穂市に入ったねという印象を受けられたと思います。でも、それ以外のところでは、看板でここから瑞穂市だよ、ここから

大垣市だよという看板が出ない限り、安八町になりますかね、向こう側は。安八町はほんのちょっとですけども、それが出るたびに初めて気がつくだけで、意外と瑞穂市の存在というのは薄いんですよね。人口が5万人2,000おられる。交通の非常に要衝ではある。だけれども、それじゃあこの国道21号線と穂積駅、それから朝日大学が市の看板だよとはいうものの、その21号線を走っていて、何ら気がつくものがなさ過ぎるんですね。もちろん今度ドンキさんが来られたら、大きなインパクトがあるかもしれません。

でも、私は思うんです。やはり瑞穂市はここだよと訴えられるもの。例えば今、道の駅でも考え方が変わってきまして、以前は農産物を売る道の駅でしたね。それ以前は、トイレを貸してあげるよという道の駅です、はっきり言って。疲れたらここで休みなさいよという道の駅ですね。でも、そこが何であるかというのは、その道の駅の名前によってわかるわけじゃないですか。そういった例えば今度は守りのなもの、農産物を紹介するとか市を紹介するんじゃないしに、もっと攻められるような、やはり株式会社瑞穂市と言われてもいいぐらいの何か攻めながら広報できる、そういった道の駅、私は21号線だったら、絶対必要不可欠だと思います。特に皆様方が21号線を走っておられると気がつかれると思いますが、トイレの借りやすいコンビニも意外と少ないです。特にこの瑞穂市内においては、非常に国道に対しては少ないです。

それと同時に、コンビニだったら扱いにくいなあ、また使いにくいなあ、私は何も買わへんもんと思われる方もおられるかもしれません。そんな方々に、瑞穂市をアピールして、なおかつトイレを使った分は何か買っていってもらうんですよ。そのような前向きな何か市の計画とか、道の駅という定義をしちゃうと、どうしても道の駅になってしまいますのでいけません、ランドマーク的なお店、とにかくこの地域をマーキングするんだよと、そのような積極的なお考えってないんでしょうか、もしありましたら御披露ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、いいお話を伺っておるところでございますけど、なぜ今までヤナゲンFALという一つの瑞穂市のシンボルのようなものがあったというところでございます、それがなくなりまして、今度ドン・キホーテと。ドン・キホーテは社長は大垣でございます、何とか大垣と岐阜の間につくりたいと言われてまして、これが一つのこんなものになると思います。

いずれにしても、国道21号、これは岐阜県の南部横断ハイウエーといいますか、このところだけが、実は道路の形態が御案内のように、両方、中2車線なんですね。外のほうが、これは6車線になるんですが、この整備がここだけできていないと。よそは、くろから2車線とりまして、そして交通量が多くなったら真ん中をもう1車線ふやして6車線にするところですが、瑞穂市だけがはっきり申し上げまして、真ん中だけ2車線つくりやすくって、くろのお金がかかるところがやっていない。だから、同じ沿線でも土地利用ができない。だから、

瑞穂市のこの道路の沿線には商店が張りつく。これはもう御案内のとおりです。ですから、私は早くから国土交通省にも会議があるたびに、早く6車線化をしてくださいと、はっきり申し上げて。この縦貫のこちら、私がちょうど議員になったばかりのときに政治的にどえらいお願いをして6車線化した経緯が、これも担当に聞いていただければわかりますけど、はっきり申し上げて、本当に瑞穂市の中だけ、他はくろから先に2車線整備して、真ん中をと。ここだけが真ん中2車線でつくりやすく工事をやってしまったんですね。そういう関係で、本当に土地利用がされておらん。そういうところで、景気がこんなところでなかなかいいところが出てこん。ましてや、まだくろがきちっと整備していない。こんなことでは、とてもじゃない。だから、早く6車線化して、くろから使えるようにしてくださいよと。くろの土地が生きるような、そういうふう整備してくださいと、そういう要望をしておるところでございます。

議員がおっしゃるように、それができておったら、まだランドマークも、ここが瑞穂市だとわかることもできておったのではないか。そういう中で、まだそういった道路の要望をしておるところでございます、土地が本当に利用ができない、これも実態でございます。そこら辺も御理解いただきますように。

そして、名古屋紡績の関係も先ほど申し上げました。本来でございますと、場所はいいところにあります。あれが、市とかそういうもので売買をされるあれでしたら、もっと早く土地利用ができます。それも、はっきり申し上げまして、工場とか、そういう優秀な企業、やっぱり地の利がいいもんですから出ると思います。ところが、商業集積の関係におきますと、結局入るところが6メートルか7メートルの位置に道路1本と、西側で。出てくるのが全く出られない。やっぱり商業集積のあれにありましたら、出入りに困る。これがあんな場所のいいところにあっても、あのぐらい土地利用が本当に条件の悪いところ。だからこれはなかなかできないんでありまして、これが市が持つておるあれでしたら、工場とか、そういういいのを入れることができるわけです。ところが地権者は民間でございまして、貸して収益を上げたいあれですから、なかなか出店ができんと。そこら辺も御理解いただきたい。

そこら辺のランドマークの関係におきましては、こういうところでございますので、御理解をいただきますよう、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 何分にも瑞穂市は本当に、例えば福祉のことでもそうなんです、ちょっと宣伝が下手なんです。とにかく外に知らしめる。やっぱりこういったことをもっともっと積極的にやっていって、そういった部分の投資をなされれば、必ず何らかで金が戻ってくると思いますので、本当に前向きに広報をもっとしていただきたいと思います。

次、2番としまして、災害についてということをお質問させていただきます。

まず、ここ最近、副市長、そして総務部長が新しい方々になられましてから、すごく防災ということを実際にとらえていただくようになりまして、せんだっての広報無線の音のこともそうですね。どこへ行けば聞こえるか聞こえないか、そういったこともそうですが、その中で、特にここ最近思いますのが、防災会議というのを何回も開いていただいているような感じで、非常にまとまった意見が出てきているような気がします。このまず防災会議はどのようなメンバーでやっておられるのか。それと同時に、国及び県からもアドバイスを受けておるのかどうなのか。それからまた、この防災会議の親組織は、県にもあるよ、国にもあるよということなのか。また、それぞれにおいて専門家を招聘して、いろいろな講義、実演、実験等をもう既に行っているんだよとか、そういったことをちょっとお聞かせくださいませ。防災会議の実態です。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災会議でございますけれども、今年度に入って私どもの計画の見直しをしました。

メンバーとしましては、一応条例がございます。それから法律もございますので、私どもの市長、国土交通省、振興局、岐阜土木事務所、北方警察署長さん、そして私どもの各関係部長、瑞穂消防署長、消防団長、議会、医師会、自治会連合会、緊急対策協力会、こうしたメンバーで今年度は開いております。

また、いろいろな御意見をいただく必要があるかと思っておりますので、また随時検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 東日本大震以降、私自身も思いましたし、周りの方々も、確かにこの経済状況が非常に悪い中で、ああいった被災を受けられた方々を見ていまして、皆様の合い言葉、またお年寄りなんかによく言われるのが、生きておれば100点満点だよという言葉ありますね。生きていけば100点満点。

それで、昨日の庄田議員のお話を聞いていましたら、旧穂積地区でコミュニティーセンター、ただしこれは防災センターの機能のあるものをお願いするというので、かねてより何回も何回も何回もお願いしてまいりました。ところが、昨日の庄田議員さんの質問に対するお答えの中で、そういったコミュニティーセンター的な考え方も変わりつつありますと。特にこの災害以降はと、そんなことが私の耳に残ったんです。もちろん住民の方の考え方も変化してきているし、市として運営していくにもちょっと変わってきているしという変化のことをおっしゃられたんですが、でも私たちは、防災センターがあったとすれば、そこで皆さんが避難されて、「生きておってよかったね、生きておれば100点満点よ」と言えるじゃないですか。そんな言

う場所もないんですか、私たちは。そのように、防災センターを私たちの穂積につくってくれない。それで、この案に対しては賛成できない、取り上げようとされるのか。ちょっとこの庄田議員さんに対してお答えになられた、この変化というのを教えてくださいませ。よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、きのうの庄田議員さんへのお答えは、また後ほどということにさせていただいて、この穂積地区の災害についてでございますが、主な避難所、避難場所としては、朝日大学さん、穂積小学校を予定しております。

朝日大学は、6号館、そして10周年記念館をお願いできるということで、先般も県のほうでも協定を結んでおられますし、私どもも協定を既に結んでおります。約3,900名の収容人数が予定されています。穂積地区、それから牛牧地区の方に御利用いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、やはり防災センターよりもっと大きい立派な機能のところがあるからということで、朝日大学さんがありますよ、穂積小学校さんがありますよということで解釈すればよろしいんですかね、今の御答弁に対しては、私は。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 避難所としてのほうで私はそのようにお願いができると思っておりますので、朝日大学に御協力いただけるということは、非常に心強いことだと思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それじゃあ、ちょっと伺いますけど、防災センター、要するにコミュニティーセンターで防災センター機能のあるコミュニティーセンターというのは、やはりつくるのは難しい状況になってきているということの御回答なんではないでしょうか。その点、以前より何回も何回もこのことは議論で出てきたと思うんですが、一遍そこら辺をちょっとお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは私のほうから、以前、9月も12月もお話を差し上げているところでございますが、まず瑞穂市内の多くの自治会においては、市の補助金を活用し、公民館を建設しておられます。また、公民館がなくても、地域で集まるところを確保してみえる自治会も多くあります。公民館や集会所は、自治会の中で話し合い、まちづくりをする大切な場

所だと思っております。

また、校区ではどうかと申しますと、まだまだ瑞穂市の場合は校区の自治会長や各種団体の方が、会合を頻繁に開くということまではいっておりません。まちづくりは、1つの自治会だけでは難しいと考えております。最小単位は、先ほど森議員さんにもありましたけれども、やっぱり自治会がベースであって、また校区のまとまりというのが非常に大切だと思っております。そうして、話し合い等がなされていって、また時代が変わってこれば、またそうしたことがあるかと思えますけれども、今現時点では、やっぱり各自治会ですので、自治会においては公民館も必要であると、その後そうした施設も必要かなということかと思えます。将来的には7小校区8地区、または7小校区7地区、または中学校区のまとまりというのが大切だと思いますし、校区で話し合う体制がしっかりと出てこれば、そうした問題もまた話題に上るかと思えますけれども、今ある公共施設を有効に活用するという外部監査の御指摘もございますので、特に穂積地区については、そうした施設も近くにあります。そういう点で、また皆さん十分御協議をされてはということだと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） わかりました。

それで、せんだっての3月11日の1年前の災害のときですね。やはり避難所にはなじめない、それからそれぞれの皆さんいろんな事情がある方々が、車の上で生活をなさった方が結構おられます。事実、私たちも水害のときに、私が小学校のときはリヤカーの中で生活しました。長良川の堤防の上で生活しました。その次の昭和51年9・12災害のときは私たちは、今度は自家用車で長良川の堤防の上へ避難しました。そこで生活をしました。それで、水の引き方が違いましたので、戻った日にちは随分違うんですが、いずれしましても、車でどうしても避難することにならざるを得ないと思います。

今お聞きした穂積小学校さん、そして朝日大学さん、高さはほとんど一緒ですね。そうになりましたら、車で避難しても、そこでもまた水につかる可能性がございます。地震のときは問題ないですよ。ですから、もしお願いできるのであれば、例えばP L A N T - 6さんにも交渉していただくと、あそこらだったら、何千台は無理かもしれませんが、恐らく1,000台ぐらいとめられる可能性はありますね。それぞれの皆さん一家族の車のエリアが仮に1台ずつとしても、何世帯がそこに避難できるんですか。やはり車なしでは皆さん避難もできないと思いますし、車というのは、本当に皆さんのあるときは住宅にもなるわけですね、そういつときたときには、やはりその大切さを考えましたら、今おっしゃっておられる避難地よりは、やっぱりP L A N Tさんかなあとと思います、より高いところ。なぜ私たちが今までの2回の避難においても堤防の上に逃げたかというのは、堤防の上は当然危険性もあります。そこが決壊したら一緒に流さ

れちゃうわけですから。でも、下におるよりは上へ行かないと、自分たちは水につかっちゃうわけですよ。こら辺を考慮していただいて、P L A N T - 6さんとか、そういった高いところともこれから交渉していただく、お話ししていただく。それとか、例えばそういったところに避難用の公園をつくってみるとか、そういったことも僕は考えていただきたいなあと思うんですが、そういったことはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今は、穂積地区ということで、穂積地区の主な目安ということで朝日大学、穂積小学校ということでお話ししましたが、既にP L A N T - 6とは協定を結んでおりますので、P L A N T - 6さんの駐車場等もそうした避難場所として活用ができると思っています。

そして、また1つお願いをしておきたいんですけども、確かに、特に穂積地区、そしてこの瑞穂市の庁舎から南は、水害については非常に分かりやすいということでございますけれども、まず水害と地震では対応が違うということ、そして避難される場合には、今いろいろ言われましたけれども、基本的には徒歩であるということも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 今回の予算で、公園が2カ所上がっておりますね。野白新田と野田新田だったと思いますが、その中身はちょっと間違っていたら申しわけないんですが、これで、公園のつくる意味合いも随分変わってきたようなことを、せんだっての市長の議案説明の中でこのように言っておられます。

「公園造成整備の中で、用地確保では野田新田、野白新田を予定しており、潤い空間を創出するとともに、災害時には避難場所にもなる公園の整備を進めてまいります」ということでこの2つの公園を指しておられるんですが、この2つの公園及び今までにできた公園に関しましても、避難場所として本当に使っていくために、こうこうこうだという特色ある設計とかをしておられるのか。それとも、ただ公園をつくるがために、このような避難場所というのを言いわけとして使っておられるのか。いや、そんなことじゃないよ、こういう整備をするんだと。みんなが安心してこの公園に来られるようにするんだというようなしっかりしたお考えを持って、この計画を進めていかれるのか、何かその特色があったら、説明してください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 公園整備につきましては、都市整備部のほうで計画をしております。

特に今年度、野白新田のほうの公園につきましては、ちょうど堤防の高さと一緒の位置にありますので、こういうものを活用して避難場所にしたいと思っておりますし、その他の公園につきましても、特に横屋につきましては、当初2,000平米ぐらいの土地でしたが、地元の協力をいただきまして無償でお借りするわけですが、4,000平米ぐらいの公園で、水害時にもその対応できるような高さに盛り土をかけて、水害時の避難場所にできるように。地震時は特に高さは問題ないんですが、水害時にそういう水がつかないような高さに整備をしていきたいと思っておりますし、野田新田のほうにつきましても、ちょうど堤防等高いところは、東海道線と五六川の堤防しかございませんので、こういうものにつきましても地域の状況を見ながら、なるべく水害に強い公園を整備していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明議員に申し上げます。

質問の内容が少しずれております、横道へ。

6番（柵橋敏明君） わかりました。

その次ですね。今回の新しいハザードマップで、液状化の問題が明確に今度は表示されるということを知っているんですが、前回のハザードマップの場合は、全体的にほとんど網がかかっているという状態、今度の新しいハザードマップですと、それが段階的になるような感じのものを私は受け取ったんですが、そのように私自身の考え方として受け取らせていただいたんですが、この液状化が起こった場合、一番心配なのは狭隘道路ですね。こういったところが液状化の場合どうなるのか。果たして、既に今現在狭い、そこに液状化が起こる。それで、今、消防車は大型化されています。救急車は極端なことはないかもしれませんが、せんだって、私たちが見せていただいた救助工作車、はしご車、すべて大型化されていますね。私は、これは液状化で、なおかつ狭隘道路、そこへ塀が倒れた場合、特に狭隘道路のところ、よく広瀬捨男さんが言うておられますが、例えば別府地区の広瀬捨男さんのお地元へ伺いますと、狭隘道路の横って結構塀が建っておるところがあるわけですね。塀が倒れたら、そこへ液状化が起こる。どうやって車が通るんですか、人間も通れんのやないかな。こういった狭隘道路というのは、今、この市内にどれくらいあるんですか。まず、そこら辺から教えてください。お願いいたします。質問に入れてありますよ。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今、議員御指摘の件ですが、狭隘道路としましては、最新のデータでは、4メートル以下の道路しかちょっと今区分がしてございませんので、市内で約238.9キロメートルございます。4メートルが狭隘かということあれですが、4メートル以下の道路は238.9キロでございます。約13.9%です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） こういったところが、液状化でさらにひどくなった場合に、何かいい方法とか、そういったことはあるんでしょうか。こういった方法しかもうないんだよと。だけれども、こうなれば安全性はあるんだよとか、何かそういった御指導できる部分とかはないでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 道路とか公共施設等につきましては、また担当部のほうから少しお話があるかと思えますけれども、この対策としましては、まず住宅等の耐震性をそれぞれが確保するということがまず1点だと思います。

昭和56年5月以前に着工した住宅につきましては、先ほどちょっと申しましたが、耐震性等が低い可能性が少しあるよということもございます。ぜひ都市整備部のほうでやっております木造の住宅耐震診断、そして補強工事の補助、またはリフォーム助成などを活用していただいて、ちょっと心配なお宅については、こうした耐震性をまず自分たちで補強するということが大切かと思っております。

主な補強工事としては、バランスのよい耐震壁を設置したりとか、接合部の金物補強、基礎の補修、小屋組みとか床面の補強、腐っているところとかシロアリなどの対策、そして建物を軽量化する。そしてまた、補強ができない場合において、よく2階建ての場合ですと、平家になっている部分があると思いますが、そうしたところを寝室にさせていただいたりとか、茶の間にしていただくとか、茶の間に丈夫なテーブルを置くとか、部屋に鉄骨を入れてシェルターのすとか、家具の転倒防止を図る、そして寝室に何も置かないと。こうしたことにつきましては、ソフト面も含めてですが、液状化で何かあった場合の対応ということになりましようが、とりあえず災害の状況に応じて、やはり開口部を、ドアをあけてもらってすぐ外へ逃げられると、そういう対策が必要だと思いますので、防災の担当のほうとしては、今あるお宅の中で御自分の命を助かっていただくということで、いろんな防災の普及に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ちょっと今の部長の話は住宅のことに移ってしまいましたが、道路のことではもう本当に限界があるんじゃないかなと思うんですね。238キロ、それも集落の中の道路ですから、実際問題は13.9%と言われましても、利用度というのは物すごくその近隣の方にとっては高い道路だと思いますね。

ですから、今のことを伺っていても、これはやっぱり近所の助け合いしかない。先ほどの森議員さんの言われた話のコミュニティー、近所の助け合いのコミュニティーをつくらないと、

もうこれは何ともならんのかなと思うんですが、何かそんなような気がしてきました。狭隘道路にも限界があるのかなという気持ちがしますね。

ただ、これは長い目で見ながらも、こういった狭隘道路を少なくするような努力は役所のほうでもしていただきたいと私は思います。そうじゃなかったら、救えるものも救えなくなると思いますので、そこら辺は本当に肝に銘じてやっていただきたいなと私は思います。

その延長線上でちょっと教えていただきたいのが、この東日本の震災のときに、住民票をもらってきているんな補助とか、またいろんな書類が申請できるとかという話がいっぱいございましたね。その部分で、コンビニでの発給はすぐにでもできるようになるのかどうなのか、災害後ですね。それから、今現在の救出道具、これをせんだって小学校のほうに配備しますということは聞いたんですが、自治会の本部にも配備はしていただけるのかどうか、この2点ちょっと教えてください。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 議員から御質問いただきましたコンビニでの住民票等の発行という件でございますが、今現在、全国の自治体では、2月1日現在でございますが、全国で43の自治体の実施をしております。

このコンビニ交付サービスを利用できるコンビニエンスストアと申しますのは、日本ではセブン イレブンのみでございます。東海3県での実施自治体は、現在はない中での他市に先駆けての提案をいただいたところでございますが、コンビニ交付そのものは住民基本台帳カード、住基カードと言われるものですが、これを利用して住民票等の写しをコンビニで取得するというものでございますが、市役所の窓口時間にとらわれずにコンビニで受け取れるメリットというものはあるところなんです。今現在、瑞穂市の住基カードの発行枚数は1,349枚ございまして、人口の約2.5%と普及率は低い状態でございます。

市民に活用していただくためには普及率の拡大に努める必要があるということと、もう1点は導入経費でございます。導入経費に対しての費用対効果も考慮する必要があるということでございますが、ちなみに概算でございますが、これは財団法人地方自治情報センターというところが取り扱っておるんですが、導入経費として約3,300万円がかかります。このほかに、導入後の保守料が標準システムとして年間95万円、それにさらにプラスアルファがあるということでございます。そして、運営負担金としまして、市町の規模ごとにこの地方自治情報センターへの運営負担金というのがございます。これが瑞穂市の場合ですと、年間300万円という概算がございまして。さらにコンビニ事業者への委託手数料、これが1通当たり120円の支払いがございまして。窓口での住民票等の発行は300円いただいておりますが、このうちの120円をコンビニが委託料として受け取るということでございます。

さらに、大規模災害時には、この自治体とコンビニとの間の回線、並びに端末の復旧、これ

らの時間も必要になると思われることなどから、コンビニ交付の導入については、現在、瑞穂市としては考えておりません。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） ちょっと部長のほうに聞きたいんですけども、学校のほうに配備するという工具と、それから自治会のほうに配備するという工具は当然違ってくると思うんですが、一番手っ取り早く救出するための工具というのがあるじゃないですか。阪神の震災のときにも言われたように、大きな道具よりもこういったものが要るんだよというような話がありましたね。その程度のものであれば、自治会の公民館なんかには配備される予定でございますか、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 簡単な工具につきましては、もう既に各自治会へ行っておると思いますので、一度確認をしていただいて、手入れのほうをお願いしたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

まず、この災害については、ここ最近、瑞穂市はいろいろやっただいていてというか、準備されてきているという感じはしますので、これで私たちも多少は安心かなと思えました。

それでは、その次ですね。最後に3つ目として、下水道についてお聞きいたします。

今、終末処理場の用地確保とかいろんなことで事業が開始されたように思っているんですけども、これは結構なお金が必要と思うんですが、それと、まず本巣市、それから北方町、大垣市、岐阜市、こういったところと広域で連携して、お互いの施設を利用しながら、効率的また経済的に運用することとかを今後進めていくことというのはできないものなんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目といたしまして、用地確保により事業が開始されたように思うが、進行状況はというような形で質問のほうはいただいておりますので、まず1点目のお答えをいたします。

公共下水道事業の穂積処理区の事業の進捗については、終末処理場用地の最有力候補地としたい旨を地元自治会をお願いを行っている段階であり、今現在、折衝が進んでいない状況であります。処理場用地の確保は下水道事業の根幹であることから、慎重にならざるを得ないことをまず御理解いただきます。

それから、順番では費用のほうのことを言われたものですから、3番目の質問といたしまして、瑞穂処理区の汚水処理に係る事業費は、補助単独事業合わせて約404億円を見込んでおり

ます。これは、市街化区域内の農地がすべて宅地化した場合の金額で、想定事業期間内に農地が宅地化されなければ、想定している事業期間30年間の範囲では、この金額より少なくなると考えております。

それから、隣接市町の自治体の連携については、互いの処理区域の地形や土地利用形態によって、行政界を越えての法律的な処理区域を選定するケースもありますが、自治体の計画の時間的な差があるため、管渠の大きさ、処理施設的能力等により、受け入れることが不可能な場合があることや、現実的に負担金や事業費の利害関係をかんがみると、現在、瑞穂市においては、平成20年度に全体計画を策定し、現有施設区域外は1処理区で集合処理することが一番効率となっています。このことから、当計画で推進する中で、議員が言われるように、他の自治体との整合性を図りながら、より効率的な計画を図っていきますが、現時点では、検討する段階ではなく、時期尚早と考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、いずれまた本巢市、北方町、大垣市、岐阜市、こういったところとも連携していったほうがいいんじゃないかというような、これからの進行くあいによったら、そういったことも多少は視野に入れているというか、そういった考え方になっていく場合もありますよということであらえさせてもらっていいですか、今の答弁は。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） これに関しましては、相手方があることなんです。相手方の、私どもの汚水を相手の処理施設で受け入れていただくという形ですので、私どもの勝手ばかりではいきませんので、そういうことでお話しさせていただいたつもりでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ちょっと戻りまして、その進行状況の中で、説明会を開いておられるんですけど、せんだって表をもらったように。その説明会ですけれども、どの程度の参加率で来ておられますか。

議長（星川睦枝君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 公共下水の基本的な説明会ということで、11月15日、本田校区を皮切りに、本田校区だけ1月26日までの8回行わせていただきまして、出席率は4分の1ぐらい、500名ぐらいの方がと聞いております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） その説明会、これから今、本田地区以外でも開いていただけるわけです。

ね、今後。

議長（星川睦枝君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） そのとおりでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 先ほどこの説明会の本田地区のを見せてもらおうと、西只越だけがすごく人数が多いんですけども、これは偶然金曜日だから人が多かったのか、何かそういったことが一つあるんですかね、曜日的な部分とか。

議長（星川睦枝君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 本田校区で、その場所というのは、自治会のほうで計画を立てていただいたもんですから、そのときに集まられた方が多分そちらの方ばかりだと思いますが、そこら辺の推移は皆さんが聞く耳を持たれていただいたのかなと思いますが、日曜日とか、そういうときもやっておりますので、ちょっとそこの辺は。済みません。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 下水道の御質問をいただいておりますので、私のほうから申し上げておきますが、先ほど総事業費のことで404億円と申し上げました。

これは総事業費で間違えていただかんように、そのうちの半分は補助金でございまして、事業も工事としましては大体20年から25年、返済が5年据え置き30年かかってやる。最終的にはその返済の額が200億円でございますけれども、その返済する元利償還金に対しまして大体30%から40%地方交付税で算入してまいりますので、実質的には、市の持ち出しは400億円の4割ぐらいと私は思っております。その400億円がひとり歩きして、とんでもない数字になってきますので、そのことだけは議員さんでは確実に把握をして、総事業は400億円ですが、半分は補助金で工事をやるその年に入りまして、半分はまるきり借金をする。その借金を30年かかって借り入れてから順次払っていくわけでございまして、その元利償還金に対しましても地方交付税で算入がされておる。このことを頭に置いておいていただきますことをよろしくお願い申します。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） きょうはありがとうございました。

企業誘致について、以前よりは本当に明確なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

そして、また災害について、本当にきめ細かく今回も資料を出していただいておりますので、災害についても防災会議が適宜行われて、相当進んできたような気がします。でも、その災害

もどんな形で起こるか推しはかれない部分がありますので、今、防災会議でやっていただけていること、これが本当に的確に、またその場になって動けるようにすることが、その次の段階かなと思いますが、これはひとつよろしくお願ひしたいということと、それから下水の件ですね。今、市長からも説明がありましたとおり、非常に大事な部分もありますし、それと同時に、意外とお金は安く済むということもお聞きはしたんですが、何分にも今下水のことが、非常に市民の皆様方からいろんな質問が多うございますので、一度こういったこともしっかり、市長が今おっしゃられたことも含んだ上で、皆様方にわかりやすく広報なさるべきじゃなからうかなと思うんです。

ですから、私たちも、今、総会がそれぞれのところで多々あると思いますが、やはり下水はどうなんだという御質問はそれぞれの町内でこれからどんどん出てくると思いますので、そこら辺、的確に説明をしていただきたいと思いますし、何分にも私ども瑞穂市というのは宣伝というか、説明が余り上手じゃないように私は思います。いろんな特典を設けても、こんなふうにあなた方楽になるんですよといったところで、なかなかうまいことそれを説明なさらない。うまいこと「広報みずほ」に載せられない。やはりそういったことで広報活動が余り上手じゃないんじゃないかなという気持ちがありますので、やはり宣伝することも大事だと思いますので、今後、もっともっと広報に務められて、それで誤解のないよう、しっかり理解してもらえような場所を利用して、やはり僕はもっと説明なさるべきだと思います。それが瑞穂市の売り込みだと思いますし、瑞穂市が普通の株式会社瑞穂と仮にすれば、真剣に営業マンがそういったことは説明して回ると思います。ですから、皆様方は俗に言うお言葉でいけばお役所の方ということになってしまうもんですから、そうでなしに、やはり皆様方ももっともっと広報に努めていただいて、実はこういうふうなんですよと、仕組みはこうなんですよということをもっともっと説明していただきたいと思いますので、皆様方がいい意味でのプレスマンであり、スポークスマンだと思って動いていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、これで私、棚橋敏明の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。  
議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。再開は3時5分からといたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時07分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、4点到りまして質問をさせていただきます。

す。

その第1点目は瑞穂市社会福祉協議会の運営のあり方について、2番目は(仮称)ドン・キホーテ岐阜瑞穂店の新設に伴う市としての対応と考え方について、3として瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画について、4番目として合併10周年事業についてでございます。以下、詳細の質問は、質問席よりお願いを申し上げます。

それでは、第1点目の瑞穂市社会福祉協議会の運営のあり方について質問をさせていただきます。

本日は、福祉部長が昨日に引き続きまして欠席ということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

その中における第1点目は、社協はさまざまな事業が行われておりますが、それらの事業に対する精査はどのように行われているのか。また、市と社協、民生委員の皆様方がそれぞれの役割をきちんと明確化されているか、お伺いいたしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長(広瀬充利君) それでは、広瀬武雄議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市社会福祉協議会で行われている事業は、市の委託事業と社協単独の事業の2つの事業があろうかと思えます。

その中で市の委託事業にありましては、老人福祉センターや訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、自立訪問介護事業、自立通所介護事業、地域支援事業などがあります。これらの事業につきましては、毎月実績報告をいただいで確認をしているところでございます。

また、市の社協単独事業にありましては、いきいきサロン事業などの地域福祉事業、配食サービスなどの高齢者福祉事業、精神保健福祉ボランティア養成講座などの障害者福祉事業、子育てサポーター養成講座などの子育て支援事業、ボランティア活動事業、生活福祉資金の貸付事業などの援護支援事業につきましては、年度当初に社協より前年度の事業報告を受けるということで精査をしているところであります。また、市と社協、そして民生委員さん、それぞれの役割につきましては、市は福祉行政を担っていますが、市の福祉施策の計画に沿って、また法律や条例、規則などの法令に基づく制度的運営を行っております。

社協につきましては、社会福祉法第109条に基づいて設置された社会福祉法人で、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせ持った社会福祉団体であります。住みなれた地域で健やかに暮らしたいという市民共通の願いを実現するため、住民一人一人の福祉ニーズに対応して、住民皆様が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して活動しております。

また一方、民生委員にあられますのは、民生委員法第5条に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、社会奉仕の精神をもって相談、援助、社会福祉の増進に努めることを任務としております。身

分的には、行政実例の例でございますが、非常勤の特別職に該当するというふうに解されております。連携としましては、民生委員法第14条の中で、社会福祉を目的とする事業を営業者、または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業を支援すること。福祉事務所、その他の機関、行政機関の業務に協力することとして民生委員の職務を規定しています。

また、瑞穂市第1次総合計画後期基本計画の中で総合的な福祉推進体制づくりに社会福祉協議会、民生委員、児童委員及び自治会との連携体制を強化するとしております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） それでは、次に2番目といたしまして、介護保険居宅事業のホームヘルプ事業の中で、訪問介護事業など、民間との比較の中で改善したり、あるいは廃止したりすべき点はあるのかなのか、その点を伺いたいということで御答弁を願います。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 現在、社協に委託している訪問介護事業には、介護保険による訪問介護事業と市単独でお願いをしている自立訪問介護事業がございます。訪問介護事業は、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などの身体介護や生活援助を行い、自立訪問介護事業にあっては、65歳以上の介護保険までの適用にならない方で、日常生活の支援を必要とされる方へのホームヘルプ事業でございます。

現在は正職員1名、日々雇用の方1名、登録ヘルパー4名で事業を行っていますが、御家庭、個人、地域の課題を抱えながらホームヘルプする事例も多くなっております。それで包括支援センターや在宅支援センターとともに支えていく必要があり、民間事業者では代替できない側面も持っております。

しかし、他市においては、民間に委託しているところもあることから、また高齢者がそれぞれの実態や意向に応じた介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加などのサービスを利用できる総合的な支援システムの構築と、在宅で24時間介護、看護できるような巡回サービス制度ができたことも踏まえ、今後の訪問介護の課題であると考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ただいまの質問につきまして、なぜこういう質問を申し上げたかと申しますと、いわゆる社会福祉協議会は、土・日、祭日が休みなんですね。ところが、在宅介護は年じゅう休みなしなんですね。したがって、土・日、祭日に待ち受けていただいている介護を必要とする方々に対して十分なる対応を、社会福祉協議会がこの事業を行うに当たっては十分できていないのではないかということで、民間に委託すべき点が多々あるのではないかと。

答弁では、そうはいかない部分もあるというような答弁でございましたが、実際に聞くところによれば、福祉協議会から来ていただいているけれども土・日が対応できないので、例えば民間のAという事業者をお願いをすることに変えたというような方々もあるように聞いております。それもいたし方ないという判断であればやむを得ないと思いますが、ぜひとも、そのような点も含めまして、これが定款上できるかどうかは別問題といたしまして、今後の課題としてとらえていただくための質問と受けとめていただけたらと、このように思っております。

次に、第3点目といたしまして、社協の内部事務を進める上で、職員のモチベーションが下がっているとの風評を聞いております。また、あらゆる規定は、民間でありながらも役所並みの規定が適用されており、人が育っていないのではないかというような話も聞いております。それが事実かどうかは、行政側からはなかなか的確に判断できない、あるいは掌握できない分野かもわかりませんが、仮にそれらが事実とすれば、どこが指導し、改善していくべきとお考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 広瀬福祉生活課長。

福祉生活課長（広瀬充利君） 現在のところ、市には社協職員のモチベーションが下がっているとといった内容の投書、苦情などはございませんが、社協職員には、全員それぞれの立場で地域のニーズに応じたきめ細かい福祉事業を行っております。

しかし、市及びもとす広域連合からの委託事業がおおむね39%、市からの補助金が35%を占めている予算編成を見ますと、利潤を追求すべきでない社会福祉法人、社会福祉団体であるものの、余り経済的視点からの事業内容の見直しをしてこなかったことが風評の要因となったかもしれません。しかし、これは社協だけに矢を向けるのではなく、市にとっても、今までは社協に委託している事業のチェックが甘かった部分もありますし、この点については反省したいと考えております。

また、今年度は前年度と比較しますと、事業内容については何度も事務局の担当者及び上層部と協議をいたしましたし、来年度は、さらに協議回数をふやして相互理解、相互改善をしよう計画しております。また、事業所内部における配置がえなどにより、事務の引き継ぎを通しての人材育成を行っておりますが、社協の地域社会における必要性はこれまで以上に増していくものと考えております。

したがって、市としましても社協が地域福祉の推進を担う中核的存在となるよう協力していきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 実は、この質問の内容につきましても若干コメントを申し上げるならば、今、答弁の中にもありましたように、御存じのとおり、社会福祉協議会というのは、基本的に

は利潤を求める組織ではないというのは、あらゆる参考書類を読みましてもそのように書かれております。しかしながら、社会福祉法人は民間なんですね。これはあくまでも法律でそのように決まっているわけではなくて、姿勢としてそのように決まっているだけでありまして、いわゆる職員のモチベーションを上げることによって、利益を今まで以上に上げることができるのではないかとこの分野からの質問でございます。

したがって、社会福祉協議会の会長とか、そういう人材につきましては、民間からの就任というものを国も県も要求しておりまして、現実には瑞穂市の社会福祉協議会の会長も民間から来ていただいている方が現在担当していただいていることは御承知のとおりでございます。

そのような中にありまして、いわゆる職員が、この社協は利益を上げなくてもいいんだというような感覚に陥っている部分があるのではないかと。そうではなくて、あらゆる分野に効率的な部分を取り込んで、少しでも収益を上げていくという姿勢が、結果として瑞穂市の補助金を少なくするところへ結びつくということが言いたいわけですね。

したがって、職員の皆様方が決してサボっているとか、そういう意味で言っているわけではないんですが、そういう風評が立つということ自体、今申し上げたような基本的な分野も含めて、火のないところに煙は立たないということわざがございますように、何がしかの、やはりそういう部分が一部分にあるのではないかと、このように感じるところでございます。

したがって、包括外部監査の中でも指摘されておりますように、社協に対する精査、冒頭、報告を受けているということでの精査という答弁がございましたが、どこの分野まで行政側がその精査の分野に立ち入ることができるのかは非常に不明確ではございますが、そういう姿勢を、補助金を出している側として、今まで以上に強化いただくことを望むものでございます。

この項目につきまして最後になりますが、副市長にあらまはしては、3カ月ほど事務局長を御経験された経緯があるわけでございますが、やはりこの社協における社員教育というか職員教育というか、先ほど来申し上げておりますモチベーションの問題は事務局長にあると、このように感ずるところもあるわけでございますし、いろいろ調べてみますと、やはり事務局長は業務管理のかなめであり、会長や常務理事等の役員と密接に連携して適切に事業を管理するとともに、リーダーシップを発揮して業務改善や職員のモチベーションを高める働きかけをするなどの役割を持っていると。事業が広がり、部門や部・課を複数有する市区町村社協にあっては、専任の事務局長を置くことが必要不可欠であるというふうに記載されておりますし、従来は行政からの出向も多く見受けられたけれども、公益法人への行政職員の派遣が見直される中で、プロパーの社協職員自身が組織管理能力の向上を図ることが重要であるというような部分があつたところでございますが、大変恐縮な話ですが、御経験された経緯から、この部分についてどのような思いをお持ちなのか、一言お答えいただけたらと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、広瀬武雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃられましたように、私は去年の4月から3カ月間、事務局長という立場で関与させていただきました。福祉部長が兼務でやっておったんですが、やはり兼務ではとてもできないということで、結果としては3カ月間になったわけですが、その間、見させていただいた限りでは、確かに議員がおっしゃられますように、経営感覚というか、いわゆる経営的な視点での事務運営が欠如していたなというふうに思っています。

と同時に、組織的にも、余りにも事務局長が権限を持ち過ぎた形で、いわゆるトップダウン的な経営体系になっていまして、職員のボトムアップというか、意見を登用するような形ができていなかったというふうに思いました。

そういったことで、私がいる中で、理事の任期が満了になりましたので、改革を要するというので、市長とも相談をさせていただきまして、今ほどおっしゃいました民間の経営感覚を持った方に社協の会長になっていただく必要があるということを感じまして、現会長の梅田五郎さんに理事の就任をお願いしまして、会長という形でやっていただいておりますが、私の後任には県のOBの方をお願いしまして、その方にも事務引き継ぎの中で、とにかく改革をしていただきたいということを申しまして、書類のつくり方の部分から指導をしてきたわけですが、それも引き続きやっていただくように、特に契約関係が全く書類の整理がされていなかったという嫌いがありました。その後、やはり職員の勤務意欲を向上させると同時に、目標を設定するということも必要であるということで、勤務評定も導入していただくようお願いをしまして、その後、大分改善がされたというふうに聞いております。私も今現在、常務理事ということで、まだ関与をさせていただいておりますので、書類はすべて上がってくるわけですが、そういった書類にも目を通させていただいております。

そういった中で、先ほど福祉課長が申しましたように、地域福祉という観点から改革も大分なされるみたいで、今の地域の福祉の担い手を民生委員さんとともにやっていただく地域福祉委員という設置を社協のほうで事務をつかさどっていただくとか、あるいは、障害者家族の、今はばらばらなんですけど、そこを一元化する事務を担っていただくとか、そういった面で市と相当連携を図るようになりました。それで、月1回ぐらい定期的に会議を持ちまして、事業の確認をやっていく体制も整えつつあります。

先ほど来お話に出ましたデイサービスの問題なんか、今度、国の介護保険制度のあれが変わりまして、今までは4時間、6時間だったか、そういう区分があったんですが、それが今度変わりますので、その今の介護をさせていただく時間がちょうどいいぐあいに当てはまるようになりました。そういうことの関係もありまして、先ほど来お話がありました土曜日とか、それから休日にもお休みをいただいている状況でございますが、それに対しても、今後見直しを

していこうというような動きも出ておりますので、そういった形で大分変わってきたということだけ御報告申し上げまして、これからも社協に対しての御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 今お話を承りますと、これからの社協は外部からも内部からも見ておりましても、十分安心して推進いただけるような社協に変革がなされていくものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、社会福祉協議会独自の事業も、費用対効果等の内容も十分検討されまして、自主運営が可能となるような御指導を、ひとつ行政当局からも十二分にさせていただくことを期待いたしまして、この項目の質問は終わりたいと思います。

次に、2番目の質問に入りますが、（仮称）ドン・キホーテ岐阜瑞穂店の新設に伴う瑞穂市としての対応と考え方についてお尋ねをいたします。

既に昨日からの質問者の中からも、このドン・キホーテのそれらしき話題は出ておりますが、平成24年8月3日、すなわちことしの8月3日にオープンするという予定でございます。これらは新聞紙上で既に発表されているところでございますが、実はその内容につきまして、先般も地元稲里地区における説明会があったやに聞いております。

そういう中で、特にいろいろな地元市民からの不安、不満、あるいは要望等々が出ておりますが、それらを5点ほど申し上げますけれども、それらに対してどのように市として対応されていかれるのか、あるいは市としての分野でない部分はどのようにするのかというような分も含めまして御答弁いただければ幸いです。

その第1点が、実は24時間営業だということに対しまして、地元市民からは、それは困ると、何とかならないかという強い御意見があったやに聞いております。なぜかといいますと、24時間営業をいたしますと、暴走族のたまり場になるのではないかと。あるいはその可能性が大ではないかという不安でございます。

また、2番目といたしましては、通学路を車やバイクが走ることとなり大変危険である。これは24時間営業とは関係ないわけでございますが、出店に伴うリスクとしてそういう不安を感じていると。

3番目ですが、万が一いろいろな催事を行うときに駐車場が満杯になった場合、周辺の路上駐車が増えて大変危険になるのではないかと。ほかに駐車場を借りて対策を打つ考えはあるのかというような御意見が出たようでございます。これにつきましては、ある資料によれば、駐車場は301台、それから駐輪場が2カ所設けられるそうでございますが、合計で170台、それからバイク用が45台、従業員用が73台の駐車場を完備するそうでございますが、それらを

考えても、なお、そのような不安や危険があるという意見が多うございましたそうでございます。したがって、今までのF A Lがやっております同様に、ほかに駐車場を借りて対策を打つ手はないのか、考えはないのかあるのかというような質問も出たようでございます。

また、さまざまなそのようなリスクとか、あるいは防犯上の問題等々から、警備員や警察O B等の雇用をしまして、安全対策に十分なる対応をしてほしいというような意見も出ました。それから、周辺住民がクラクションやライトの光、あるいは車の騒音で安心して暮らせないし、眠れない等々の意見や苦情が出ているということでございます。

この問題は市のみならず、県がどのように許可を出すかにも左右されるところであります。ところが、地元の行政として、出店については、先ほど来出ております税金の問題等々を含めまして、出店いただくことは非常にありがたいことではあります。一方、住民を安心して暮らせないような店の運営の仕方、これでは大変住民が困るという強い意見と不満がございますので、その辺を含めた市側の対応をどのようにされるか、御答弁をいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 広瀬議員の御質問にあります（仮称）ドン・キホーテ岐阜瑞穂店ですが、大規模小売店舗立地法の関係の第8条第1項の規定に基づきまして、瑞穂市からは深夜の騒音、暴走族との対応、地域住民や学校関係者への配慮、営業時間の見直し等、検討いただくよう岐阜県知事のほうへ意見を起こしております。

いずれにしても、24時間の関係につきましては、ドン・キホーテがお客様のライフスタイルの多様化、それと利便性を高めるために24時間営業をしたいということを言っておりますが、先日もディベロッパーでありますヤナゲンのほうへも、開発部長のほうへ申し入れもしておりますし、何点か意見が出ております。それから、瑞穂市からも今言いましたような意見を出しておりますので、それなりの配慮がされるというように期待しておりますし、地域住民の方に迷惑がかからないように指導していきたいというように考えておりますので、よろしく願います。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） そういう意見書を出しているという答弁でございましたので、それはそれとして受けとめますが、通告にはございませんので大変恐縮ですが、教育長あるいは次長にお尋ねいたしますが、8月3日以降、青少年の育成の問題にも間接的に影響してくるような感じを受けますけれども、今後の対応としまして、教育委員会としても、これは多分放置できない問題に発展していくのではないかなと推測いたしております。

推測の段階で答弁を求めるのは、まことに恐縮なんでしょうございますが、一言考えと思いがあれば御答弁いただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 昔の話ですけれども、リバーサイドモールのゲームコーナーが新設された折に、私は真桑小学校におりまして、そこの事業者にさまざまな要望活動をしたという過去がございます。その当時も、非常にリバーサイドモールの駐車場について、深夜はどうか、警備員さんを定時に巡回していただくような体制をとっていただきたいとか、そういったことをお願いいたしました。

そういうことを思い浮かべますと、今回の（仮称）ドン・キホーテ岐阜瑞穂店が開設されるに当たり、議員が御指摘いただくようないろいろな問題も出てくるかと思えます。特に近隣の学校、小学校・中学校を中心にそういった商業施設への出入り等々についても、いろいろ指導していく必要があると思えますし、また今後、青少年育成の観点から、立入点検とか立入調査、そういったものもしていく必要があると思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ぜひともひとつ、担当部、あるいは教育委員会も含めまして一丸となりまして、安全・安心のまちづくりを標榜している瑞穂市に、そうでない結果が生まれないように、よろしく御尽力いただくことをお願いいたしまして、この項目の質問を終了させていただきます。

次に3番目ですが、瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画につきまして、我々議員は、今回の予算議案に対しまして1冊ずついただいておりますが、この後期基本計画の思いを市民向けにアピールするためにも、あえてこの項目を選ばせていただきましたが、担当部長にこの後期基本計画の考え方、特徴等々についての答弁をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、後期基本計画の特徴と思い入れということで御質問いただいておりますが、まず第1次総合計画を策定しました経過から御説明を申し上げたいと思っておりますが、瑞穂市の第1次総合計画につきましては、平成15年5月1日に瑞穂市が誕生いたしました。これを受けまして、旧穂積町、旧巣南町それぞれの取り組みを土台としながら合併効果を生かした21世紀にふさわしいまちづくりを推進するための市政運営の最上位計画として、平成18年3月に策定し、地方自治法、旧ですが、第2条第4項の規定に基づき、同月の議会において御承認をいただいたところでございます。

総合計画は、きのう庄田議員も御紹介がありましたけど、基本構想と基本計画、実施計画で構成されております。通常、基本構想は10年に1度、基本計画は5年、実施計画は毎年、翌年度を見直すということにされております。

今回は、計画策定から基本計画5年がたちましたので、見直しをさせていただくものでござ

います。この間に三位一体改革とか政権交代、リーマンショック、東日本大震災、策定当時の想定をはるかに超える事態が次から次へと起こってまいりました。今回の計画の見直しは、このような状況を総括し、不透明な先行きを切り開くためにも必然の行為であったととらえております。今回の提案につきましては、議会基本条例第10条第2項の規定により、5年以上の計画を策定する、またはそれを変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないという任意的議決事項とされましたので、本定例会に議案として上程させていただいたものでございます。

そこで、本計画の特徴でございますが、本市の目指すべき将来像と基本方針を示した基本構想を、引き続き、これはそのまま継続し、推進するため、前期の取り組みと成果をそれぞれ示し、現状と課題、施策の展開等では、最近のデータ、市政運営方針等に基づき、それぞれ見直しを行いました。

その中で、特に大きく変わったのが、またごらんいただけるといいかと思いますが、第1章第5節で下水道の整備であります。当初計画においても、下水道整備の重要性は十分認識されておりましたが、本計画では、施策の展開で生活排水処理体制の確立というところから、公共下水道事業の推進へと施策を深く掘り下げて優先順位を上げております。

その他につきましても、それぞれ細かく見直しておりますので、一度お目通しをお願いしたいと思います。なお、次の第2次総合計画は平成28年度策定を予定しておりますが、新年度は合併10周年の節目であると同時に未来を見据える必要もありますので、計画は早期に取り組んでいきたいと思っておりますので、こちらについても御理解をよろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

後期基本計画の特徴的な分野にわたりまして答弁をいただきました。

特に思いますのは、先ほど来、答弁の中にもありましたように、東日本大震災を踏まえまして、いつ何どき起きるかわからない防災対策、あるいは過去歴史的に瑞穂市が苦しめられた治水対策等々につきましても盛りだくさんこの計画の中に組み込まれておりますが、ぜひひとつ計画倒れに終わることなく、確実に計画どおり着実に実行していただくことを念願するものでございます。

したがって、次なる計画のときにも、当然でございますが、その成果と反省を行わなければならないと思っておりますので、どうぞひとつその部分にいろいろある中でも特に力を入れていただきまして、その部分での市民に対する安全・安心の先ほど来申し上げております対策を講じていただくことを期待するものでございます。

次に、4番目でございますが、合併10周年事業につきまして質問をさせていただきます。

この事業の詳細につきましては、既に広報等で市民の皆様には徹底されておるかとは思いますが、NHKの「のど自慢」ぐらいしかまだ決定されておられません。したがって、その他の10周年事業は何があるのか、どのぐらいの予算でそれを実行されていくのかということ、先ほど来のお話ではございませんが、ぜひとも市民向けに御答弁をいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩禰君） それでは、合併10周年記念事業という御質問でございますが、この件につきましては、市長の提案説明のとおりでございますが、当市は平成25年5月1日をもって市制施行10周年となります。この節目を迎えるに当たり、市民の皆様、議会の皆様とともに10周年を記念し、次の10年先、20年先のすばらしい瑞穂市を目指そうという意図で各種行事を予定させていただきました。

すなわち平成24年5月から平成25年5月までの13カ月間でございますが、合併10周年期間ととらえ、まず先ほど御紹介いただきました、ことし5月のNHKのど自慢大会、さらに5月ごろになるかと思いますが、下犀川橋の開通式典、8月には非核平和コンサート、さらに被爆地、広島・長崎へ中学生を派遣するピースメッセンジャー、9月には治水関連の図書館企画展及び特別講演会、10月には協賛事業としまして、ぎふ清流国体・清流大会、11月には協賛事業ふれあいフェスタと文化講演会でございます。最後に大トリとしまして、来年5月に合併記念式典を予定しております。

特に合併記念式典では、まちづくり基本条例の理念に基づき、市民参画から始めるべく合併10周年記念事業の実行委員会の設立を考えておりますので、この点につきましても、議員の皆様方の御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

先ほど御紹介いただきましたNHK「のど自慢」につきましては、今NHKのほうと市のほうで細部について詰めにかかっている状況でございますので、その点だけ御報告をさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 詳細にわたりましての御報告ありがとうございました。

その中で、若干ですが、2点ほど再質問をさせていただきます。

その10周年記念事業の期間が本年の5月から来年の5月までと定められた、その趣旨はどのようなところにあるのか。実を言いますと、市民の皆さんは、もう10周年になったのかなあと、おかしいなあと、平成15年に合併したはずが、なぜ10周年なのと、1年早くないという質問が結構ございます。その辺の趣旨を私どもの立場としましても、合理的に説明をさせていただくには、この期間を定められた経緯についての答弁をお願いしたいと。

また、第2点目といたしましては、先ほど御答弁いただきました幾つかの事業の中で、下犀川橋開通式典が何ゆえに10周年記念事業の中に入り込むのか。この辺のところも市民の皆さんに説明がきちんとできるようにさせていただきたいと、このように思いますので、この2点にわたりまして再度御答弁をお願いするところでございます。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、私の方から期間ですね、24年5月から25年5月までとした理由でございますが、通常ですと記念式典だけやればいいんじゃないか、10周年を迎えた満了日にやればいいんじゃないかということも考えられますが、やはり10周年に入ったときからその1年間をとらえて、いろんな事業、継続的な事業も行っておりますが、そこに10周年記念として冠をつけて記念すべき1年にしていこうということで、この期間を定めさせていただいています。

さらに、最終が25年5月としましたのも、5月1日が10周年の満了になるということで、日にちはまだ決定できませんが、その時点に対応していきたいというところから、この期間を定めさせていただいております。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の10周年記念事業のとらえ方ですけれども、正式に言えば25年5月1日が10周年ということで、それから始まってもいいわけですが、この10周年記念事業ですね、いわゆる市民参加、参画の場にしたいという思いがありまして、要はこの10周年は皆さんとともに歩んできたのが、この瑞穂市ですよというのを市民の方にアピールしたいということでございます。ですから、ちょうど10年目に入った5月1日を皮切りにしまして、1年間を10周年記念ということで、従来からやっている事業に冠をつけたということもでございます。

それで下犀川橋の開通式典がなぜかということでございますが、これは15年に合併してからこの事業を本格的にやってまいりまして、まさに10年ぐらいかかったわけですね。ですから、これはまさに巢南町、穂積町のかげ橋ということでできたような事業でございますので、記念事業の一つにとらえまして、いわゆる合体ができましたよというデモンストレーション的な意味合いを込めてこの事業に盛り上げました。

それで、予算編成の中でも、どういうふうな形にするかという議論をしたわけですが、先ほど来申し上げておりますように、この市民参加、参画の機運を盛り上げるということを出すとということで、さまざまな事業もそれぞれに冠をつけてやっていくということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 大変よくわかりました。

かけ橋というのは、まさに旧穂積と巢南の間をこの橋でつなぐという意味合いは非常に納得性のある話かなと、このように考えるところであります。

そこで、もう1点だけ追加させていただきますが、この記念事業に有名人を招いて盛り上げるという話も聞いておりますが、その点について、今わかれば御答弁を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 8月12日に現在予定しております非核平和コンサートでございますけれども、これについては、有名人ではないですが、広島市の被爆ピアノを招聘しまして、そのピアノを聞かせていただく。それから、国際平和等に貢献がされておりますアグネス・チャンが来ていただけるという運びになっております。

また11月に予定しております文化講演会ですけれども、これについては、今のところ桑田真澄、野球の選手ですが、来ていただくような動きをしております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いろいろな方を招聘して盛り上げていくというお話でございますが、ここで最後になりますが、1つこの部分を再確認させていただきますが、御存じのとおり中日ドラゴンズの監督である高木守道氏をどこかで招くような計画も、あるいは市民に受けるのではないかとこのように考えるところでございますので、その辺、私の思いをお伝えいたしまして、本日の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

続きまして、8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会、松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問をしたいと思います。

質問事項は、JR穂積駅周辺のまちづくりについて。それから公共下水道事業について。3点目がコミュニティ道路についての3点でございます。

まず初めに、JR穂積駅周辺のまちづくりについて執行部側の御検討を求めます。

それは、JR穂積駅周辺は土・日を除いた毎日、朝6時半ごろから夜は9時から10時ごろの間、そこが集中的に非常に通勤客、あるいは通学者を初めとして、また商業車両、あるいは商店街への買い物、それからコミュニティバス、また朝日大のスクールバスなどで非常に混雑、渋滞の状況が今日まで続いておりますが、このような状況について、どのようなお考えであるか、総務部長、あるいは都市整備部長からお答えを願いたいと思います。

以下については、質問席より行います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 松野議員の御質問にお答えします。

現在、駅前の混雑につきましては、送迎車等による待機等によって周辺住民の皆様には大変御迷惑をおかけしている状況になっております。これは平成4年に駅前ロータリーの整備に伴った周辺整備について、その計画は一応地元のほうとは協議してありますが、それ以降、先ほど言われましたようにコミュニティーバス、朝日大学のバスは当初からありましたが、それプラス昨年からは一般のバスも駅前で乗降しておりますので特にあれですが、利用者の便を考えて、駅のターミナルから移動しております。この対策につきましては、24年度の計画で、まあ国体もごさいますので、こういう関係でロータリーの整備も含めて簡易的に限られたスペースの中ですが、改修を計画しておりますので、今後検討していきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） まだこれから本題に入るわけですけど、今の部長のお答えは、今後のお話をされておるわけですけど、私は、まずこの現状について、どう市側が思っているかということを確認しておるんですよ。総務部長、どうですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現在の駅前の状況につきましては、ことし、バスの乗り入れ等のときも私どもで調査をしております。今議員がおっしゃったとおりのほぼ状況でございますけれども、他の駅前の状況から比べますと、確かに駅前のロータリーそのものがちょっと狭いので、非常に混雑をしておるという状況を見ますけれども、皆さんの御協力でそれぞれがうまく動いているかなという気がします。

ただ、将来的には、今議員がおっしゃるとおり、いろいろ見直す必要があろうかと思っております。やっぱり駅にふさわしいロータリーでなくちゃならないと思っておりますので、都市整備部、また私どもの内部でよく検討をして進めたいと思います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 駅周辺といいますか、駅前南北ですね、特に非常にそういった混雑、あるいは渋滞という状況が続いておるわけですけども、そういった状況において、この一番迷惑している方は、やはりこの駅周辺の自治会の皆さん、あるいは商店主、あるいはお買い物に行く方、そういった方が非常に一番迷惑をしておるわけです。ですから、この混雑状況は、今から始まったわけやないんですよ。もっとずうっと前からそういった状況が続いているわけ

ですね。

そういった中で、その地元の自治会といいますか、そういった関係者を集めて、市側は今まで何らかの会合といいますか、そういったことをされてきておるのかということを確認したいんですが。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市になりましてから、ちょうど駅前関係ですが、まちづくり交付金事業を使いまして、特にバリアフリー関係ですが、駅の周辺も整備しておりますが、この際に周辺の自治会長さんもお寄り願いまして検証も行ってありますが、そういう場で検討しておりますし、地元へはそういう形で流しておるというふうに理解しております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 合併後、1 回こういった会合をされていると。会合の段階ですか、まだ。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まち交の事業計画の際に、何度も計画をしておりますので、よろしくをお願いします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） まち交のお金を使っていろいろ整備をされているというふうに確認をするわけですが、そういったときに、この地元の自治会の皆さんから、駅の現在の状況を勘案したときに、地元の方から何かいろいろお話があると思うんですね。そういったものは何があったでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議会でもいろいろ出ておりますが、ちょうど駅の北側の未利用地を使って解消ができないかということもございました。特に南側、タクシー乗り場の解消ができないか、そういうことが議題になっておりました。

そのことを受けまして、北側については駐車場の整備を今年度実施するというごさいますので、よろしくをお願いします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） バリアフリー化、あるいは未利用地を使って利用者の利便性、あるいは混雑等を解消したというふうに思われるわけですが、果たしてそれで整備されたという評価

はどのように考えているか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 駅の北側の未利用地については、30分無料という形を大きな掲示をして皆さんに利用していただいて、少しでも混雑緩和、混雑というのは待機者の混雑緩和にならないかなということPRをしていきたいと思っております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） それは、都市整備の関係する施策等のお話でございますけれども、総務として、駐輪場を含め、コミュニティーバス等もいろいろあるわけですが、そういったところの具体的な対策というのはされてきておるのかということを確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） コミュニティーバスの乗り入れの際については、私どもでの調査した経過等を皆さんにお配りして、それなりに私のほうで調査をして皆さんにも御理解をいただいております。今現在、この4月からは4路線で走らせる予定でおります。早急に、また見直しを図りたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 駅の南といいますか、北口といいますか、そういったところを利用する方が9,000名近くとといいますか、あるいは車の台数はちょっと把握しておりませんが、非常に多いわけですね。そういった中で、駅南の広場といいますか、その空間、あるいは北口の空間というのは、それで十分であるかということ、まず認識されているかと確認したいんですが。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 朝・夕については、待機車はかなりありますので、これで万全とは思っておりません。ただ、形態としては、この駅がパーク・アンド・ライド、要は通勤者の方が駅から通勤されるためにお見えになりますので、その待機車が多いということですので、今までの駅の形態とはちょっと変わってきておりますので、ほかの、例えば岐阜駅、大垣駅の形態とは変わっておりますので、この辺も含めて、22年度から商工会のほうで地域のアンケートもとっております。

その中でも、土地利用の仕方としては、パーク・アンド・ライド型の駅にしてはどうかという提案も多くございます。こういうことも含めて、この提言につきましては、今月の26、27日に市長のほうへ、また提言がされますが、こういうものも含めて駅周辺のまちづくりについて検討していきたいと思っておりますので、面積については、今の状況については100%ではな

いと思っておりますが、また考え方を少し改めて、先ほども言いましたようにパーク・アンド・ライドの形式等も考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 一つの例をとりますと、駅前の旧庁舎の跡ですね。あそこら辺についても何ら進展をしていないというふうに思いますし、公共交通会議の中では、コミュニティーバス、路線バスの話をされているだけで、例えば朝日大スクールバスをどうするかとか、自家用車のところの混雑をどうするかと、タクシーのところをどうするかと、そういった抜本的なことの会議をされていないというふうに私は解釈しておるわけですが、公共交通会議のあり方について、総務部長からひとつお答えを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 旧穂積の役所でございますが、これにつきましては、先般もちよっとお伺いをしてきましたけれども、境界等の問題が非常にあります。十分また理解をいただいて取り壊しということも検討しなくちゃならないと思いますし、駅周辺の公共物につきましては、十分都市整備部とも調整をしがてら、ニーズ調査もしっかりして進めていく必要があるかと思っております。

それから、公共交通会議でございますけれども、この会議の中で、確かにいろんな議論がなされる部分があります。ただ、最終的には、私どものバス事業等の調整をスムーズに行くというのがまず 1 点の問題でございます。この地域の状況をどのようにするかとか、いろんな問題点について、いろいろ課題はありますけれども、そうした部分については、もう少しほかのレベルで検討する必要があるかとも思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 旧庁舎の跡、これは大分前から裁判の関係ですが、あるわけですね。なかなか見通しが立たないような感じですがけれども、もっとスピーディーにやっていただきたいというふうに思いますし、この瑞穂市の顔といいますか、いろんな市の発行物を見ますと、瑞穂市の玄関というのは JR 穂積駅だと言っておるわけですね。ですから、この周辺のまちづくりについては、コンサルタント、あるいはまちづくりをする何らかの審議会といった委員会を立ち上げて、将来のまちづくりをする必要があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、市長さん、ひとつどのようなお考えか、お尋ねしたいんですが。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま松野議員から、駅周辺の開発のことにおきまして御質問いただ

いておるところでございます。

現在、本当にウイークデーの朝・夕の通勤ラッシュ時には相当混雑をする。この実態を知っておるかという御質問から、いろいろ今御質問をいただいております。私もよくその実態は知っておりますし、周辺の自治会の総会に行きましてもその問題が出ますので、よく承知をいたしておるところでございます。

公共の交通機関といいますか、バスとかそういう関係だけの出入りならいいわけですが、ここはまさに1万七、八千人の乗降客があるというところから、朝・夕の送迎用の車が入る。これがなかったら、そんなに何も困るわけございません。そういう中での御質問でございます。これを解消しようとしたら抜本的な、今ありましたように、瑞穂市の宝といえますか、よく前から言われておるところでございますが、やはり瑞穂市には駅がある、そして朝日大学がある、もう1つは16本の1級河川がある。これも瑞穂市にとって、これをいかにして生かすかということがまちづくりの大きな課題でもあるわけで、その中の駅の周辺のあれでございます。これをやろうとしたら、ちょっぴりちょっぴりのあれではございません。本来でございましたら、抜本的にどこの駅前開発も、皆それなりの駅周辺の区画整理をやりながら開発をされておる。ここ近年できましたところもすべてそうでございます。市の単独の事業でやろうとしますと、到底できる問題でございません。

御案内のように、合併しまして9年が経過し、10年目に入ろうとしています。合併特例債も108億あるところが、約88億ぐらい使っております。本来でございましたら、こういう金をどんと充てて抜本的に区画整理をやる。ところが、過去のいろんな施設整備、議員も合併されて平成16年からこの瑞穂市の議会に出ておみえになりますが、どういうことをやってきたか、どうしてもやらざるを得ないところに使ってきたことは事実でございます。やっていなかったら、今どんどんやっておる公園とかそんな問題、下水道の問題、今議論しておるときじゃないんです。もう既にできておらなあかんのがやっていないから、そういうことを今どうしても災害とかいろんなものに向けてやらなくてはならん、それが優先するわけでありまして。ですから、到底ここへ手が回らん。

本来でございましたら、もう区画整理事業をやらなかったら、駅前なんていうのは抜本的な再開発はできません。それをやろうとしたら、もう少しじっくりと、他の事業が終わってから、まだ歴史はこれから続くわけでございます、どんどんと。ここ10年、20年で瑞穂市があれするわけではございません。歴史は人口が減っても続いていきます。そういう中で、しっかりと取り組んでいかななくてはならんことだと思っております。

ですから、この送迎の車をどこかにとめて、そこから歩いていただい。やっぱり、公共交通機関はあそこから乗りおりしなくては、その意味がなさんと思えます。その送迎用の車をどこで確保できるか、そこら辺をまず考える。

駅の抜本的なことをやろうとしましたら、区画整理事業でやらなかったら、とてもこの5万2,000の151億ぐらいの一般会計予算ではできません。私もできることはできる、できんことはできん、はっきり申し上げておきます。

今回、商工会のいろんな提案も出てまいります。十分参考にはさせていただきますが、審議会を設けて、そういったものが出てきた中ではいろいろ考えてみますけれども、今の状況で考えましたら、本当にそこをやっておれるようなまだ状況じゃないことは御理解いただけだと思います。

ぜひとも、商工会の活性化委員会のほうからも、野洲とかいろんなところの視察も終えておられまして、そういった提案もいただくと思いますが、野洲のほうへ行きますとも公共のインフラ整備が終わっておる。だから、駅のところにしっかりとお金をかけてやっておる。こういう状況ということも聞いております。そういうものも出てきましたら、また議会にもお示しをしてじっくり御相談を申し上げたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 市長さんから御答弁をいただきましたんですが、抜本的な整備と申しますか、区画整理をせな駅前周辺はできないということでございますし、その期間も10年、20年先だというお話でございますけれども、私は今の駅のある位置で区画整理をされれば、非常にお金がたくさんかかるわけですよ。立ち退き後を含めたというような話が出てきますと、非常に大きなお金がかかると。ですから、他市町と申しますか、要はJR周辺の、あるいは近隣のそういった公共交通機関のあるところで駅の移転をしてまちの活性化ができたということもございまして、そういったことも視野に入れて、今後、この瑞穂市のまちづくりと申しますか、穂積周辺と申しますか、そういったことをしなければならぬというふうに考えておるわけですが、駅の移転を含めたまちづくりを検討されていくというような心構えがあるのか、ひとつ確認をしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、議員のほうから駅の移転を考えてもいいんじゃないかと、そういう気持ちを持っておるかどうかという御質問をいただきました。初めて議会のほうからそういう前向きな御発言が出てくるとは私も思っておらなかったところでございまして、こちら辺も考えていく一つの案ではないかと思っております。

いずれにしても、先ほど言いました活性化委員会のほうからもいろんな案が出てまいると思っております。そういうものも踏まえまして、今議員から御指摘があったことも踏まえて、やは

り考えていきたいなと、そういったことを思います。今後の課題として、しっかり皆さんと一緒に協議をしてみたい、このように思っておりますので、よろしく願いをして答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほどの地元の関係ですが、今市長も言いましたように、中心市街地活性化構想策定委員会のほうには、地元の駅前の自治会長さん、駅北の自治会長さん、それから別府区の区長さん、こういう地元の関係者も入っておられまして、こういうことについても協議をされておりますので、よろしく願います。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 次の質問事項に入ります。

公共下水道事業についてでございますが、現在、本市においては3つの方式と申しますが、別府コミプラ、あるいは公共下水、農業集落等あります。それぞれ供用開始をし、ある程度経過をしておるわけですけれども、ここでちょっと確認していきたいのは、別府のコミュニティ・プラントでございます。これは、6,000人とか7,000人ぐらいの収容だというふうに思っておりますが、接続率と申しますか水洗化率と申しますか、そういった率が非常に低いということで40%前後だというふうに確認をしておるわけですけれども、私は以前に、その率を上げるために市の下水課としてどのような方策をしているかということを確認した中で、家庭訪問をするということで数件入っていただいたということがありますが、そういった中において、一向に率が上がってこないということでございます。この3つの下水全部そうですが、維持管理費は一般会計からある程度賄われているということでございます。

したがって、この加入率がせめて80%以上にならんと私はだめだと、うまく運営ができていないというふうに思うところでございます。

その中で、今回、公共下水ということで、瑞穂処理区が現在のところ推進というような格好で進んでおります。今後のスケジュール、あるいは費用、あるいは基金、また起債も出てくると思います。そして処理方式、あるいは終末処理場等の問題も出てきますけれども、全体を含めてどのような計画になっているかということをお示し願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 松野議員の質問にお答えいたします。

まずコミュニティ・プラントのほうの別府処理区は、維持管理費は3,420万円でございます。これに伴う経費回収率は99%になっております。それから、3処理区のほうの状況ですが、西処理区が4,049万6,000円の維持管理費で、経費回収率は134%でございます。呂久の処理区、農集のほうでございますが、維持管理費は1,013万9,000円で、経費回収率は76%でございます。

水洗化率に関しましては、22年度の水洗化率しかちょっと今資料がございませんので、申し上げますと、特環、西処理区のほうですが63.9%、コミプラが39.5%、農集のほうが97.7%でございます。経費回収率は水洗化率イコールではございません。どれだけ処理にお水を流すのに使っていた使用料収入に対しまして、維持管理費を分母といたしまして割ったものでございますので、このような形になります。

それから続きまして、この施策に関しましてですが、平成20年度瑞穂市上下水道事業審議会の水洗化促進に関する答申を受けて、私道の接続条件の緩和、公共道路と私道と接続している2件のうち1件が接続したいということであれば、私のほうで管を引いて迎えに行くというものの緩和措置と、それから融資あっせんの場合の利子補給の創設を行いました。件数は少ないんですが、その他、臨戸、電話ですね、それから文書による勧奨活動を継続して行っております。

23年度の勧奨内容といたしまして成果のほうなんですけど、79件の臨戸勧奨と、別府のほうでは517件、西処理区のほうでは295件の文書勧奨を行いました。最初の私道のほうに関しましては4カ所行いまして、5件を接続していただいております。それから利子補給のほうですが、21年と23年で2件でございます。それから、新築は18件、西のほうが6件とコミプラのほうで12件、それから建てかえのほうはコミセン6件、切りかえのほうは西の特環のほうが10件で、コミプラのほうは6件ということでございます。

それから、公共下水道全体についてのスケジュールについてですが、基本的な流れは、処理場候補地の地元地権者の説明会、その後、都市計画の決定、事業認可実施計画と進めていくものでございます。

そのような形で、今現在、処理場予定地の地元との折衝中であるというものでございます。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 瑞穂処理区の関係の質問をしていきますが、11月ごろから本田地区から地元説明会といいますか、自治会で説明会をしておられるわけですけれども、資料を見ますと、非常に参加される方が少ないということで、出席率が非常に悪いわけですね。悪い中で、多分市民の方から御質問等いろいろあると思いますが、出席率が低い中でということは、それだけ下水に対する考えといいますか、そこら辺の認識が非常に低いんじゃないかというふうに思うところでございます。

今回、最終処理場が候補地の中から最終的に有力なところが2つになって、1つになったという経緯があって、行政としてある地域の自治会長さん、あるいは区長さんのほうに説明したいよというお伺いをされておられるわけですけれども、そういった会合がなされたのか。自治会さ

んが集会場へ集まっていたいで、その地元の人を呼んで市が説明ができたのか、ちょっと確認をしたいんですが。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今、そのような説明会を設けていただけるように折衝中の状態でございます。今のところ、そのような会をまだ設けてはおりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 資料を見ますと、12月7日にこの説明会を開いてほしいよという依頼をされておるわけですね。その後、自治会とは説明会は開催をされていないというふうでいいわけですね。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まず市長さんが自治会長と会っていただいているのは12月7日、南部コミセンにて自治会長と区長さんと、そのときに住民説明会の開催の要請をさせていただいたということで、地元の住民の方への説明会というのは、まだ行っておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） そういった中で、この説明会ができない理由というのは何かあるわけですか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まず最初に皆さん方のときにも、12月16日の12月議会の最終後のときに全員協議会の中で、議員の質問にもあるように、地元からの反対決議文が提出、その取り扱いについてということで、そのときに全員協議会でお示ししたとありで、それに対しての回答を議員皆さんとお示しして、それを地元の自治会長にお渡ししたというものでございますので、説明会等に行っていないということなんですが、内容に関して、その文の中では、聞いている内容とではちょっと、そのときも地権者の代表等の部分で、内容的には住民無視のことということで、私どものほうは順位をとって進めたつもりであったわけなんですが、住民無視のこと、最初に自分ところのほうへ持ってくるのが本当ではないかということで、そこの辺がちょっと違ったということで私どものほうは受けとめております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 12月7日に市長さんを含めてという話をされましたね。その対象の自治会が12月26日に反対の決議文を提出してきたわけですね。片や23年12月12日は、公共下水道の早期整備の要望もあるところから出ておるわけですね。こっちはこうやってほしい、こっち

はこう反対だというものが12月に双方から出てきて、今の3月までの間に市としてはどのように動きがあったのか、今日まで。もう3カ月近くなるわけですがけれども、ひとつ御見解を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 12月の皆さんにお示した用地に関しましては、12月5日の全員協議会で全員の了承を、議会としての了承を得たと思っております。その後、その分で12月7日に先ほど申しましたように、南部コミセンにて下畑自治会長、区長と市長、副市長、私、担当課長等で要請をいたしました。その後、12月15日に下畑自治会長、区長、地権者が先ほど申しました文書をお持ちになられました。それを踏まえまして、12月16日、全員協議会の場でお示しし、それに対する回答を作成いたしました。

その後、12月26日のときに反対というような文書を、またお持ちになられております。このときには議長と下水道の特別委員長にも要請がございましたので、そこで会談をしております。

それから、1月に入りまして、私どものほうは自治会長宅、区長のおうちへお邪魔して開催を求めたわけなんです、相手にしていただいている現状でございます。電話では6回、訪問等も6回しております。その間に副市長からも電話等で交渉をしていただいている現状でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 市長さんに御答弁をお願いしたいわけですがけれども、反対決議文、あるいは早期の整備というふうで要望書も出ております。これは、今後、下水道事業をやっていく中で非常に重要な問題だというふうに思うわけですがけれども、こういったことに関して、事業が本当にスムーズに行くのか、おくれていくのかということをお心配するわけですがけれども、市長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、下水道部長からいろいろ御質問にお答えしておりますけど、わかりにくい点があるかと思えます。私のほうから、本当のことでございますので、はっきりと申し上げておきたいと思えます。

この下水道の最終処分場の予定地におきまして、これまで議会の下水道推進特別委員会を何回も開いていただきまして、客観的なコンサル等々の意見も聞きながら、そして何力所か絞ってきて最終的にここを処分場の予定地ということに選定を決めていただきました。これは議会と執行部のほうも一致しまして、ここでお願いしておこうというところで、12月7日に先ほども説明を申し上げました向こうの自治会長と区長さんにお会いしまして、私どもは、私と副市

長と下水道部長と課長と4名でお邪魔させていただきまして、これまでの経緯経過をお話しして、ぜひともよろしくお願いを申し上げたい、ここに処分の予定地として選定をさせていただきたいということで、これから地元の皆さんに御説明を申し上げて、何とか御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと、こういうところでございます。

その中におきまして、向こうの自治会長からは、はっきり申し上げていきますが、当然これをやるんやったら、ここへ来るまでに途中の経過のところまで地元と相談すべきではないか。いきなり決まったからと、ここを予定地に選定したからと、それではいかにも住民無視ではないかというお話がございました。

ところが、こういった下水道の処理場なんかは、選定するに当たりましては、これは本当に秘密裏にやらなかったら、途中で漏れまして、途中でそれぞれのところと話しておいたら絶対に決まりません。場所が決定いたしません。そんなところから、慎重に慎重に取り組んできた中で、地域ということでお願いに行ったところでございますが、それじゃあそのときにこういうことを決めたのなら、この地域のためにどういうことを考えておるかということもそのときに出たところでございます。実は、私もいろいろ考えておりますけど、まだ実際に説明を申し上げて、そして、地元の皆さん方の意見を聞きながら、そしてそういう要望も聞きながら、きちっとしたその地域にいろんなことを反映させていきたいと、このようにお話を申し上げて帰ってきたところでございます。

そういう中におきまして、地元の自治会としましては、本来でございましたら役員会か何かをやって、市のほうからこういう話があったということがあるべきでございまして、その地権者が、自治会長さんにはわかりますので、先に地権者のところを回って、これ反対だという署名の印鑑をとってしまわれたというところでございます。こちらから皆さんに説明することなしに、自治会長さんのほうでそういうのをとってしまって、地元地権者は反対だということ市をのほうへ持っておみえになりました。

そこで、先ほど御説明申し上げておる12月議会の最終のほうにおきまして、こういうふうであったからこちらの回答を出しますということで、市としてはこういったことを考えております。地元の要望、私はこの地域のためにどういうことか、この施設はどういうもんや、そしてここにするのに地元のためにどういうことを考えておるか、そういうことも加えまして文章をつくらせていただきました。それは議会にすべてお示しをしまして、これでよろしいですかということで、全員のお見えになるところでお話ししました。それを持って行って、向こうへ回答させていただきまして。

その後、地元では自治会の臨時総会をやられました。そういうところで、こういうあれがあったけれども、地権者は反対ということで、自治会でどう思われますかということで、こちらが出しました文章は一切出されん、報告も中身なし。あれを見ていただきましたら、それは

話を聞くべきではないかということになると思いますが、そういうこともなしに地権者が反対しておると。それから自治会に諮られた。これが実態でございます、自治会の総意として撤回だということで、二十何日に出てきました。

それでは私どもも話にならん、本当に取りつく島もございません。そんなところから、それ以後、年が明けまして、自治会長さんのほうにぜひとも地元の説明会をさせてくださいと何遍もお願いしておるところでございますが、まだその域に達しておらんというところですよ。

そこで実は4月に市議会の選挙があるわけです。そこら辺のところにいるんなげな話も出ておりました、これはとても選挙の前には、選挙にいろいろ使われたら、それぞれ皆さん方が迷惑されます。ですから、私としましては、選挙が終わりましたから真剣に新しいすべての皆さん、そろって出ていただけたらと思いますが、それから本格的に動かなくてはならないと、このように思っておるところでございます。

いずれにしましても、私ども平素、自治会との信頼関係、自治会の交付金も自治会長にも事務の活動費とか、いろんなものをお払いをしておりますし、地元にもいろんな要望も受けております。やはり市から行きましたら、説明会ぐらいはさせていただかんことには何もありません。何とか説明会を開かせていただけるように、これから何回でも説明会をさせていただいて、御理解をいただくように、それこそ不退転の決意で取り組まなくてはならないと、このように思っておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） あと数分ですので、次の議題に行きます。

コミュニティー道路についてでございます。

この道路につきましては、当初は朝日大学生の通学路というふうに私は聞いておるわけですが、そういったふうで新設をされてきた中、ここ10年近くになってから、車両が通ると、自転車等も非常に多く通るということで、この道路についてはれんが道路といいますが、非常に道路構造上、基準に達していないというふうに思うわけですが、市の考え方についてお願いをしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） では、お答えいたします。

道路構造上の問題点についてでございますけれども、今回、舗装の構造検討に当たりましては、あらかじめ交通量を設定してございます。御質問の道路につきましては、コミュニティー道路として大型車の進入を考慮しております。また、路床土の確認も行っておりまして、CBR試験といいますが、支持力、いわゆる土の強度を確認しております。これによりまして、ど

れほどの厚さ、あるいはどのような材料でこの設計交通量に耐え得るかを検討しておるもの  
ございます。

この結果、今回御質問がございました道路でございますが、れんがの厚さが5センチ、その  
下にアスファルト舗装系が5センチ、さらにその下に砕石が15センチとなっております。これ  
は一般的に使われておりますインターロッキングブロック舗装設計施工要領に基づいて行っ  
ておりますので、これを満足しておるものと考えております。

また当初、先ほど申されました通過車両を極力排除することとして、れんが舗装としており  
ましたけれども、公安委員会等との協議によりまして、防火保安上、車どめ等によって車両規  
制を行うことができないこととなりました。この結果、通過車両の通行をとめることができな  
くなってまいりましたので、御意見のように、れんが舗装の破損、あるいは不等沈下などによ  
って道路の凹凸がございます。これにつきましては、その都度修繕を行っておりますので、何  
とぞ御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 調整監のほうからお答えがあるとは思いませんでした。ありがとうござ  
いました。

部分的にれんがの形態で残っているところがあるわけです。その解消を早急にしてほしい  
ということをおもうわけです。ということは、そのコミュニティ道路を使って、朝・晩、ウ  
オーキングをしている方が非常に多いわけです。だから、靴でひっかけるわけです。れんがを  
固定するか、それにかわるものに変える方法はできないかということをおもうわけですが、いか  
がでしょうか。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 今、ちょうど御意見がございましたように、不等沈下が部分的である  
ということでございますので、全体としての道路というのは保たれておると。したがって、  
部分的な凹凸につきましては、その都度修繕をしまいたい。さらに、舗装は割に長時間を  
要しますけれども、れんがでございますので、その部分だけを補修するということで、比較的  
時間は使わなくて安価にできるものと考えております。また、いろんな情報をいただきまして、  
都市整備部のほうで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 部分的に補修をして、その場しのぎというようなお話でございますけ  
れども、かえって維持費といいますが、そういったお金がかかるというふうに思うわけですね。  
じゃあ、そのれんがは本当に乗せてあるだけです。ごとごと音がしますし、ひっかけます。

何かもうちょっと北のほうへ行きますときれいにやっておりますね。あれは、なぜやられたんですか、それなら。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） おっしゃるとおりですので、試行的に一部、ちょうど国道21号線の南側はカラー舗装をやっておりますので、財政上の関係もございまして、一部の補修に終わっておりますが、将来的には補修をしたいというふうに考えておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 前向きといいますが、そういうようなお話でございますけれども、政治的用語といいますが、そういう言葉を余り使ってほしくないというふうに思いますので、即実行してほしいというふうに思います。

あと2分ありますけれども、瑞穂市の玄関でありますJR穂積駅、ここら辺のまちづくりも、皆さんの知恵を出しながら早急にやっていかなければならないというふうに思っております。

以上におきまして、民主党瑞穂会の一般質問、松野藤四郎、終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 8 番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。5時15分から再開します。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時15分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

10番（土田 裕君） 議席番号10番、日本共産党、土田裕です。

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を以下の項目にわたり質問させていただきます。

1項目めは、平成24年度一般会計予算について質問であります。本年度の予算概要の中で、幼児、そして保育設備事業についてに絞り、3点にわたって質問させていただきます。

1点目として瑞穂市の将来における保育行政について、2点目は待機児童解消問題などについて、3点にわたり質問させていただきます。

2項目めは、稲里地内に出店する予定、商業設備ドン・キホーテさんによる地域開発を含めた波及効果関連について、2項目にわたりまして質問させていただきます。

以下、詳細は質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

まず初めにお断りをしなければいけません、通告では1項目めの平成24年度の一般会計予算についての項目の中で、2番目の公設公営の確認という項目がございます。そして3番目に待機児童の解消問題についての質問の順番を変えさせていただきたいと思いますが、議長のお許しをいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） はい、どうぞ。

10番（土田 裕君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、1項目めとして、瑞穂市の将来における保育姿勢について、そして2点目は待機児童の解消問題について、そして3項目め、公設公営の確認について質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1項目めの1番目の質問でございます。

瑞穂市の24年度一般会計予算について、各議員が教育費、並びに児童福祉関係について質問がございました。確認の上でございますが、幼児、そして保育教育行政の一元化の考え方、そして瑞穂市の子育て政策の方向性をお聞きします。教育長の御答弁を求めます。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市の子育ての一元化ということにつきましては、もう議員御承知のとおりですが、平成22年11月に岐阜県の中で先進的な取り組みとして、教育委員会のほうに保育所関連、それから学童保育関連、子育て支援にかかわる内容が一元化されたということがございます。

これにつきましては、大もとの問題といたしまして、保育所、それから幼稚園、それぞれの保育施設、教育施設が、就学前の2つの施設が教育委員会の上の文部科学省、それから保育所に関しては福祉部、そして、その大もとは厚生労働省という2つの異なった指導監督庁があったところから来るそれぞれの目的が、児童福祉にかかわる内容と、学校教育の1つの施設であるという異なったものとして認識されるような子育てがこれまで行われていたということにかかわって、また小学校1年に上がった折に小1プロブレムというような問題も生じてきて、要は小学校1年のスタート時期に保育所、それから幼稚園から上がってきた子供たちが、新しい環境の中で生活をし、学習に取り組むという、そこで不適應を起こしてしまう、そういった問題が大きく取り上げられた、そういう時代の層がございます。

そういった中で、我が瑞穂市は子育ての一元化ということで、誕生から巣立ちまでを一元的に支援していくという体制を整えたということがございます。

このことにより、具体的な例を申しますと、穂積小学校の1年生は、穂積保育所、別府保育所、それから穂積幼稚園、そのほか他市町の私立の幼稚園等も含めて十何園から小学校1年に集まってくるというような状況の中で、少しでも子供たちの就学前の周期、それから義務教育の1年のスタートを円滑に接続をするといったことを考えて、我が瑞穂市は一元化を進めたと

いうことでございます。

また、子育ての方向性という質問もございましたが、これについては、子供たちを瑞穂の宝として、それぞれの監督庁が違う、担当の部・課が違うという体制の中ではなくて、一つの理念、方向性を持って瑞穂の子供たちに教育、保育を施していくといった中で、義務教育の最終出口まで含めて見ていこうということで、この具体的な中身については、まだまだ検討の余地がございますけれども、大きな流れといたしましては、瑞穂が先進的に子供たちを育てていきたいというつもりであります。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今の教育長の答弁では、国の方針で、小学校が文部科学省、そして保育所は厚生労働省というような管轄でありますから、一元化を含めた国の指針であるというようなことが今言われています。

そこで、国の方針であるということでもありますが、1点目の質問を踏まえて2点目に移らせていただきます。

これは、予算概要にも載っていますけど、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりとして、予算約21億円が計上されています。教育サービスの充実、地域ぐるみの子育て支援、総合的な児童福祉の推進事業で算出をしています。

それでは、今後の瑞穂市の保育行政の充実を図る上で大変重要であります、これは総括質疑でも昨日も質問がありました。未満児の待機児童数と今後の保育、待機児童解消策をお聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 待機児童問題ということについてお答えをさせていただきます。

待機児童数につきましては、厚生労働省の課長通知に基づいて人数を報告しているところでございます。4月1日時点では、平成20年、21年が3名、平成22年、23年はゼロでスタートをいたしました。しかし、これまでも繰り返し説明させていただいておりますように、年度の途中を経て、年度末近くになると待機児童数が増加する傾向にあり、この1月1日時点では、平成21年から比較してみますと、21年は36名、平成22年は14名、平成23年は16名、直近の平成24年1月は8人となっております。こうしてみると待機児童数は年々わずかで減少傾向にはありますが、待機児童は解消できたということではございません。

また、新年度の状況についてですが、入所申し込み受け付け期間である9月30日までに申し込みをされた方については、いずれかの保育所を御案内することができております。しかし、この期間以降に申し込みをされたような方には御案内ができていないという状況です。入所予定であった方がキャンセルされる場合も一部にはありますので、何とか待機児童を発生させな

いよう幼児支援課で調整をしております。

こういった3歳以上のお子さんの入所については、まだ余裕があるんですが、3歳未満児については、もう少し余裕が欲しいというのも事実です。子ども・子育て新システムでは、多様な保育事業の量的拡大を制度設計しておりますので、そういった新システムを活用して待機児童対策を実施することも考える必要があるかと思えます。

ただ、現在のこういった待機児童の問題解消に当たっては、保育士の人数の問題、それから教室の数、キャパの問題です。そういったものもございまして、新年度から保育所の施設整備にもかかわって、今後10年、15年の計画を立てていく折に、こういった未満児問題を解消するための施設の拡充といえますか、そういったことについてもいろいろ議論をして進めさせていただく必要があるかと思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 教育長のほうから答弁がございました。

24年度では、待機児童は1月現在では8名というような方向を示されました。その問題解消について、保育士の人数、そして教室の問題等を含めまして、解決策の問題がこれからの議題になってくるんじゃないかというような答弁がございました。

そこで、この児童福祉法第24条の中では、保育所の入所について法律があります。読んでみますと、市町村は法令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、保護者の労働または疾病等の理由により、その監護すべき乳児または乳幼児、そして第39条第2項に規定する児童の保育に欠けると認めたときは、それらの児童を保育所に入所させる、保育する措置をとらなければならない。ただし、付近に保育所がないなど、やむを得ない理由にあるときは、その他の適切な保護を加えなければならないと。いわゆる保育所に入れなければならないという制度がございまして、それを踏まえまして、今後、より一層の努力をしながら解決策に向けて、執行部の皆さんには、教育長も先頭に立って解決策を望みたいと思っております。

それを踏まえまして3点目の質問でございますが、3月5日に総括でも質疑がありました。保育の運営方法ですね、民間の参入があれば構わないと答弁がございました。

そこで質問であります、堀市長の第2ステージのマニフェストに書かれている保育所運営は、公設公営の意となっております。それを踏まえまして、この間の答弁では違うじゃないかというふうに思いますが、再度お聞きしたいと思います。教育長と市長にお伺いします。このことについて明確な答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 公設公営の確認という質問でございますけれども、現在、平成24年度の保育所の入所の状況でいきますと、公立保育所9園の定員は1,495人ですが、1,167人が公立

保育所に通っていただく予定になっております。一方、私立の保育所の2園は、定員120人に対して106人が通っていると。3歳以上のお子さんに対して、ほとんどの方が御希望の保育所に入園していただいております。一部の保育所、3歳児は定員を上回る申し込みがありましたので抽せんを実施し、第1希望ではなくて第2希望の保育所に変更していただきましたが、申し込みをされた方全員に入所していただける、そういう予定でございます。

3歳以上のお子様に対する基本的な保育については、公立・私立が併存している現在の体制で、保育需要に対応することは、現在のキャパとして可能であると考えております。今後、子ども・子育て新システムによる国の動向も注視しなければなりませんが、現在ある既存施設については、財政の許す限り民営化することなく、公設公営を貫きたいと考えております。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからも答弁申し上げたいと思います。

先ほど土田議員が法律を上げてお話をされたところでございますが、なかなか国のほうも法律と実際は矛盾しておるところがあるんですね。そう法律で言いながら、公が施設整備をしようと思っても、民間には補助を出して、公設のほうでと。こんな私に言わせたらばかげた話はない。本当の話は、そういう矛盾があるわけでございます。その矛盾もあるということで、私は市長会のほうを通じまして、国のほうへ要望も、やはり公の施設のほうにも同じように補助を出してくださいよと。これは全国でうちだけでございませぬ、いろんなところがございます。出してありますけれども、なかなかそちらのほうは現実とそぐわないのが実態で、民間のほうには補助をしますと。そういう中でございまして、私は民間参入は、はっきり言って場所によっては民間が、去年にありましたようなそういうところでなく、本当にいいところでありましたら、そういうことも考えていかなくてはならんと、このように思っております。

現況では、先ほど教育長が申しあげましたように、待機児童も何とか少ない状況でいける。この状況で私の任期の範囲ではいけるのではないかと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今、市長のお話では、民間参入も構わないというようにもとられる方向でございます。国の矛盾もございませぬけどというお話もございました。

実は、今言われたように、国の方針でも安心こども基金を活用して、今度の国会でも延長されておるといような状況でございます。これは待機児童解消問題を含めた延長保育、特定保育ですね。特定保育というのは、保育者の就労形態の多様化、パート就労の増大に伴う子供の保育需要の変化に対応するための柔軟に利用できるような保育サービスなどの諸問題を解決するというものも含めたものでございます。安心こども基金を活用しただけで本当に解決できる

かどうかという問題もございますが、政府の方針は、今教育長も述べました子ども新システムの関連法案を今現在提出されている状況でございます。

この子ども新システムというのは、幼保一元化を含む新たな次世代育成支援のための包括的、一元化的な制度であります。子ども新システムの内容は、複数の保育ママによる小規模保育の緊急時安全対策を管理する人の配置への補助や、職員配置などで基準を満たす認可外保育設備の開設準備経費への補助、新システムでは設置する方向に今なっているそうでございます。いわゆる公的保育制度を解体しまして、保育を保護者と事業者を結び、契約によって購入するサービスでございます。保育の営利化をして、子ども新システムの具体化も検討している状態でございます。

だからこそ、今現在問題になっているのは、今市長も問題化されていると述べられましたけど、待機児童の解消がこれではできないじゃないかと、私はそう思う次第でございます。

いずれにしましても、この答弁、今深めながら、今議会の最終日、採決のときに議論をしたいと思っておりますので、保育所費の関連についての質問はこれで終わらせていただきます。

それでは、2項目めの質問であります。

稲里地区のヤナゲンF A L跡地に出店する予定のドン・キホーテさんによる地元商店街開発について、2点にわたり質問をさせていただきます。

本日、広瀬武雄議員からも質問がございましたので、端的に質問はさせていただきますが、まず1点目は、出店に当たり、地域説明会の中で営業時間の議論がございました。ドン・キホーテさんは、原則としまして24時間体制でございます。ちなみに、岐阜市のドン・キホーテさんは、朝3時に閉店されるということで、住民の要求にこたえられているそうでございます。

そこで、執行部の先ほどの広瀬議員さんの答弁の中では、大店舗法にのっとり指導すると御答弁されていますが、営業時間をどのように指導していくのか、お答えください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ドン・キホーテの出店の問題でございますが、1月26日に柳一色公民館のほうで地元住民の方62名ほどお見えになりまして、ドン・キホーテ、開発のコンサルタントでありますエスパシオという会社が来て説明会を行いました。その中で一番中心になりましたのは、やはり24時間営業によって子供たちへの影響、それから周辺環境が悪くなるのではないかということが一番の問題になりました。その辺につきましては、先ほど広瀬議員のときにもお話ししましたように、市からも意見書を出して、24時間営業については再検討してほしい、それから地元、地元の関係者からもそういう要望が出ております。

特に、お見えになった方もそのあたりの意見が強くありましたし、現存のパチンコ屋とかゲームコーナーについても営業時間が零時になっております。当時は24時間営業という話もお聞きしたんですが、そういうことになっておりますので、極力そういう方向で行っていただくよ

うにお願いをしていきたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） いずれにしましても、今後、業者の方との話し合い、折衝がございませぬ。よりよい住民要求にこたえまして、直接進めていっていただきたいと強く望む次第でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問でございますが、このドン・キホーテさんの出店に伴い、交通量の増加が予想されています。ドン・キホーテさん出店の南側沿い、トミダヤ岐大店、並びに柳一色地内の用水がございませぬ。その用水の伏せ越し工事、並びに道路拡張工事ができないのかという問題が地域の方から寄せられています。都市整備部長にお答えを願いたいと思ひます。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 旧ヤナゲンF A Lとトミダヤ岐大店の間には導水路がございませぬ。この導水路については、以前にも土田議員が質問されましたように、市では計画を持っておりました。地元説明の際に、水路を伏せて駐車場で活用されているところがありますので、その辺の駐車場確保が一番の問題ではないかなと思ひますが、そのあたりで頓挫した経緯がございませぬ。市では計画を断念したわけでもございませぬ。それで、最近になりまして、今言ひましたドン・キホーテの岐阜瑞穂店の進出に伴いまして周辺開発が必要ではないかということで、市のほうではもう一度再検討して、何とか整備をしていきたいというように思ひます。

水路については暗渠化して、歩道と道路を整備するというふうにお考えしております。これにつきましても、地元の五ヶ村の区長さん方もことしになってお見えになりまして、強く要望されておられますので、引き続き再検討して整備の方向へ向かっていきたいというふうにお考えしております。

それと駐車場の確保につきましても、関係者の方にも今お願いをしておりますので、そういう形で何とか事業化ができないかというようにお考えしておりますので、よろしく申し上げます。なるべく早急に計画を立案したいというようにお考えしております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今の答弁では、今後行うような方向性にするという答弁でございました。大変、五ヶ村の方、並びに地域の皆さんには朗報だと思ひています。

いろいろ含めて、この瑞穂市の保育行政、そしてまた地域の産業発展に、今後執行部の皆さんには御尽力を賜りながら市民の要求にこたえてもらいたいと強く望む次第でございませぬ。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 10番 土田裕君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

傍聴の皆さんありがとうございました。

#### 散会の宣告

議長（星川睦枝君） 本日はこれで散会します。

散会 午後5時47分

